

す、本郡國友村の鐵砲は何れの年代なりしやといふに、未だ正確の史料を認めず、古事類苑所引の佐々木系圖に

弘治元年五月二十日、有唐人名日長子口（ちやうしこく）、嘗自南蠻渡海到琉球、尋來日本多福島、教鐵砲、先月入海見將軍家、而傳其術、使長子口預佐々木氏、今日來着江州、同廿八日居江北國友村、賜百貫領地、

又黒川道祐の雍州府志には左の如く記す、

曾弘治元年南蠻人、氏宇志俱智者、超海行琉球國、教造鐵砲、自琉球來薩摩國多福島、又教之傳其術、同年三月入京師、見將軍家義輝公、遂使是傳本朝人、而後命佐々木義秀、使居江州國友村、義秀則與百貫地、古百貫與今百石の領地相同、自是本朝工人、倣彼之製、今處々作之、特和泉國堺、造之家多、其内箕形氏人爲巧手、

淡海温故錄等二三近江の地誌にも此説を略記すれども、輿地志略には記せず（輿地志略に記せざることば）

前記二書の説は大同小異にして、てうしくちなる人を國友鐵砲の傳授者とす、果して此説眞なるか、新井白石先生は其著本朝軍器考に、弘治元年南蠻の人氏宇志俱智といふ者（中略）其技を傳へしなど云へど、皆信じ難しと否認せられたり、さもあるべし、其鐵砲



傳來を弘治元年とし、長子口の人名といひ、將軍義輝といひ、佐々木義秀(澤田源内假)といひ、何れも辻褄の合はぬ記事なり、近江輿地志略の著者寒川辰清は益を白石先生に受けし人なれば、先生の否認説を知るを以て、この説を其著國友村の條に記せざりしなり、

されば國友鐵砲の創業は何れの年代なりやを究めんとするに、國友村の鐵砲記には其創始を天文十三年二月とし、將軍家より細川氏に命じて、近江國內の鍛冶を調査せしめしに、本郡國友村に武器鍛冶ありて、古くより精巧の名ありしかば、細川氏は之を將軍に報じたり、將軍は乃ち鐵砲一挺を國友鍛冶に下渡し、製作を試みしむ、國友鍛冶は首を鳩め肝膽を碎きて之を製せしに、銃腔の腔綫製作に苦しみたり、時に治郎助なるものあり、苦辛慘憺、大根を以て假りに銃身とし、之に小刀の刃を鋸形にしたるものにて旋回し、始めて銃腔に腔綫を作る方法を了解したるを以て、同年八月製砲二挺を將軍に獻じたりとあり、又同記に天文十八年七月、織田信長橋本一巴に命じて、六匁玉の鐵砲五百挺を製せし事を記す、天文十八年は信長十六歳なれども、父の卒去後齋藤山城守と富田に於て會見せしときの一行に、弓鐵砲の者五百挺云々とあれば、其頃既に信長が鐵砲を重用せられし證とはなすべきも、當時一巴をして國友に砲を製せし

めしや否やは疑問なり、以上鐵砲記の説には稍々採る可き所なきにあらざれども、二説共其記年に相違のあらざるやと思はる、若し以上の紀年にして信なりとすれば、其頃は淺井久政の全盛時代として湖北を領せし頃なれば、久政文書に鐵砲に係る記載も存すべきに、數多き久政の文書中其事の記載せられしもの一通だになし、編者は之を切支丹宗の傳來に考へ、宣教師の近江進入により、安土城主の織田信長を初め、京極高吉等の一族が洗禮を受けて熱心なる信者となりし事等参考すれば、國友鍛冶の創業も其頃にあるべきかと思はる、國友鐵砲記に其地が淺井氏の小谷城に近きにも拘らず、淺井氏關係の事を記さずして、織田信長の信任を受けしを記するは、暗に這中の消息を覗ふに足る、古くより甲賀鐵砲を國友張りといひなせば、國友鐵砲の夙に著名なりしは知ららるゝなり、

## 第十八章 木下秀吉湖北を領す

天正元年九月、信長は淺井氏の所領を割きて其臣に興へしが、其中江北の大部分を領せしは木下秀吉なり、尾張國中村の民家より起ちて位人臣を極めし一代の英雄、豊太閤は、其初め立脚地を本郡に受けて、終に奇代の幸運を開きたり、元龜元年六月、信長が



淺井氏と始めて姉川に戦ひし以來、天正元年八月に至る三年二ヶ月の間大小幾十戰、常に淺井氏を苦しめ、信長をして成功せしめしは、實に木下藤吉郎秀吉の功績と云はざる可らず、是れ信長が秀吉を抜きて江北の地を興へし所以なり、鎌倉以來久く佐々木氏京極氏の管せし江北の地は一旦淺井氏の統治を受けしも、淺井氏は古來江北の名家たる京極氏の被官なれば、縁故は深きものなるも、秀吉に至りては其關係淺し、されば秀吉が江北を領するは、江北の士民にとりて非常の大變動なり、炯眼なる秀吉は夙に之を先覺し、策を信長に獻するに、江北士民重代の縁故深き京極氏が久しく東西に流離せるを救はんを以てせり、信長之を諾し、愛知郡の内を以て京極高次に與ふ、江北の士民之を聞きて秀吉を徳とし之に悦服す、

## 第十九章 木下秀吉と今濱城

木下秀吉は淺井氏の根據小谷城にありて、江北の地を領し、民政を布きしが、小谷の地は戰略上の要地なれども、治民政所の適所に非ず、加ふるに三冬雪深くして不便の事少からざれば、遂に城を本郡今濱に移せり、今濱は現今の長濱なり、

### 第一節 今濱城と今濱氏

今濱の地は琵琶湖の沿岸にして、北國路より中仙道に通ずる要衝なるを以て、武備上の設備は南北朝の時代より此地に設けられたるが如し、淺井三代記及び其類似の雜史には今濱城は上坂氏創築せし如く記せざ、上坂氏は今濱城に退老せしまでにて、創築に非ず、佐々木南北諸氏帳には京極高氏入道道譽の時、此城を築きし由を記せり、江北の領主京極氏は其本據を膽吹山に設け、領内の要地には處々の城館を設けて腹臣を配置し、以て有事の日に備へたり、今濱六郎左衛門の名は太平記にも見え、又應仁の亂に京極持清は北近江の將卒を率ゐて京師に出で、細川氏に屬して戦ひたる時、戦死せし部將の中にも今濱六郎左衛門あり(第七篇第九卷參照)、代々六左衛門と稱せしと見ゆ、今濱氏は元と甲斐の武田氏の族にして、刑部丞信實の時浪人して近江に來り、京極氏に仕へ、百貫の地を領し、今濱に住し、姓を今濱と改めたり、六郎左衛門は其裔なるべし、此れ即ち京極氏が今濱氏をして此要衝を守らしめしものなり、持清卒して後、京極氏が相續論の爲に同族相鬪ぎし時、文明十八年八月、京極高清は一旦甲賀郡三雲に隠れしも、五十日を経て今濱城に歸りし事、又長享元年四月三日に、高清は今濱城より兵を出して國友河原に多賀大成を攻めし事、明應五年五月、高清は六角氏の爲に今濱を脱して高島郡に隠れ、四年を経て同八年に今濱城に歸りし事、其他文龜元年六月十七日の今



濱合戦に高濑在城の事等、江北記に詳なり(第七篇第 十章参照)永正年間京極高濑の家宰上坂治部今濱城に退老し、其卒去後もなほ息上坂氏が在住せしが、浅井亮政の勃興して小谷築城の後に破壊せられ、久しき間廢墟となりたりき。

## 第二節 今濱城の再興

以上の歴史を有せる今濱城址は、木下秀吉の就封に及びて京極氏の舊に復せんとす。天正二年六月を以てこゝに城館を築けり、當時築城の状況は詳ならざれども、領内の民たるものは出家商人を論せず、普く徵募して土工を督勵せし様、六月六日の川合文書(古文書三三二)六月七日の下八木文書(古文書三三三)によりて知らる、二通共に年記なきも、正しく天正二年なるべし、川合文書は六月六日付にて八日の人夫を平方の名主百姓中に達し、下八木文書は六月七日付にて九日の人夫を下八木地下人中に達せり、而して二通共に同意味にして、今濱城普請の儀に付當郷人足の事、鋤、鍬、畚を持ち、出家侍、奉公人によらず一人も残らず家並(いぢ)に罷出づべく、若し油断に於ては成敗を申付くと命せり、僧侶や侍まで一人も残らず徵募せられ、土を掘り石を運びて築かしめたる秀吉が作業ぶり、今も想像せられていと面白し。

## 第十二章 秀吉今濱を長濱と改む

天正二年、秀吉は今濱の古城趾を修築し、普く領内の民を募り、濠を深くし、城壁を高くし、新城の薨は天を摩するの概あり、秀吉乃ち其幸運の長からんを祝福し、今濱の名を改めて長濱と稱す、豊鑑に長濱移城并に地名改稱の事を記して、天正二年の春、小谷山は北さかい雲いと深くさゑまさる空のくるしみあり、三里餘の戌亥(戌亥は未の誤り)にあたり、今濱とて古き城所ありて、今信長の御座安土山へも程遠からねば、かふり仕るに煩なし、此所にすまんとて、堀を深くし石ぐらを打まはし、殿づくりして移り給ひぬ、今濱のなを改めて長濱となん。

君が代も我よも共に長濱の眞砂の数のつきやらぬまで

誰人のよみしといふ事も忘れにけり(竹中重治の詠)と云へるもの、是なり、長濱は一に永濱の字を用ひし事あり(古文書三五〇)

今濱を長濱と改名せしは、修築終りて秀吉入城の時ならん、修築の人夫徵發の頃は、今濱の普請云々と六月文書に見えたればなり、即ち天正二年の暮秋より以後翌三年の春までの間と見て可ならん。



第一節 秀吉出陣に係る土謠

犬上郡栗栖村(久徳寺村)の雨乞踊の返し歌に、秀吉の陣立に係る古謠あり、元文中彦根藩士功刀ノボリ七郎の筆記せしものなりとて、彦根舊記中に見ゆ、秀吉公江州今濱の城に移り給ひし時の様子申すなりと附記せらる。果して長濱入城當時を謳歌せしものなりや否やは歌中に見へざれども、面白き土謠なるを以て之に收む。

栗栖村雨乞かへし踊歌

秀吉様の御陣立には付候、殿の七重八重、いさみ進める若武者の、紫あやの母衣はかけ  
て、  
てんでこてん、御大將の御裝束には、金糸赤地のよろひめし、  
赤糸しめさせ、朝日にかゝやき、海山も、  
御草ずりを見上奉れば、金のとんぼう、すそに付き、  
錦のしたゝれ、風にきそひて、ゆたかはげしき、御よそほひ、  
御馬の先の、のぼりのだしは、金のひようたん、びかびか、  
御いせいかゝやき、鏡の如く見上る人の、こうかゝむ、

御馬のしょうぞく、紅の赤き萌たつた、おいを御懸、  
御馬の足音、たかくめされて、あつばれ大將、御大將、  
此御いせいに、村郷治り五穀成就、里成就、

第二十一章 木下秀吉の初政

天正元年九月、秀吉は江北の地を賞賜せられて一城の主となり、政令を其領内に發せり、本郡中現存する古文書につき、最も早きは上平寺文書歟、十月五日とありて年記なきも、此文書は江北の地を賞與せられたる以前即ち淺井氏と對抗中のものならんかと思はる、さて信長が功臣に本郡の地を分與せらるゝや、山西部の多くは秀吉に屬し、山東より河南の幾部は多く堀氏の領たりしは、現存二氏の古文書に徴して知らる、無年九月十一日堀氏の臣樋口三郎兵衛が上平寺に與へし文書(古文書三二〇)は、其文辭によりて其寺が堀氏の領内たりしを知るべく、實に九月十一日の令は堀氏初封の最新令なるべし、次に秀吉十月五日の文書(古文書三二七)は、當寺中并小屋放火之儀、堅令停止候、自然一揆等被立置候者、則可成敗候、可被得其意、事專用候とあり、上平寺は京極高濑以來其城館ありし地にして、其後高濑の菩提寺たり、故に若し寺僧等が縁故ある淺井氏に加擔



し、信長に反対せる爲め堂坊に放火し、或は土人の一揆を企つる等あるべからずと特別の命令を發せし様に解せらる、果して然らば天正元年以前淺井對抗中の文書と見るを穩當とす、然らば秀吉江北の領主以前のものたり、又其次を天正二年二月十八日の總持寺文書とす(古文書三二四)、此文書は秀吉が己れの領土の内百二十石と寺屋敷等を總持寺に寄進せしものなり、次に同月二十日附にて八幡神社(濱長)の社坊中へ勘忍分として百六十石を遣はし(古文書三二六)、翌三年三月十三日、臣杉原七郎左衛門家次(秀吉の室北政所に志賀郡にて二)をして更に八幡社の社坊に掟書を與へしめたり(古文書三三三)、其第一條に秀吉寄進したる百六十石の米の内坊主衆に於て分配せらるゝも、他所に散在せし者并に惡しき輩の分は之を與へずして、八幡社の修理料にせよと命じ、第二條には諸種の課税を免除し、第三條には社坊中の居屋敷并に家ありて人なきものは寺中に於て検査して、先規の如く八幡社の修理の料にせよと命じ、秀吉が武運守護の神なる八幡社を崇敬せし様も想像せらるゝなり、無年八月二十四日觀音寺文書(古文書三二八)には寺中の衆僧從來の如く在住する事異儀あるべからず、寺領は當知行の旨に任じて寺納せよと命せり、年記なきも木下の姓を用ひあれば、天正二三兩年の間ならん、

### 第二十二章 信長の行賞

淺井氏滅亡後、信長は湖北の大部分を木下秀吉及び堀秀村に與へしが、永く本郡に在住せし名家に對しても亦其功勞に應じて賞を行へり、當時の史料多く散逸して詳細は之を知り難きも、同年同月日付の信長の朱印二通あり、其一通は本郡長澤(法性寺村)に住せし田邊與左衛門宛にして、古文書四一四に記せり、田邊氏はもと箕浦庄の領主今井氏の臣なりしが、信長近江進入の際、堀氏樋口氏の次に其部下に屬せし事は第八篇第十六章に記せり、其後信長の爲に幾戰の功ありしと見え、天正三年左の折紙を與左衛門に與へたり、

江州黒田北方内四百石宛行訖、全可領知狀如件、

天正參、十一月十七日

朱印

(卵形にして天下布武の文字ある朱印)

田那邊與左衛門どのへ

黒田北方内とあるは黒田郷の北方村の内にて、現在の東黒田村大字北方なり、其北方村の内にて四百石を賞與せられたり、今一通は慶安年間より安藝國廣島に移り、淺野家に仕へたる箕浦氏の裔箕浦勝之助氏が現今所藏せるものは是なり、箕浦氏は古き京



極氏の臣にして南北朝の頃には京極道譽の部下にて勇名ありし人なり(第七篇第十  
三章参照)元來箕浦氏の本居は本郡柏原なれども(現今の小學校  
は其跡なり)南北朝の亂には攝津の守護代  
として彼地に赴き、宮方の將和田楠の軍と攝津の神崎に戦ひたる事(太平記  
三十八)あり、信長  
近江に進入の頃には其後裔が戦功は特に記録にも傳はらざれど、信長が部下に屬し  
居たりしは此文書によりて明なり、文書左に掲ぐ、

江州東柏原内四百石宛行訖、全可領之狀如伴、

天正參、十一月十七日

朱印

(卵形に天下布武  
の文字ある朱印)

箕浦次郎右衛門とのへ

右二通の文書を對照するに、年號月日の同じきのみならず、文書朱印皆略一致す、當時  
信長が是れと同様の行賞をなし、こと多かりしならんも、今傳はざるは惜むべし、

### 第二十三章 信長田那邊城介をして尾張に

鶴を取らしむ

田那邊城介は長澤の人にして信長に仕ふ、無年十一月十四日の文書を存す(古文書  
四一九)信  
長城介をして尾張の高つなに鶴を獲せしむ、其文に曰く、

急度染筆候、仍鶴所用之儀候、尾州高つなにて市ものに申付可越置候、只今取て無之  
候は、いそぎ申付とらせ候て、則ころし可到來候、急事候は、不可有油斷候也、  
十一月十四日 朱印 (天下布武  
の文字有)

城介殿

月日のみにて年記なきを以て其年を確知し難きも、信長に頗る慶事ありし時なるは  
明なり、信長の慶事と其月日を以て按ずれば、姉川戦役に非ず、淺井氏の滅亡に非ず、正  
しくは天正四年十一月にして内大臣宣下の時ならん、天正四年は信長安土築城の初  
年にして、天下を征定して城廓を築かれたる最も得意の年なり、其十一月四日より上  
洛して二十五日まで滞京し、二十一日に内大臣に任せられ、二十三日に參内し、種々の  
捧物せし事信長記に見ゆれば、鶴の所用は此時ならんかと思はる、文書中に尾張高つ  
なにて市ものに取りらせ、日敷もなく大至急の用なれば、鶴を殺して持來れ、猶急用に付  
油斷の儀有るべからずとあれば、目出度き用の至急を要せし様も見ゆ、

### 第二十四章 石高の始稱

鎌倉時代以後武士の所領は總て貫高を以て稱せられたり、貫高は田地の收納を米積



りにせずして、價錢を以てせしより、町段によらずして領地の田數を計ふるの名稱となれるをいふ田園地方紀原に、鎌倉將軍家以來領知の入高を其土地の米價の貴賤にあて、買米の多少を量り錢納にせしより、いづとなく所領の高を貫を以て唱ふる事にはなりしと見ゆ、扱一貫の土地は幾許なりや又一貫文が石高に引合さば幾許なるや等は、時世により又土地の遠近肥瘠等の事情によりて一定せず、一貫文が田地二段にも宛てられ、四段半にも、五段にも、又畑一町にも宛てられたり、石高との比も同じく、一貫文か五斗にも一石にも五石にも充てられ、一定の制にあらざれども幾内近國は百貫を千石に宛て、遠國にては八百石より五百石の間に於て等差あり、又一貫文の田地は平均五段にして、之を石高にすれば一貫文五石にして、百貫は五百石に宛てられたり。

石高の始稱は豊太閤の天正檢地に起るとは普通の説なれども、太閤の近江檢地は天正十九年にして、それより以前近江に石高の稱ありしは上卷に記し、古文書之を證す、而して其數の多き數十通に及べり、其中最も早きを天文十一年九月十五日の下坂文書とす(古文書一八八)其文書に「加田庄東半濟之内四百石の事被仰付云々」とあり、次を天文二十一年十月六日の淺井久政が今井左近允に送りし文書とす(古文書二八三)これは久政が

今井氏を招降せし時の文書にして、文中に下坂公方千石、多和田東方七十石、加田之内千石、大原の内を以て五百石、十六條にて二百二十石、十七條にて二百八十石等見ゆ、爾後天正十九年檢地迄の石高記載の文書を列記するは其繁に堪へざれば、左に其中年代の早きもの數通の要項を摘記せん、

十月十九日(永祿三年)附淺井賢政が若宮藤三郎に送りし文書に「爲配當三百石進候」(古文書一七一)

元龜元年九月二十三日、樋口三郎兵衛が下坂若狹守に送りし文書に「下坂不斷光院請所之儀吉米參拾石云々」(古文書三一三)

天正元年、下坂若狹守家の作職算用帳に田畠各筆に石高を記載し併せて段畝歩の稱も見ゆ(古法の段歩を段畝歩に改めし微證たり)(古文書四八〇)

天正二年二月十八日、羽柴藤吉郎秀吉が龍嚴院に送りし寄附狀に「爲當寺領百二十石云々」(古文書三二四)

同年同月二十日、秀吉より長濱八幡宮の社坊中に送りし文書に「當坊中爲堪忍分百六十石云々」(古文書三二六)

天正三年十一月十七日、織田信長が箕浦次郎左衛門尉に宛行し文書に「江州東柏原



内四百石宛行訖云々(古文書四一五)

同年同月同日附信長が田那邊與左衛門に與へし文書に、江州黒田北方内四百石宛行云々(古文書四一四)

以上の文書を始め、其他數多き石高記入の文書のあるからは、近江には天正檢地以前より石高の稱ありしは明なり、されば貫高を廢して石高に改めしは何れの年代なるかを知らんに、今は史料の發見なければ其年月を確知し難きも、按ずるに近江國には天文年間檢地の事ありとて、之を天文繩又は近江繩などと稱せり(多胡長家訓)といへば、正しく檢地の時より石高を稱し始め、又同時に古法の三百六十歩一段を改めて三百歩一段とし、三十歩を以て畝とし、段畝歩の稱をも始められたるならんか、されども天文檢地に係る史料なければ、其檢地が何年に施行せられしやは知り難きも、天文十一年九月以前なるは前記古文書に徵證せらるゝなり(江源武鑑に天文繩を天文二十三年に足らす)されば石高と段畝歩の始稱は秀吉天正の檢地には非ざるなり、さて石高は其田畠の收穫米の高を定めし率にして、其高に應じて年貢を定めたるものなり、精しくは第四十九章に於て記するも、鈴録に、當時大抵兵糧儲蓄の爲に穀を以て納めしにつき、糜其米を給するに當り、貫高を以てするよりも、直に石高を以て算する法便利なるが故に、俸録

は皆石高を以て定むる事となれり、と見ゆれば、石高の稱へられし起因も略ぼ想像せらるゝなり、

### 第二十五章 秀吉羽柴筑前守となる

天正三年十二月三日、正親町天皇織田信長の功を賞して右大臣に任せんとす、信長強て之を辭し、代ふるに功勞ありし臣等を徹官に叙せられん事を請ふ、天皇嘉納し給ひ、木下藤吉郎に筑前守を宣下ありたるを始めとし、河尻城、築田、武井等數人の功臣官に叙せらる(信長記)、是に於て秀吉は姓木下を改め、羽柴筑前守秀吉と稱せり、一説に信長は秀吉の姓木下を改めさせ、當時信長部下の重臣丹羽長秀、柴田勝家の時めくを慕ひ、兩將の姓一字づゝをとりて羽柴と改めたりといふ(鑑雙)、本郡所存古文書天正四年以前に羽柴姓又は筑前守と記し、ものなし、筑前守と記さるゝものは天正四年二月十八日の觀音寺文書(古文書三二九)を始めとし、又同年十月十五日堀部の醫王寺に與へたる文書(古文書四三二)には羽柴筑前守秀吉と明記せり、

### 第二十六章 秀吉觀音寺山に茶亭を建つ



天正四年二月十八日、筑前守秀吉は命を觀音寺(大原村)に傳へて、茶亭を其山内に建てしめ、扶持米貳石を給し、出獵遊山の時、寺僧をして茶を其亭に煮しむ。英雄の胸中雅懷ありしを見る。當時の文書觀音寺に存す。曰く、

當茶屋申付候間、不可有懈怠候。爲扶持貳石遣候。并寺家廻之山は爲寺中可有裁判候。さんないは茶屋薪に申付候也。

天正四年二月十八日 筑前守秀吉花押

觀音寺惣坊主

觀音寺山は本郡の中央に横臥せる臥龍山の北部即ち大原村(東)と北郷里村(西)との間の部分を云ふ。蓋し山麓に觀音寺あるを以て其名あり。長濱城を距る一里餘の東にして、消暇遊獵を試むるに恰好の地なり。現今寺僧の指摘するところによれば、當年茶屋のありし所と云へるは横山城の南に當る嶺上にして、其附近遺趾と認むるもの更になく、唯少許平坦の處あるのみ。蓋し西は山西部の諸村落より、茫々たる琵琶湖を伏視し、東は膽吹の大嶺を仰望すべき眺望絶佳の處なり。果して此處なりしや否やは確ならざれども、秀吉が此處に來りて攻城野戰の勞を慰し、己れの所領を一目の下に望み、寺僧の饗する芳茗を味ひたる快は、敵城を奢り敵將を降し、快と相俟て、當年得意の

狀を想見せらる。彼の石田三成が佐吉の幼時秀吉の遊獵入山の時、献茗の功によりて其才智の凡常ならざるを觀られ、秀吉寺僧に希ひて彼れを携へ歸りし奇縁は、此茶亭の媒介せしにはあらずやと思はる。

第二十七章 秀吉石田七條八條今川四村の

荒田の租を半減す

羽柴秀吉は無年二月三日の文書を以て石田(北郷里村)七條、今川(南郷里村)八條、(四郷里村)の四箇村の百姓に令して、其郷内の荒田を開墾せしめん爲、定免として半租を減ぜり。古文書三二五清水文書に見えたり。但年記は無きも、羽柴藤吉郎秀吉とあれば、天正四年頃なるべし。以上四ヶ村の地は姉川の南にして、觀音寺坂の西口なれば、元龜元年姉川の戰以來、淺井長政の滅亡まで附近一帶の地は常に戰亂の巷となりたれば、民心恟々として業務に安からず。爲に美田の良廢せしは想像するに餘あり。秀吉の農民を獎勵して荒田を治めしは、實に此四村に止まらざりしならんも、史料見えざれば記す可からず。

第二十八章 八幡神社と羽柴秀吉



秀吉江北の地を領せし始めに於て、八幡神社の社坊の百六十石の社領を寄附し、更に其翌年杉原家次をして寄附米處分法等に關する掟書を八幡宮に寄せたり、其後秀吉の毎に八幡宮を崇敬したる史料少からず、八幡の神は武運守護の神として古より武士の最も尊崇する處なるに、秀吉初封の城地附近に祀らるゝ宮なれば、其尊崇も亦特に厚かりしならん、天正七年秀吉は神前に真鍮製燈籠を寄進せり、其銘に「天正七年曆筑前守秀吉寄附」とありて現存す、又同年五月十五日八幡宮別當舎那院へ八幡庄三町の内一町を寄進せり(古文書四二八)翌八年三月江州坂田郡八幡宮奉加と題する奉加帳に、其子次郎秀勝と連署したるものあり(古文書三三四)其年に同社の神殿改築せられたること、翌九年八月遷宮の文書によりて知る、此奉加帳は改築着手當時のものに疑なし、但し神殿の改築は翌九年八月に至りて竣功せしにより、其月の三日より遷宮の爲め千部の讀經執行せられしは、羽柴次郎秀勝の制札によりて知らる、制札の文左に掲ぐ、

- 一 來三日より八幡宮遷宮千部經執行口口喧嘩停止之事
- 一 殺生禁斷之事
- 一 植木之枝花不可折取事
- 一 社内へ牛馬不可入之事

一 諸免許之事

右條數めずらしからざる雖爲顯目なを以て違背之族在之は、理非にたちいらす可成敗者也。

天正九、八月日

次花押

天正九年は秀吉が播磨國姫路築城の年なれば、遷宮當時長濱には在らざりしにより、次郎秀勝が此く禁制の札を境内に建てたるならん、又無年九月十三日、石川光政、高田秀政、伊藤秀安の三臣連名にて八幡宮御坊へ宛て、秀吉の命を傳へたる文書(古文書三三六)は、八幡宮へ秀吉より聊か寄進申すべきの條、誰ぞ五三人程御老僧御出なされて御禮仰せられ然る可く、其爲め愚札を進せしめたりとの意なり、是にて天正二年に寄進せし百六十石の外に猶寄進せられしを知る、按ずるに當時の寄進は十石なりしが、其は天正十九年四月二十三日、秀吉が八幡社人中へ與へし文書(古文書三七〇)に、八幡庄内合百七十石事とあり、曩には百六十石にして、此には百七十石とあり、十石の差あるは蓋し無年九月三日の寄進なるべし。

第二十九章 秀吉の亡兒と妙法寺



妙法寺は長濱南片町にあり、日蓮宗寺なり、寺傳によれば始め淺井郡小谷の長尾山にありしを、天正二年秀吉命じて長濱に移さしめたりといふ、秀吉の長濱經營は淺井氏の小谷城の根據を移轉するのみにあらず、小谷山中の寺院より、山下居住の人民をも招き集めて市街をなさしめたるなり、妙法寺も其一なりと傳ふ、住僧日示秀吉の崇敬厚く、秀吉の姉瑞龍院京都村雲御も亦日示に歸依せり、元來當時尾張の武士は皆日蓮宗の信者なりしが如し、加藤清正は南無妙法蓮華經の陣旗を以て世に知られ、有名な法華信者なり、山内一豊も亦長濱在城の時は日蓮宗要法寺を此地に建てたり、秀吉の姉及び秀吉も日蓮宗なり、妙法寺の崇敬故なきにあらずるなり、妙法寺に一基の碑あり、本光院朝覺居士と刻す、寺傳に秀吉の子秀勝、天正四年十月此地に卒したれば此に葬れりと、又一幅の畫像あり、稚子風の坐像を畫き、上に法華の比喻品及方辨品を記し、左側に本光院朝覺居士、右の上に天正四年西曆十月十四日と記し、一の花押あり、後秀吉は天正十四年十二月八日を以て本郡小足南郷の地三十石餘の寺領と寺屋敷三箇所を寄進す古文書其菩提を吊ふためなりと、按ずるに豊臣秀勝は次郎丸と稱せしが、天正四年に卒去の事なし、現に長濱八幡神社に藏する天正八年三月の奉加帳にも、羽柴次郎秀勝と記載せられ、翌九年八月の遷宮千部會執行の際にも秀吉に代りて境内

に禁制の札を建てたり、十一年には丹波國を領し、丹波少將の稱ありしが、文祿元年九月九日に唐島に卒し、一女ありしを秀頼の生母淺井氏養育して、生長の後九條忠榮に嫁せしめたる慶長九年六月三日事實明瞭なれば、天正四年妙法寺に葬りしは秀勝に非ざるは明なり、然らば何人なるか、豊臣氏の家譜を按ずるも相當すべき人なし、十三歳の辰千代丸が奈良の猿澤池に溺れて死せしも、此兒は秀利の養子とあり、其死所も大和なれば之れにも非ず、惟ふに家譜に記載されざる秀吉の幼兒が此地に葬られしにあらずるか、其は秀吉が小谷より長濱に移さしめし淺井氏の香華寺たりし徳勝寺にも、本光院朝覺居士と銘ある位牌の祭壇に祀らるゝあり、又同時に移されたる知善院にも、天正四年十月十四日秀吉の子次郎秀勝早世したるにより、同月二十二日佛供料として伊香郡井口村にて三十石の寺領を興へられたり云々と寺傳あり、三寺共に秀吉が朱印除地の寺領を寄進せし寺なれば、秀吉の愛兒が没せしにより其冥福を祈りしことのありて、かく種々の傳を存するなる歟、記して後考を俟つ、

### 第三十章 長濱城と代官

長濱城に封せられし秀吉は常に長濱に安居する能はず、信長生存の間は其命に従ひ、



東征西伐に是れ日も足らず、信長本能寺の變後は更に一層秀吉の多忙時代となりたれば、長濱城には代官を置きて其領内の沙汰を爲さしめたり、上坂記録に當時爲政者の變遷を知るべき覺書あれば、左に抜記せん、

覺

太閤様長濱に被遊御座候御時、平野土佐守、不破河内守兩人被申上、上坂伊賀、同信濃在所へ罷越屋敷所宛并一職御扶持被下置候様、被申上無別條被仰付候、其後諸役不仕候、

- 一 太閤様御藏入之時
- 一 大納言様之御時(秀長ならん)
- 一 御次様之御時(次郎秀勝か)
- 一 増田右衛門尉殿御代官之時
- 一 堀左衛門尉殿之時秀政
- 一 堀尾帶刀殿之時吉晴
- 一 吉田清左衛門殿
- 一 伊藤彌吉殿
- 一 石川久五郎殿御代官之時
- 一 尼子順提寺殿
- 一 篠部市右衛門殿
- 一 いなみ殿之時
- 一 關白様御藏入之時
- 一 長野右近様御代官之時
- 一 尙井將監殿

右之内御役不仕候 慶長三年十一月

此の覺書は上坂氏が古來在住の屋敷を無税地にせられし來由を記せしものなれども、秀吉長濱入城の時より慶長三年迄の間に於て本郡上坂の地が其爲政者を遷代せしを知り、併せて長濱城代官の變遷を知るべし、但し此の爲政者の遷代を以て本郡全體に同一なりとは見る可からざれども、本郡内の地が或は御藏入となり、或は代官の沙汰となり、又知行地と變遷せし概況を知るに足る、

### 第三十一章 木下秀吉播州書寫山の佛像を知善院に

寄す

知善院は長濱相生町にあり、天台律宗なり、始め小谷山にありしを、天正二年秀吉命じて此地に移さしむ、知善院の小谷山にありしことは(古文書四七〇)八月三日、淺井長政が嶋若狭入道と嶋四郎左衛門と二人に宛てたる軍狀報告の文中に、義景去晦日御着城、昨日に知善院尾筋御寄陣候云々とあるに徴して知らる、天正四年秀吉亡兒の佛供料として、寺領三十石を寄進せり(寺院史參照)、同五年十一月木下小一郎長秀秀吉の播磨征伐に従ひ、書寫山に陣せし時、山寺に安置せし彌陀三尊の木像を奉じて歸り此寺に寄附せり



と、其寄附状には性空上人の作と記す、即ち、此三尊性空作依奇瑞之靈像其寺へ爲附之候也、丑霜月木下小一郎長秀花押、知善院侍者とあり、天正五年は丑年にして、書寫山の陣は十月上旬城攻は十一月なり、秀吉一族が同寺に歸依せし微證とすべし、

### 第三十二章 秀吉と長濱の舟持

吉秀は江北の地を領して長濱城を築きしと雖も、信長四方の經營は良將、秀吉をして久しく長濱に留らしむ能はず、畿内平定の後、山陰、山陽の諸豪を征服し、常に兵馬恠惚の間に奔走す、天正八年播州姫路に封ぜられし後、妻子は猶長濱城に留り、次郎秀勝城番をなす、秀吉時に戦地より長濱に歸りて妻子を訪ひ、休養慰安の事もあり、又長濱の爲めに特種の權利を與へし事もあり、即ち天正九年四月二十二日、秀吉は長濱の町民にして舟持つ者に諸税を賦課する事を免除せり、此事文書に見ゆ、但し其理由分明ならざれども湖上運送の奨励に基きしものならん(古文書三)當時長濱に舟持二十人あり、其内一人は下坂の平内とあり、無年三月二十八日舟持六人に與へし文書(古文書三)は天正九年以前のもの、如く、其中に長濱町人商賣の船二艘之事、自然若狭丹後の海賊出で違亂候者、以此折昏可申理者也とあり、此の二艘の商賣船は湖上の船には非

豊臣秀吉木像



(長濱町知善院所藏)



ざるべし、若狹丹後の海賊が湖上に出て狼籍することは信す可からず、恐らくは此二艘の船は日本海にて若狹丹後の沿岸に航行せしものにして、秀吉が山陰道征伐の兵站用に充てたるにはあらざるか。

### 第三十三章 明智光秀の亂と長濱城

天正十年六月二日、明智光秀其主織田信長を京師本能寺に殺す、事長濱城に聞ゆ、時に秀吉は信長の命を受けて、備中高松に出陣し、長濱城には少許の守兵と妻子等と留守せしのみ、是より先き京極氏の遺臣機を見て舊領を恢復し、故主を奉せんと欲す、京極高次も亦曩に秀吉の獻策により、信長より領地を興へられたりしも、未だ以て意を充たすに足らず、本能寺の變報江北に傳はるや、高次機以て至れりとなし、舊臣阿閉長之等をして長濱城を攻めしむ、秀吉の妻子難を避けて、膽吹山中の廣瀬(淺井郡)に隠る、既にして秀吉光秀を亡ぼし、坂本より舟に乗じて長濱に歸る、阿閉長之は山本城に據りしが、秀吉の凱旋を聞き、其復讐を恐れ、出て遁れんとす、里人之を殺し、頸を秀吉に獻す、京極高次時に清瀧寺にあり、秀吉の歸濱を聞き、潛に今須の山中に隠れ、又越前に遯る、其後秀吉逗留二日にして尾張清洲に赴けり、秀吉が後に織田信孝に送りたる披露狀(古文)



九書四の十八條目中に、阿閉長之討伐の事を左の如く記す。

一即ち江州之致御供、山本城を阿閉持候と雖も、先人數申付、一類刎首、其外惡き人共首を切雖可申候、令降參人質を出申付候て、尾濃之御成敗可在之と存ばかりに命を助、長濱之相通申候事、

これによりて餘黨より人質を取りて命を助けたる事實ありしを知るに足る。

### 第三十四章 秀吉と京極高次

今須の山中に潜みたる京極高次は、土人小谷某の忠節によりて食を獲、やがて秀吉の清洲に赴きしを聞き、後出て、越前に奔り、柴田勝家に倚る。勝家の妻は元淺井長政の妻なり、天正十一年勝家亡ぶるの後、高次は若狭に移り、國主武田孫八郎元明に倚る。元明の妻は高次の妹なり、然るに秀吉武田氏を滅ぼし、其妻を虜へて營に入る。之を松の丸と稱す、松の丸秀吉の寵を得て、高次が罪を謝す、秀吉終に之を許し、同十二年高嶋郡田中郷二千五百石を領せしむ、既にして加封せられて五千石となり、更に漸次の加封を得て文祿四年六萬石の領主となり、大津城に封せられたり。

### 第三十五章 清洲會議と長濱城

秀吉清洲に趣き、信長の遺子に謁す、同時に柴田勝家瀧川一益、森長可等の宿將本能寺の變を聞き、共に馳せて清洲に會す、六月十八日諸將後事を議す、此を清洲會議と稱す、信長の相續者を三法師と定め、信孝をして後見せしむ、而して信長の遺領、光秀の關所につき、戦功の賞を行ふ、信雄は尾張、信孝は美濃、秀吉は山城、勝家は長濱(石六萬)、信輝は大坂、尼崎、兵庫、長秀は近江の志賀、高嶋二郡を獲たり、是に於て秀吉の領せし長濱城は柴田勝家の領する所となれり、蓋し是れ勝家が秀吉の勢力を制せん爲に特に長濱を請ひたるなり、秀吉は偉功第一なれども、敢て所領を争はず、勝家に一步を輸し、將來の大企圖を包藏せしなり、勝家は其封地越前なれば、冬期雪の爲に進軍自在ならざれば、長濱城を得て北越との連絡を保ち、畿甸を制せんと欲したるなり、勝家が當時本郡に令せし文書古文書四一七の三に記す、勝家は甥勝豐を長濱に居らしめ、陽春を待ちて信孝と結び、秀吉に當らんとせしが、秀吉は夙に之を洞察せり、信孝は元來三法師が信長の相續人たるに平ならず、是に於て勝家の欲する陽春を俟たずして秀吉と事端を開かんとせり、秀吉は信孝に對して、彼が織田氏の爲に赤誠を致し、忠節を盡し、事を續



々陳述して其の反省を促したり、其文古文書四九六に抄出す、全文二十五條よりなる、熟讀すれば本能寺の變後に於ける事能歴々として窺はるゝ中に、山本城の阿閉長之の狼籍、長濱城を柴田の望みに任し、事等も陳述せられて、當年秀吉の胸中を偲ぶるに足る、秀吉は信孝に對し此く赤誠を吐露せしにも拘らず、信孝との關係は終に圓滿ならざりき、是に於て秀吉は十一月兵を率ゐて長濱城に勝豊を攻む、長濱城は秀吉の築きし所なれば形勢を熟知せるを以て攻むるに便なり、主將勝豊は佐久間盛政と共に勝家の養子なれども、盛政獨り勢を得しを以て常に喜ばず、且北越と隔れる孤城なれば、直に秀吉に降る、長濱城の勝家に歸してより、僅かに四ヶ月にして、再び秀吉の有に還れり、

第三十六章

秀吉丹羽長秀と連名の制札を

本郡の所々に建つ

秀吉長濱城を降し、更に兵を美濃に出し、信孝を攻めんとす、丹羽長秀、筒井順慶、細川忠興、池田信輝、蜂屋頼隆等之に従ひ、其兵三萬餘人本郡より進みて、美濃の諸城を降し、岐阜に迫る、信孝支ふる能はず、三法師を始め老母及老女をして和を請はしむ、秀吉之を

許し、圍を解きて凱旋し、長濱の守備を嚴にし、三法師を安土城に奉じ、前田玄以等をして守護せしめ、十二月二十九日山崎に歸れり、秀吉が一月ならずして美濃を平げ、威風堂々として本郡に凱旋するや、郡内社寺并に名族の邸に禁制の札を建つ、柏原の箕浦次郎左衛門は南北朝時代より京極氏の部將として名高き門族なり、當時其子孫は依然として同地に門戸を張れり、秀吉は其邸に禁制の札を建つ、文左の如し、

禁制

柏原次郎右衛門屋敷

一軍勢亂妨狼籍之事

一放火之事

一陣取之事

右條々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速可處嚴科者也、仍下知如件

天正拾年十二月日

五郎左衛門

筑前守

猶同時に成菩提院にも同様連名の制札を建てたり(寫眞參照)此連名の五郎左衛門は即ち丹羽五郎左衛門長秀にして、筑前守は秀吉なり、威氣天を衝かんとする秀吉も、先輩を推尊して長秀を先に連署したるは注意すべき事なり、



## 第三十七章 秀吉柴田勝家と對抗

## 第一節 村落放火と築砦

天正十一年正月、秀吉織田信雄と謀り、瀧川一益を伊勢に攻む、柴田勝家之を聞き、兵を近江に出し、秀吉の背を突かんとす。二月一日、勝家の將佐久間盛政、前田利長、不破彦三、金森長近等、木之本、柳ヶ瀬(伊香郡)に陣し、秀吉の城壘を壓す。七日、前田利長は本郡の北國脇往還を進みて、深く國境を越え、玉村及び關ヶ原附近に放火し、本郡の沿道井の口、春照、藤川等の民家を焼拂ひ、直ちに柳ヶ瀬に歸る。飛報伊勢に達す。秀吉守兵を諸城に留め、直ちに兵を班して本郡に入り、十七日、賤ヶ岳に至り、天神山に陣を張る。堀秀政、中川清秀、淺野長政、生駒甚介、山内一豊、高山右近、羽柴秀長等の諸將を配置し、勝家の軍に對して持久の陣を張り、徐々として機を俟たんとし、己れは退て長濱に陣せり。當時秀吉が砦を築かしめし命令書八幡社(長濱)に存す(古文書三三五)、其文を見れば、年記なくして卯月十二日とあり、而して民部少輔に砦二ヶ所、田丸中務丞に一ヶ所、神原氏に一ヶ所、都合四砦を作るべき事を連名して、右取出砦之儀各被相談、城中一人も不通之様、普請丈夫に可被仰付候、此面隙明候間、近日罷越責口之體見可申、誠に方々御苦勞不及、是非候以

上とあり、築砦の地明記なきも、城中云々とあり、猶此面隙明候間、近日罷越云々とあれば、賤ヶ岳附近の築砦を監督せし時、以上の三氏に命じて、萬一に備へん爲め、長濱城附近の要處に四砦を作らしめしものかと思はる。縱令其築砦の地が長濱附近に非ざるとも、此文書は正しく勝家對抗當時の覺書なるは疑ふに餘地なきものなり。古文書四一七の二と三、勝家盛政の文書は當時を偲ぶべき好史料なり。

## 第二節 賤ヶ岳の戦と本郡

兩軍對峙する時に當り、曩に秀吉に和を請ひたる織田信孝は、岐阜にありて、勝家南進の報を得、直ちに起つて秀吉の背後を制せんとす。秀吉之を聞き、四月十七日、氏家行廣、稻葉通朝を率ゐて、長濱を出で、岐阜に進みて、一舉に之を屠らんとす。偶々大雨の爲に阻まれ、大垣に陣す。時に山路將監、賤ヶ嶽方面にあり、秀吉が美濃に進軍せしを聞き、勝家に謀つて曰く、此虛に乗じて、羽柴軍の諸營中、其經營頗る疎なりと稱する。中川清秀が賤ヶ岳の砦を攻めば、一舉勝を得べしと、勝家大に之を贊し、四月二十日、佐久間盛政に命じて、賤ヶ岳の尾、大岩山の砦を攻めしめ、勝家父子は堀秀政が營を襲撃す。盛政黎明不意に、清秀の守れる大岩山を襲ふ。清秀奮闘して死す。飛報大垣に達す。秀吉直ちに



健脚の士五十人を選び、二十人は長濱に至り、松明、酒食、馬糧等を徴發して賤ヶ岳方面に運ばしむるの命を傳へしめ、三十人には沿道の民に令して同じく食料、馬糧、馬、松明等を路傍に供給せしめ、告ぐるに倍償すべきを以てす。天正元年以來久しく秀吉の恩顧に浴したる人民は、相争ふて命を奉じ、酒食路傍に滿ち、炬火山野を照す、而して秀吉は堀尾吉晴をして大垣に留守せしめ、二十日の未刻(午後)一萬五千の兵を率ゐて急遽近江に入り、藤川(村)に至りて日暮る、沿道の士民炬火を照して歡迎の辭を呈し、長濱の町民附近の百姓等先を争ひて酒食、馬糧を供し、江北の山野炬火星の如く、在營の諸將秀吉の至るを歡び、士氣大に奮ふ。秀吉令を下して、翌朝盛政等の軍を攻む。加藤清正、加藤嘉明、脇坂安治、片桐且元、平野長治、福島正則、糟屋武則等の諸將奮戦して終に北軍を敗り、盛政を擒にし、終に大勝を得たり。所謂賤ヶ岳七槍の勇名ありしは此戦なり。秀吉更に諸將を率ゐて北進し、勝家を亡ぼし、加越の地を平げ、五月三日志賀郡坂本城に入れり。

### 第三十八章 大阪築城と本郡

天正十一年秀吉攝津大坂に城池を營めり。天然の地理を選び、水利の便を利用して壕

を深くし、二十間餘の壘を設け、五層の天守閣を作り、海内無双の城池となさんとし、役夫を三十餘國に課し、土木を運送せしむ。當時本郡に課せられし夫役は詳ならざれども、長束正家、増田長盛、前田玄以の三人連名にて上坂八右衛門に宛てたる文書は、當時人夫徴發の準備を命ぜしものなり、即ち

來年其方御普請役之事

當年之役半分二十一人被召寄於大坂、初之三月朔日より堀普請可被仰付旨候、被得

其意可有御用意候、恐々謹言、

十二月七日

長大 正家 花押

増右 長盛 花押

德善 玄以 花押

上坂八右衛門殿

御宿所

とあり、月日のみにて年記なきも、正しく天正十一年なるべし。當年の役半分にて二十一人とあれば、上坂氏の知行高に四十二人の人夫を課せられるなり、而して其二十一人は翌年の初の三月朔日より堀普請の夫役を命ぜられたり、上坂一家に於て此の如



し、本郡より築城の爲に使役せられし人数少かりしを知るべし、

### 第三十九章 秀吉の尾濃征伐と長濱町民

天正十二年三月二十一日、秀吉大阪を發して美濃に入る、兵衆十二萬五千と稱す、此大軍は本郡を通りて東行し、二十七日犬山附近に至りて陣す、蓋し徳川家康、織田信雄と謀り、秀吉に對せしによりてなり、四月秀吉本營を樂田に移し、兵を參河に進めんとし、遂に長久手の戦ひとなれり、當時秀吉は築砦土工に要する鍬二百挺を坂本城より舟にて長濱に運び、長濱町民をして其鍬を尾張國針床まで運送せしめぬ、無年卯月二日の文書(古文書三六二)に、從坂本鍬貳百挺可相越申條爲當町中もたせ、尾張針床迄可相届者也、長濱町人中とあり、長久手の戦は秀吉の敗に歸せしが、其後秀吉は猶美濃の諸城を攻めて滞陣せり、五月十五日命を長濱町民并に入幡庄(六莊村の農部)民に傳へて、兵糧米を長濱町及び八幡庄に徵發して、關ヶ原迄運送せしむ、古文書三六五は即ち其命令書なり、其文意は兵糧米二百石内百四十石は長濱町、中六十石は八幡庄中より關ヶ原まで相届くべく、壹石に付馳賃として四升五合宛遣すべしとなり、十二萬餘の大軍なれば、既に西美濃より本郡の山東部などの米は徵發せられて、殘餘乏しかりしものと見

えて遠き長濱町八幡庄にまで徵募したりしが、交通困難なりし當時なれば、觀音寺坂、犬飼坂等を人馬によりて關ヶ原に運びし其勞は、定めて多大のものなりしならん、秀吉は六月十日竹鼻城を陥れ、大垣に屯し、本郡を経て大阪に歸りしが、家康の兵進入するを聞き、八月十五日を以て大阪を發し、再び濃洲に出陣せり、秀吉大阪出發に先だつ三日、八月十二日附を以て石田彌三正澄(三成の兄なり)を長濱に派し、町民をして土工用の鍬を尾張の犬山に運ばしめたること、下郷文書(古文書三六四)に見ゆ、濃尾出陣に際して長濱町民が終始後援をなし居りしを知るに足るべきなり、

### 第四十章 秀吉麾下の武將

木下藤吉郎より羽柴築前守までの間に於ける秀吉が軍功は多く、湖北の地に於て遂げられたる所にして、一將の功は萬卒の力なり、秀吉は常に有功の士を抜きて恩賞を加へ、封地を與へしが、天下の大權を掌握するに至るまで、常に其手足となりて、秀吉が意の如く爲りしものは、多く江北の地より出でたり、其姓名を擧ぐれば左の如し、

堀秀政

新莊直頼

石田三成

石田正繼

石田正澄

宮部繼順



黒田孝高 生駒政勝 野村直元  
 小堀政一 大野木甚之丞 藤堂高虎  
 脇坂安治 増田長盛 片桐旦元  
 田中吉政 木下正元 大村新八郎  
 寺澤志摩守 早川主馬正

以上の多士彬々として湖北の地より出で、以て桃山時代の舞臺を飾るに至れり、然れ共豊臣氏に忠なりしにより關ヶ原役後悲慘の最後を爲すもの多く、爲に徳川時代に榮へし子孫甚だ少し、

第四十一章 加藤清正と長濱

元龜元年以後の坂田郡は尾張武士の舞臺となれり、其序幕は先づ信長によりて開かれ、次に其部下に屬して本郡に入り、大成功を爲したるを木下藤吉郎とす、されば全國に現存する秀吉の文書は少からざれど、木下、羽柴、豊臣の三代に亘りて一郡内に此く多くの文書を存せるは、本郡を措きて他に其例少かるべし、要するに信長、秀吉の二將が本郡を立脚地とせしにより、其部下に屬せしものが多數湖北の地に活動するに至

りしなり、即ち加藤清正、福島正則、加藤嘉明、山内一豊、淺野長政、黒田孝高、丹羽長秀、蜂須賀正勝、堀尾吉清、中村一氏等、其數少からず、其内尾張武士にして初め湖北の地を領し、漸次成功せしものは加藤清正、山内一豊の二氏なり、加藤清正是當時の文書傳はるもの少く、其子孫も榮えざれば、正確なる事蹟は知り難し、今左に清正記、加藤家傳、續武家閑談等に見えたる諸説を擧げ、清正が長濱在住當時の概要を知るの資となさん、但し清正が幼時長濱に來りて秀吉に育てられたる事の外は諸説一致する所なし、

太閤秀吉の母と清正の母とはいふことなり、此故に清正の母思はれけるは、木下藤吉殿今近江の長濱にて五萬貫の領知をしるしめされ豊なる體なり、此子田舎にて育ちたらむには武士の作法も知り難し、只只藤吉殿を頼み奉らんと分別し、清正召連れ長濱に至り着して、秀吉公の母公に委細申入れられければ、母公殊の外馳走ましまし、母子共に藤吉殿御目につけて、母公の側にて養育せり、(清正記)  
 清正九歳母に従ふて江州長濱に至り、木下藤吉郎秀吉の家に客となして、月俸七人の扶助を得たり、(加藤家傳)

太閤江州北郡に住し給ふ時、加藤喜左衛門といふ人申けるは、我甥に虎之助清正と云ふ者有臺所に置て食を給されよと云、秀吉領掌有て呼寄けるに甚だ賢く見ゆる



とて五石與へらる、無程三百石給る、終に肥後の太守となる、主計頭清正也、續武家聞

談) 清正十五才の時、藤吉殿彼者が眼ざしを見るに、よく祖父清信に似つるものかなと存候、前髪落し申さんこて、則男になし、加藤虎之助と名付、初めて百七十石の領知を給はり、奉公の身と成る、(清正記)

弓馬を好み、軍律を折野彌次右衛門頼廣に習ふ、(加藤家傳)

藤吉殿内に塚原小才次といふ兵法者あり、卜傳遠類の武士なり、彼に隨ひ、兵法修行す、或時長濱の町人所へ人をあやめどりこもる者あり、中々町中さわがし、虎之助右の様子聞附け、常々傳授の兵法は此時なりと思ひ、彼町人所へ走り行けば、四方に人みち／＼たり、大勢の中をくゞり入り、狼籍人を打たふし、繩を掛けて手疵一ヶ所も不蒙、からめて出られけり、取籠者は秀吉公足輕市野久兵衛といふものなり、右の首尾秀吉公具に聞し召、常々彼者は常の若者の様にもなく、物の役に立べきと思ひしに、能も仕りたりと被仰、二百石の加恩有て、木村大膳組の小物見の役に被仰付、朝暮勤仕申されたり、(清正記)

初めは扶持米を請けしも、後には領地を與へられし事見ゆ、然れども其所領が何れの

郷庄なりしや分明ならず、本郡内より出でたる清正關係の文書は左の伊吹文書(古文書三)一通のみ、

御ふみかたの事

一百八十人

右十五日分米拾三石五斗儘可相渡候也

天正十四年卯月廿四日 (朱印)

加藤主計頭とのへ

即ち秀吉より百八十人に對する十五日分の扶持米を清正に與へしものなり、されど其供給は何の爲なるか分明せず、天正十四年四月の年月より按ずれば、十三年十一月の大地震に崩潰せし長濱城の修繕工事に係る供給ならんか、長濱城の修繕奉行は正月十三日に石川奎兵衛、生駒七郎衛門に任命せられたれど、(古文書三)其後に清正交代せしか、又は清正も加へられて其工事を管せしか、此頃の清正は未だ二十四五歳なれば、修繕工事の一部を監督せしものと解するを可とすべし、

第四十二章 山内一豊と長濱城



秀吉天正十三年天下の大權を掌握してより東山北陸の要衝に當れる近江國を羽柴秀次に與へ、八幡山城(蒲生郡)に居らしめ、山内一豊、中村一氏、堀尾吉晴、一柳直盛をして其配下たらしむ。閏八月二十二日秀吉は山内一豊を長濱城に封じ、湖北に於て二萬石の地を與へ、他に一萬石の代官を命せり。

### 第一節 一豊の素生

一豊幼名は辰之助、後伊右衛門と稱し、山内但馬盛豊の子なり。盛豊尾張國黒田城にありて、織田左馬介の部下たり。弘治三年七月十二日、織田信長の兵來り攻む、盛豊戰死す。時に一豊年十二歳なり、一豊一妹と共に、母に従ひて織田信安の岩倉城に入り、居る事三年。去て美濃に入り、土岐氏の臣牧村兵部に寄る。長じて信長に仕へ、元龜元年四月、信長の軍に従ひ、朝倉義景を攻む。後天正元年信長一豊を秀吉の部下とす。時に年二十九歳なり。爾來一豊は本郡を居所と定め、たれど、常に秀吉に従ひて所々に轉戦し、功を積み、領地を與へられ、天正十三年閏八月、秀吉と深縁ある長濱城を領するに至れり。(一説に、一豊十二歳の時母に隨ひ、木郡宇賀野村に來れりといふ、後記すへし。)

### 第二節 一豊が長濱の封地と古文書

山内文書(古文書三八二)に天正十三年閏八月、於江州北郡之内貳萬石令扶助畢、目錄別紙遺候、全可領知者也とある。其別紙目錄は、古文書三八二の一に記載す。要するに其所領の大部分は淺井、伊香兩郡にして、本郡には左の庄村に過ぎず、

- 一 四千六百六十石 八幡庄
- 一 千貳百石 相撲
- 一 參拾貳石 祇園
- 一 七百八拾石 加納
- 一 千百石 榎木

八幡庄は長濱町と六莊、南郷里兩村の一部とを併し、地にして、相撲と祇園は神照村の大字なり。加納、榎木は共に南郷里村の大字なり。第七篇に記したる相撲は山上永安寺領又榎木庄加納郷は伊勢神宮の御厨地なりしに、戰國時代に武士の横領となり、淺井氏より羽柴氏に移り、更に此に至りて山内氏の封地となり、長濱城を根據とするに至れり。

一豊が封ぜられし當時の文書三通、舊八幡庄内に現存す。一は長濱八幡社(古文書三五三)二は同舍那院(古文書四二七)三は宮司總持寺(古文書四二六)にあるもの是なり。此一社二寺は秀吉が長濱



に封せられし始めに諸税を免除して社寺領を寄進せしが、天正十三年八月一豊を此地に封するに及び、曩に與へし社寺領に異變なからしめん爲め、殊更に秀吉が一豊に與へたる命令なり、即ち三通共に最前遣候判形の旨に任じ、別義あるべからずと記し、山内伊右衛門殿と宛名す、一豊は秀吉より與へられし折紙を其儘右の寺社に交附して寺領を安堵せしめたる故に、其文書が今も各社寺に存せるなり、而して三通共に年記なけれど、九月十三日とあり、閏八月二十二日一豊二萬石を與へられたるを以て、九月十三日に此折紙を遣したるなり、又九月朔日に其所領の内祇園三十二石を其臣五藤氏に與へ(古文書三八四)又榎木村にて三百石を乾氏に與へたり(古文書三八三)

### 第三節 一豊と朝妻港

一豊の長濱城に封せられしは、北陸の要衝たる本郡守衛の任其主因なり、故に行旅運送等を監視するは其責任中に屬す、上古より湖上の要港たりし朝妻港は、當時猶滋賀の坂本港と船舶の往來頻繁にして、行旅物貨のみにあらず、租米穀類等の運送を掌り頗る繁雜の要港たりしなり、今其の臨時の運輸にかゝる文書の存するもの而已にて、も當年一豊が堀尾吉晴と共に朝妻港を運送を管せしを知る、即ち天正十四年には秀

吉が京都東山に大佛殿建立につき巨材運輸を一豊等に命じたり(古文書三八六)同十六年正月には左の下知狀を朝妻港に寄せたり

あさつまい屋の事如前々申付候、相違あるまじき者也、

天正十六年正月二十一日

山内對馬守

一豊花押

朝妻問屋中

又某年四月六日付にて若狹國より出せし鐵材を朝妻港に上荷せしめ、同港より美濃の大垣まで一豊等に運送の事を命じたり、其文書左の如し、

從若州鐵百駄此表へ執寄候間、自朝妻大柿迄御藏入人足同兩人之人足にて早速可相届候、不可有由斷候、尙淺野彈正少弼可申候也、

卯月六日

秀吉朱印

堀尾二郎介とのへ

山内對馬守とのへ

同十九年二月には禁中作事の用材運輸の事を一豊と吉晴とに命じ、西濃方西よりの陸運と朝妻港よりの水運とを管せしめたる(五十三章參照)等一豊と朝妻港との關係歷々と



して見るを得るなり、  
十三年に長濱に封せられし一豊が、十六年に此令を朝妻港に下したるは遅きに過ぐるの感あるも、京都大佛殿の建立等によりて大樹巨石を運びし頃なれば、それ等の關係により遽かに必要を生せしものなるかなほ後考を俟つ、  
秀吉が京師に大佛を造營せし時(天正十四年より五年間に亘る)本郡柏原并に美濃より巨材を出し、時、一豊は此地の領主として其の運送の事を命ぜられたり、第四十三章に詳記すれば此には省く、

#### 第四節 一豊の妻若宮氏

一豊の妻は若宮氏の女なり、若宮氏は京極氏の臣にして、飯村(法性寺村)に住す、京極氏代々の重臣なり、山内系圖并に土佐群書類従には若宮喜助友興の女、江州の産、淺井家臣とあり、淺井家の臣とあるからは京極氏衰退の後に淺井氏に従ひしものといふ可し、彼の鏡匣底裏の黄金を以て夫の名馬を買へりとの歴史ある賢夫人見性院の素生なれば、正確なる史料を得んこと何人も希待する所なるべし、  
さてこゝに飯村の人にして若宮氏の女に従ひて土佐に移住し、山内家に仕へしもの

四人あり、其内一家を牛尾田氏といふ、其子孫の牛尾田九郎右衛門が飯村の牛尾田勘四郎、同左五左衛門の二人に宛て、送りし消息文あり、年記なきは惜むべきも(徳川初め)卯の霜月十一日とあり(古文書)其文書は兩地の子孫が其先代の來由を尋ね合し、ものなり、其一節に、我等跡は江州に於て祖々父名を源助と申、祖父は九郎左衛門と申、父は實右衛門と申、若宮左馬之助様御息女お松様と申に御供仕り、吉田忠右衛門、宮崎嘉兵衛、伊部清左衛門、牛尾田九郎右衛門四人御供仕り罷り下り、于今罷在候云々(古文書)とあり、又辰の霜月二十一日附にて牛尾田九郎右衛門より飯村の牛尾田善右衛門に宛てたる文書(古文書)の一節に、若宮左馬助様御城下、屋敷、各様御大切、代々御相續被成候由、一段之儀に御座候、定而今に於て天下御領歟、是以て重て承知仕度奉存候、私義も最早六十四五に罷成候間、一度湯治之御斷申上、有馬入湯之望に御座候間、罷登り候は、吉田善兵衛殿之如く御尋申、飯村へ參申し、先祖之御物語り具に承知仕度念願に御座候、  
(中略)一飯村各様氏神は何と申御神様、御書被下度奉存候、一左馬助様御名日、永祿九年八月十三日御名日申傳候云々とあり、又土佐の大脇氏所藏の若宮文書(古文書)に、今度御しむふ御うちじに中々申ばかりも御入候はず候、御心中をしはかり候べく候、御はたらしきと申、度々の御忠節にて候云々と見えて、永祿九年閏八月十三日に頼興より若宮左



馬助殿御まつ御料人へ参る申給候と宛名せるは、其主より左馬助の戦死を痛み、兼て其忠烈を賞せしものにて、御まつ御料人の宛名は左馬助の遺孤なるおまつ(十)の幼なるを以て、其保護者を意味したるものなり、而して其永祿九年閏八月十三日とあるは、恰も前記せし牛尾田文書の中に左馬助様御名日永祿九年八月十三日御名日申傳候とあるに符合するさへ快心の感あるに、こゝに又本郡飯村に牛尾田、伊部、吉田、宮崎四家の一族が若宮仲間と稱し、若宮左馬助の邸趾を今に共有し、古へより年次祭祀を斷たざる古位牌あり、表に圓融庵成徳信士、裏面に永祿九年八月十三日と刻せり、前記二通の文書と其年月の一致するは、正しく、若宮左馬助の靈位たるを確認すべき微證なり、されば「おまつ」は後に見性院と稱せし一豊夫人ならんかと思はるれど、一説に山内家の臣たりし五藤家に嫁せし人なりといへば、未だ確説を得る能はず、よし「おまつ」は一豊夫人に非ずとするも、令名ある一豊夫人は正しく本郡若宮氏の出なるは明なり、佐々木南北諸士帳并に近江國郷士帳を繙讀するも、若宮氏の居邸は本郡飯村の外に見えず、されば夫人は飯村の出なりしは相違あらざるべし、しかれども未だ若宮系圖を發見せざれば、山内侯爵家に傳ふる若宮喜助友興の系統を知り難し、一豊夫人は後に見性院と號し、元和三年十二月四日京都に於て卒す、年六十一、妙心寺に葬る、翌四年

山内一豊夫人見性院の像



(山内侯爵家所藏)



の秋讀したる畫像山内侯爵家に所藏せらる、希ふて左に縮寫す、讀辭は左の如し。

當劉鉄磨 瞞瀧山禪 方袍圓頂 顯實開權 深怖苦艱 夙修善緣 打破業鏡

大用現前 啖娘生面目 不遮方明月 清風一色邊

咄贊

見性院殿瀧宗紹劉大姉之肖像

元和四稔戊午孟秋吉辰 前正法單傳拙叟寫□□

### 第五節 長濱城と地震一豊の女壓死

天正十三年十一月二十九日夜、近畿の地に大に震ふ、長濱城中の一部壊倒し、城主山内一豊の女與禰君、乳母と共に壓死す、山内系圖に

一豊公天正十三年江州長濱入部後、十一月二十九日依大地震城中顛倒、寢殿潰落與禰君六歳見性院殿御腹乳母共卒去、妣別殿無異事、甚悲歎、日々墳墓詣啓云々、又

光景妙圓童女 號與禰君 六歳

天正十三年乙酉年十一月二十九日御亡去江州長濱寺

側乳母墓築之、戒名號慶林妙壽大禪定尼、此時長濱地震、城中顛倒、寢殿潰落、與禰君乳



理學博士大森房吉氏が、大日本地震史料によりて調査せられたる京都及び附近の大震災と題する文中に此地震に係る一節あり、左の如し、

天正十三年十一月二十九日夜半、山城、大和、攝津、近江、美濃、尾張、伊勢、三河等の諸國大地震、頻海の地は海嘯暴溢し、人畜死傷夥く、餘震年を越ゆ、

東寺講堂棟十間斗りえり、瓦崩る、大日不動、般若、菩薩頭口をちかゝり、御手落；其外灌頂院悉破損して、壁以下くづれ、其坊外に築地くづれ云々、

猶此地震につきては外人ケルベル氏の著書日本歴史中の氣候と礦物の條に、長濱附近の慘狀を詳記しあれば、左に掲げん、但し地震當時下關に滞在せし基督教宣教師エフルイス、デーブローズ氏が西暦千五百八十六年(天正十)十月五日附にて、日本の地震を報じたる一節より引用せしものなれば、ブローズ氏が下の關にありて湖北の實況を見たるにはあらで、十三年の地震を殆ど一年後に報じたるものなり、

千五百八十六年、日本に於て此の如き猛烈を極めたる事未だこれあらざりし程に猛烈なる地震ありたり、ミヤコを去るサカヤ *Sakaya* より都に至るまでの地は、悉く四十日間絶間なく連続して微動したり、サカヤ町にては六十個の倒家あり、近江の

國の長濱は三千の戸數を有する小都市なるが、土地陥落して人家の半分を飲み他の半部は火事のため焼却せられたり、長濱と殆ど近接して時々多數の商賈を以て群集さる事ある湖畔のフカタ *Fukata* に於て、數日間激烈なる震動を極めたる後、終に土地悉く海水のために吸入されたり、こゝを襲ひたる水の隆起したることは、非常にして、沿岸一帯に溢るゝに至り、附近の人家を總て洗ひ去りたり、此等の一度富あり名高かりし都市は見る影もなく荒さるゝに至れり、但しこゝにありたる堅固の城は一度水下となりしと雖も無事なるを得たり云々、

以上大森博士の文によりて近畿數國に亘りし大地震なりしを知り、殊に京都の東寺の被害によりて激震の狀況も想像せらる、ケルベル氏の記事は地名等不分明の處あれども、長濱町の慘害を詳にするを得、今神照村大字祇園の西三四町を去る湖中に、澄水の日は水底に多數の井戸形の存し、古への西濱村なりしと傳ふるあり、或は當年陥落せし村ならんかとも思はる、當時長濱城の天守は全潰にあらざるも大損害を蒙りしは南部文書(古文書)によりて知らる、即ち、其地天守壞れ候、奉行として石川奎兵衛、生駒七郎右衛門遣候間、兩人申次第に馳走すべく候也、その下知狀を、秀吉が長濱町人中へ達せり、年記闕けたるも正月十三日とあり、十一月二十九日に大損したるを、一月に



至りて修理せしめん爲に二人の奉行を命じたり、山内氏を封せし長濱城なれども、一豊入城後僅に二三箇月を経し時なれば、長濱町民と縁故深き秀吉より此命令を下し、ものならん。

### 第六節 一豊の母法秀院と其墓

法秀院は山内系圖に梶原氏の女、或は二宮一樂齋の女なりと記す、一豊十二歳の時父に別れ、爾來嚴慈の二恩を受けし人なり、天正の初年一豊と共に本郡に移り(住地法性寺宇賀野)天正十三年一豊長濱城に封せらるゝ後、長濱城に移り、翌十四年七月十七日病て卒す、要法寺に葬る、法秀院殿縁月妙因と諡す(山内系圖)要法寺の所在分明ならず、山内系圖に「一豊公御入部後、法華宗神力山要法寺日遠叟を請じ、天正十三年先考爲御菩提一字御建立入院、土州御入國要法寺遷住」とあり、一豊は長濱城の主となりし後、日蓮宗の僧日遠を招き、要法寺なる一寺を建て、父盛豊の菩提を吊ひたり、法秀院の卒する亦此寺に葬るとあり、而して十三年十一月に地震のため歴死せし幼女は長濱寺とありて要法寺と記さず、一族の墓所なれば一所なるべく思はるれど其證なし、要法寺は七佐移封後高知に遷住とあれば、長濱の寺は亡びけんも、墓所は存在せられしならん、現

在長濱町に法華宗妙法寺あり、要法と妙法と相似たれば、寺につきて過去帳并に傳説を聞きしも、山内家の事は何等得る所なし、法性寺村大字宇賀野(長濱の南一里)に法秀院の墓あり、小字墓戸(千九百九十番地)と稱す、現地域二十六歩とあり、同村に住する長野市右衛門の祖に助一なるものあり、一豊本郡移住の始めに母と共に其保護を請けて此地に住せり、宇賀野は一豊の夫人見性院の出生地なる飯村と其地接續す、寛政二年三月二十三日、山内家の士馬詰權之助本郡に來り、古への由緒を探り、長野家に法秀院の靈牌あり、又墓と傳はるものも其附近にあると聞き、歸り報せり(幕府寛政重修諸家譜を編するに當り山内家の諸士を出して祖先發祥の地を調査)後文政八年六月、山内家は五人扶持を長野家に贈り、江戸參勤の爲め通行の節は目通りをも許されぬ(古文書五五七)明治維新後は扶持米を廢せられしも、年々祭料を贈られつゝあり。

### 第七節 宇賀野に傳はる傳説

(一)一豊宇賀野在住の時、筑摩村の木村伊織につきて馬術刀槍の法を習ふ事五年間、伊織は武士の功は良馬を選択することを知り、一豊良馬を欲して資なきを嘆きし、  
(二)天正九年二月、織田信長が京師に馬揃を爲す時、一豊良馬を欲して資なきを嘆きし



に、夫人鏡匣の底より黄金十兩を出し、夫に良馬を買はしめたる美談は、夫人に非ずして母法秀院なりと。

(三) 豊が求めし良馬は木之本(伊香郡)の馬市にて買求めたり、其馬の賣主は奥州信夫の者にて、名を藤藏といひ、良馬を引て越後の上杉、甲斐の武田等を訪ひ、途に信長の馬揃あるを聞き、江州に來りし者なり。

(四) 一豊の求めし馬代は黄金二枚なりしが、母が鏡匣より出し、金は六兩なりと。

(五) 長野家に所藏する遺物と稱するもの

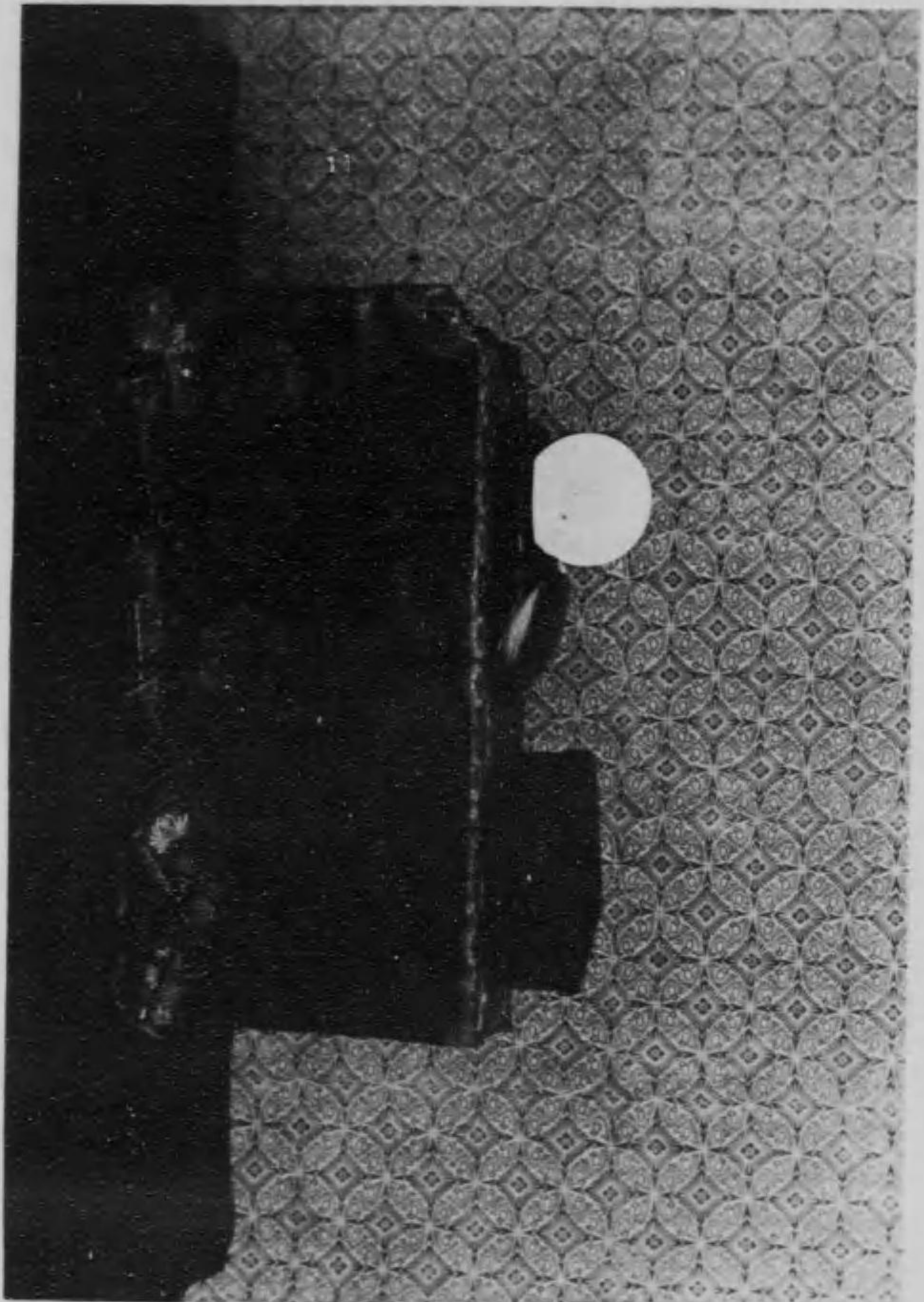
圓鏡 古樹 轡 長刀 槍 刀等あり、

右之内古樹は法秀院が樹の底にて烟草を剪りし物なりとて、刀痕存す、

### 第八節 史書記録に見ゆる説

山内一豊織田家に仕へし初、東國第一の名馬なりとて安土に曳來れり、妻は鏡匣より黄金十兩を出して夫に進め、名馬を買はしめたり、妻の父は兼て戒めて、此金は世の常の事に用ふ可からず、大事ある時の用に秘藏すべしと訓へ置けり(藩翰譜)。土佐國高知にある藤並明神の御勸請次第に、御神體は

法秀院の鏡と樹



(法住寺村長野基太郎氏所藏)



一豊公余野山御太刀

見性院殿御米舂

忠義公御鎧御冑御刀

藤並明神は以上の遺品を祀りて神靈となせしが、見性院の米舂は箱に納められたり  
とて、其箱の書附に

慶安五年

從江州長濱之御神と有

長七月七日此箱納入

小倉勝助以書付此御藏に納

御使 相見嘉兵衛

益田彌左衛門 花押

竹内彌三右衛門 花押

岡崎長兵衛 花押

森田彦太夫

名馬の黄金并に所用の古樹につきて法秀院説と見性院説とに分岐す、何れか是何れ  
が、非なるを知らず、

### 第九節 山内家の移封と江北より隨從の士名

相州廣次、長一尺九寸三分、中心の裏  
にヨノ山、山内對馬一豐と銘せり、裏  
御舂は白米八合入り、横面の一角に生  
駒全内、岡傳右衛門と二人の名あり、生  
孫六



天正十八年一豊秀吉の小田原征伐に従ひたる戦功を以て、同年九月二十日、遠州掛川城に移封せられ五萬餘石を領し、長濱城を去りしが、慶長五年關ヶ原役の功により、同年十一月更に土佐の高知に移封せらる、一豊が長濱城主たりし最後の文書は、藤堂佐渡守、羽柴長門守の二人が連署して、天正十八年正月八日に、一豊に送りし文書なり(古文書)其文を見れば天正十六年に長濱町の年寄役吉川平助より書上し、長濱の與六金子銀子は悉く相濟みたれば安心さるべしと申送りたるなり、前後の事情分明せざれば、此文書を以て當時の事情を解する能はず、扱一豊が長濱を去るに臨み、本郡及び淺井、伊香等江北士民の一豊に従ひて、其新封地に移りし者少からず、今山内侯爵家所傳の南路志、御家中先祖書及び分限帳等によりて左に其氏名を列記す、

- 一五百石 山内刑部一照
- 一五百石 深尾兵左衛門重忠
- 一貳百石 富永彌右衛門
- 一五百石 佐々木長藏
- 一貳百石 佐々木次太夫

- 一四百石 安田四郎左衛門正春
- 一三百石 渡邊九兵衛
- 一百五十石 大塚藤六
- 一無足御小性 黒田勘右衛門
- 一貳百石 武山吉左衛門
- 一四百石 江田文四郎
- 一貳百石 小崎三九郎
- 天正十三乙酉年より同十八庚寅年迄於江州長濱被召抱侍
  - 一三千石 深尾湯右衛門重長
  - 一千百石 安東半左衛門可氏
  - 一三千石 野中勘平良明
  - 一五百石 野中主計益繼
  - 一五百石 前野掃部豊成
  - 一千石 山岸佐助
  - 一無足 (無足は領地なしのこま) 岡元右衛門







一合力米  
 一五人扶持切符廿石  
 一無足  
 一無足  
 一無足  
 一百十五石  
 一五十五石  
 一無足  
 一無足  
 一無足  
 一無足  
 一無足  
 一格祿未詳

同 長藏後伊左衛門  
 谷川 庄五郎  
 長谷川文左衛門  
 前野 甚兵衛  
 松井仁右衛門  
 國友 新四郎左衛門  
 川瀬 與次郎  
 藤山 與兵衛  
 北村 長助後五衛門  
 西村右衛門太郎  
 森 彦右衛門  
 柏原 市太夫  
 田中 孫作

第四十三章 岡崎殿の入嫁人夫の徴發

天正十四年四月、豊臣秀吉異父妹を以て家康に嫁す、淺野長政をして護して三河の岡崎に送らしむ、岡崎殿と稱するこれなり、當時秀吉は入嫁に要する人夫を江北の諸郡に徴せり、高知市五藤氏の文書(古文書三八一)に

就三州へ祝言人夫事最前申付候、佐和山北郡誰々雖爲知行召出、大柿迄可遣之者也、  
 四月二十三日 秀吉花押

山内對馬守殿  
 堀尾帶刀殿

とあり、此文書は山内一豊が長濱城主として、堀尾吉晴は佐和山城主として江北の地を領せし時なれば、秀吉は此等二氏に宛て、三州へ祝言の人夫に就き兼て申付置きし如く、佐和山城以北の諸郡内にて誰の知行地に拘らず、召出して大垣まで遣すべしと命じたり、其人夫の員數を記せされども、當時秀吉は關白となり、豊臣の姓を賜はりし時代にして、殊に政略上自ら望んで入嫁せしめしことなれば、行装の美にして送荷の多かりしも推察するに足る、

第四十四章 秀吉の大佛造營と朝妻港



天正十四年豊臣秀吉京都に大佛を造營せんとて、前田、淺野、増田、石田、長束の五奉行に命じ、五年を期して功を奏せしめんことを、五奉行は諸國に巨材を募り、巨石を出さしむ。大佛殿建立の廣域其地の設計左の如し、

金廣域	東西百三十間	南北百三十七間
大佛殿地盤	東西三十七間	南北五十五間
大佛殿の規模	桁行四十五間二尺五寸	梁行二十七間五尺五寸
棟高二十五間	柱大小九十二本	徑五尺五寸
二王門	桁行十五間二尺五寸	梁行六間一尺
廻廊	高十一間	柱十八本
大佛の高	東西百間	南北百二十間
佛殿の高	十六丈	廣四間
	二十丈	

此の如き大規模なれば巨材巨石を要せしも想像せらる。四國九州の人は土佐の山中に樹木を斬爰し、伊勢、尾張、美濃の人は木曾山中に入り、樹木を集め、近畿中國廿一箇國の人は大佛境内の土地を拓き、石垣を營ましむ。此時我近江國は石垣の築造、地盤の開

拓の爲に使役せられたり、當時西濃の山中よりも殿堂用の巨材を伐り出し、朝妻港より湖上を運びたり、其事文書に徴すべし、山内一豊及び堀尾吉晴に宛てたる朱印(古文書三)に曰く、從濃州出で候大佛殿材木を、柏原より朝妻迄を兩人にては手間可入と被思召候に付而、中村式部少輔、木下美作守、其外草津湯治不仕候面々令配分、其方同然材木可出之旨被仰出候間、被相談彌無油斷可相届候也(原本朝妻の木村藤次郎所藏せしに二十中村不能齋齋寫し置かれたるに)と、文章に年記なく、九月二十七日とあり、按ずるに天正十六年の頃ならん、當時山内一豊は長濱城主にて、堀尾吉晴は佐和山城主なりしが、共に美濃より出づる材木の監督を命ぜられたるなり、然るに其材木は巨材にもあり、且つ其數も多かりしと見え、柏原より朝妻迄の間二人の奉行にては手間を要すべきにより、中村式部少輔と木下美作守、其他草津(上野國草津温泉也)に入湯せざる人等を加へて、共に協力して油斷なく之を運送せよと命じ、工を急ぎし情況も見ゆ、當時大佛殿の棟木は容易に搜し難くして、使を諸國に馳せ、漸く富士山にて之を獲しかば、徳川家康に命じて其木を伐り、海路大坂に輸送せしむ、此時一木の運送に人夫五萬人、黄金千兩を要したりと云ふ、美濃より出でし材木は此の如き巨木にはあらざるも、其樹數多かりしより、多數の郡民が日々出て巨材運送に使役せられしは論ずる迄も無し、



## 第四十五章 西尾豊後守と長濱城

天正十八年九月、山内一豊が遠州掛川城に移封せられし以後は、西尾豊後守代つて長濱に来る。蓋し西尾氏は江北の地に封土を興へられ、長濱城の主となりしや、又は城代として在任せしやは、史料甚だ乏しくして之を詳にする能はず、唯僅かに長濱八幡神社に一通の文書を存するに過ぎず、即ち天正二十年三月十五日、豊後守の臣村田家次が主に代りて、八幡宮の寺領は秀吉御朱印の如く諸役を免除すべき事を達せり(古文書三)。これ西尾氏が山内氏に代りて長濱の地を領せし時、八幡社へ興へたるものなり、此他西尾氏時代の事考ふ可からず。

## 第四十六章 浅野長政と長濱

浅野彌兵衛長政は安井彌兵衛重繼の長男なりしも、浅野長勝の養子となり、浅野氏となれり。秀吉に仕へて長濱城にあり、浅井長政滅亡の年(天正元年)十二月功を以て初て封を北郡に受く(庄村名不明)。翌二年九月十一日、伊香郡持寺郷にて秀吉より百二十石を賜はれり(按ずるに元年の封地と同地か)。同七年正月十一日、秀吉本郡福永庄内にて三百石を興ふ(古文書四二五)。福永

庄は現今の神照村の内大字新庄寺、新庄中、新庄馬場、南方等の部落に當る、但し其村名侯爵家に傳はらざれば詳ならず、同年九月には美濃國にて五千六百石を加増せられ、十一年八月には又近江に轉じ、甲賀郡にて九千七十石、栗太郡にて一萬三百五十六石の地を領し、同十三年五月には高嶋郡にて一萬千四百石を興へられ、同十五年九月には若狭國全部を領せり、慶長三年七月、更に近江の神崎郡にて五千二十一石の地を領せり、此の如く長政は近江國には各郡に縁故を有せし人なるが、累進して終に豊公麾下の五奉行に列したり。

秀吉と長政との關係の特に深きことは、其血縁關係によりて然るものにして、秀吉が長政を其腹臣とせし理由も推察するに足る、今其血縁關係を擧ぐれば左の如し。

- (一) 秀吉の室北政所は杉原家次の女なりしが、浅野長勝に養はれて、秀吉の室となる、北政所是なり、家次は滋賀高嶋兩郡にて三萬二千石を領せし人なり、
- (二) 浅野長勝の後妻は杉原家次の父家利の女なり、
- (三) 長政の室は家次の女にして北政所の妹なり、

## 第一節 秀吉銀吹立を長政に命ず



秀吉長濱在城の時、銀吹立を長政に命せり、銀吹立の事他に史料なく、又文書に年記なきを以て其年代分明ならざれども、長濱町に<sup>た</sup>備町<sup>内</sup>（舊城）の名存すれば、其地當年の吹立場ならんか、文書左にあぐ、

此しろかね屋のしつけ申附候間、其方にてふきたてさせ、金子一枚先相渡可申付候、恐々謹言、

九月十八日

筑前守秀吉花押

淺野彌兵衛殿

しろかね即ち銀なり、黄金一枚を先渡して銀の吹立を申附けたるなり、

### 第二節 秀吉長政に川留土工を命ず

年記なければ其年代詳ならざれども、秀吉は十一月四日長濱に命じて、町の宿老吉川氏の人足を百人出さしめ、其月の八日に川を堰止る爲に、前日七日の夕方より鍬を持たせて現地に出でしむる事、油断なき様にと申附たり、何の爲に川を堰くか、分明せざれど、四日に命じて八日に徴發するなれば、洪水防禦の爲にはあらず、或は城湍の淺深にてもあらんか（古文書四二二）

### 第四十七章 田中吉政と其妻并領地

田中吉政は淺井郡三川より出づといひ、又本郡田中<sup>大原村</sup>より出づとも云ふ、寛政重修諸家譜には天文十七年高嶋郡田中郷に生ると見ゆ、但し吉政は幼時より石田三成と友たりしこと諸書に見ゆれば、本郡田中なりとの説事實に近きが如し、續武家閑談に吉政は百姓より起りし人にて、田圃に耕せし日路傍に憩ひたりしが、秀吉の臣宮部繼瀧が士卒を率ひて通ずるを見て、武士とならん事を志し、終に秀吉の部下に頭角を顯したるよし記す、父を重政といひ、母は本郡國友<sup>神照村</sup>なる國友與左衛門の女なり、老後慶福院といふ、吉政は秀吉の部下として功勞多く、天正十八年十月、三河國岡崎城に封ぜられ、五萬七千餘石を領して、文祿四年八月、尾張國知多郡にて三萬石を與へられ、慶長元年七月、三河國に於て一萬四千二百石を加へられ、十萬石の封土を有するに至れり、慶長五年關ヶ原役、徳川氏に屬し、石田三成退捕の功によりて、同年筑後國柳川に封せられ、三十二萬五千石の主となれり、但吉政が天正十八年岡崎に封ぜらるゝ以前、本郡に所領を受けし事は家系等に記さず、然れども現存の古文書によれば、天正十四五年の頃本郡内に領地を興へれたるは事實なるが如し、今吉政の文書二通の中一通は



成菩提院にあり(三五古書)一通は元長濱八幡社の社坊乘藏坊の有なりしに、一旦淺井郡に轉じ、更に轉じて彦根田中氏の所有に歸せり(四二古書)其成菩提院にあるものは天正十五年十一月二十九日のものにして、大野木郷の内成菩提院領二十一石餘を前々の通り相違なく領せしめ、秀吉免許の寺院なれば、更に隔意なきことを申送りたるなり、是によりて見れば、吉政が大野木(柏原村)の郷内にて幾部かの知行地を有せしを知るべし、大野木の村に石丸、田中、今屋敷の部落の小名あり、其田中と稱するは或は當年田中吉政の領せし名より出でたるにはあらざるか、殊に田中と石丸との境に當る位置に古より成菩提院の寺田ありて、現今に傳はる、又田中氏所藏の乘藏坊宛の吉政文書は年記なく、十一月二十六日とありて、年代確ならず、其文意は手前坊へ移りし留守の十二人方へ舊町の周り荒地分の内を以て作取りに扶助せしめたれば、内より急度耕作申附くるなり、委細は松原二藏、堤喜右衛門方へ折紙を以て申遣したりとの事なり、此下知狀によれば、吉政が秀吉の命を傳へたるにはあらず、吉政が自己の所領を勝手に處分せし様歷々として窺はるゝなり、又天正十七年四月二十一日荷物問屋の事を長濱甚助に通じたり(四三五古書)依て考ふるに、吉政は天正十八年三河移封前、即ち山内一豊が長濱へ入城せし十三四年頃より、湖北の地に於て多少の領地を與へられたるに相

違あらざるべし、又吉政は三河移封の時、湖北の地より多く其重臣を率ゐて去れり、其は文祿二年正月廿九日の文書に其證を發見す、即ち吉政の母なる國友與左衛門より嫁せし人が岡崎にて其日の酉の刻に死亡せしに付、石崎源兵衛秀清(神照村)野村吉兵衛尉宗正(本郡國友か又は淺井郡野村の人か)の二人は命を受けて特使を岡崎より當國に送り、燒香の爲めに淺井郡湯次の誓願寺の僧を岡崎に招かしめ、是れが爲めに葬式を延引して待居たることあり(四三四古書)又こゝに湯次の誓願寺を招きし事、并に淺井郡の三河(虎野村)玉泉寺に吉政の母が打敷の寄附ありし等より思ひ合すれば、吉政の生家は淺井郡なりしが如し、猶慶長六年筑後柳川に封せられし時、吉政の三奉行は石崎若狭、宮川佐渡、磯野伯耆の三人にして、皆湖北出身の人なり、左に本郡より吉政に従ひ筑後に移りし者の氏名と知行高を抄出す、

- 一 三千八百八十八石
- 一 三百貳拾三石
- 一 三百七石五斗
- 一 二百石五斗
- 一 貳百石

慶福院様 田中吉政の母國友與左衛門の姉  
 朝妻殿 按ずるに朝妻出身の女に  
 梅が原殿 同上梅ヶ原出身歟  
 宮川佐渡後家  
 慶福院様御内五人者



一 壹萬百八十石  
一 五百石  
一 二百五十石  
一 貳百五十石  
一 六千八百石  
一 四百三十石  
一 五千三百石  
一 千石  
一 四百十石  
一 三百二十石  
一 三百石  
一 五百五十石  
一 二百石  
一 五千石  
一 四千石

田中大膳吉政の一族か  
野村半兵衛  
中山平三郎  
國友式右衛門  
宮川十九  
生駒三郎右衛門  
坂田木工  
坂田清左衛門  
坂田左吉  
角田傳助  
北村作右衛門  
口分田權之丞  
口分田左太夫  
田中主馬  
宮川掃部

一 三百石  
一 三千六百五十石  
一 四百六十石  
一 三百石  
一 三百石  
一 五百石  
一 二百六十石  
一 五千五百石  
一 三千六百五十石  
一 百五十石  
一 千二百四十石  
一 二百石  
一 六千石  
一 千石  
一 三百石

伊吹千助  
石崎若狹  
國友勘左衛門  
石崎二郎太夫  
多賀新九郎  
伊部惣左衛門  
加納治郎兵衛  
多賀三郎兵衛  
辻勘兵衛  
柏原十兵衛  
國友左門  
國友彌左衛門  
宮川丹後  
淺見半右衛門  
中澤孫右衛門



一百五十石  
 口分田甚八  
 一百三十石  
 木村八左衛門  
 一百三十石  
 下坂權之丞  
 一千五百石  
 國友與左衛門  
 一千五百石  
 今村七郎右衛門  
 鐵砲足輕頭 十二人之内  
 磯野佐太右衛門  
 一千貳百六拾石 足輕七十人  
 安食九郎右衛門  
 一千九百五十石 足輕七十人  
 坂田久馬  
 石崎將監  
 五百五十石 同 五十人  
 宮川彦左衛門  
 持筒頭 三人之内  
 堤五平次  
 六百石 足輕二十五人  
 國友半右衛門  
 大野木二郎左衛門  
 宮川猪兵衛  
 石崎覺太夫  
 多賀左近  
 伊吹千之助

第九篇 織田豐臣時代  
 第四十八章 九州征伐之本郡  
 鑓奉行 三人之内  
 一千二百石 百人  
 宮川猪兵衛  
 文番衆 母衣十人内  
 一七百五十石  
 多賀左近  
 一六百日  
 石崎覺太夫  
 大衆番 十二人内  
 伊吹千之助  
 一三百石  
 舟手 十五人内  
 一五百石 百五十人  
 口分田甚左衛門  
 一二百八十石 百人  
 小田權右衛門  
 諸細工人 三十五人内  
 一百九十石 刀かち  
 下坂與八郎  
 一百石 かぢ  
 伊吹甚右衛門



天正十四年十一月、秀吉島津氏に上洛を命ず、島津氏應せず、是に於て秀吉島津討伐の事を決し、翌十五年三月を以て出發の期とす、十二月一日より畿内、中國、北國、南海道等三十七國に令して、兵を募り、二月二十日迄に大阪に着陣せしむ、近江國も其中に加へらる、糧秣徵發の奉行等は諸國の御倉米を兵庫尼ヶ崎附近へ集む、御扶持方渡奉行長東正家は後の正月八日を以て長濱の町年寄吉川三左衛門に命じて、伊香郡の御米を大船三艘に積み、長濱より早く送り出さしむ(古文書三四五)、但し委細は伴九兵衛に申含め、又水手に給米を與へて、事の迅速ならんことを希望せり、

### 第一節 成菩提院の慰問

六月二日、秀吉は折紙を柏原の成菩提院に與へ、九州滯陣の見舞に同院が祈禱の卷數と高宮布三端を送り越されたるを謝す、文中に「九州御動座に就き卷數并に細布三端到來遠路之處悦思召候、猶富田左近將監可申候」とあり(古文書三八八)、猶六月三日に富田左近將監も添書を同院に附す(古文書三八九)、其文によれば、富田氏へも細布二端を贈りたる事を知るを得、又同日賀藤彦一が前記二通に添書せし狀あり(古文書三九〇)、彦一は富田の部下なり、其文によりて富田が來着遅延の理由をも窺ふべし、即ち肥

後國の儀は羽柴陸奥守殿(氏々)へ遣はされ、富田左近將監は陸奥守の下に附して、廿日間も逗留すべき命なれば、來七月には罷り上る可きにつき、其節御意を得べしとの事なり、歸依篤つき大檀越に對するの禮、且は免租地とせらるゝ報恩として、遠き九州迄慰問使を遣はし、なり、此の如き風習は漸次に行はれたりと見え、天正十八年秀吉が小田原城に北條氏を征せし時、長濱町民は慰問使を出して、關東御在陣見舞の爲め鳥目五百疋を送りたり、秀吉は五月二十一日附にて謝狀を與へたり(古文書三九五)、又文祿元年朝鮮征伐に際しては、長年月に亘る出征なれば、慰問の事も頗る繁かりき、其は第五十章に記すべし、

### 第四十九章 大野木甚之丞等淀君を小田原陣に送る

天正十八年三月、秀吉十二萬の兵を率ひて、北條氏を小田原城を攻めんと、一日京師を發し、四日本郡柏原に宿し(古文書四五二)、東下せり、本郡の武士山内一豊、田中吉政等の部下に屬し、從軍する者多し、同二十九日山中城を略し、韭山城を攻め、進んで小田原城を包圍す、四月九日秀吉其本營を石垣山に移し、諸將を管す、兩軍の小戰常に絶えざりしも、五月に至り秀吉は小早川隆景の策を用ひて、長圍持久に決せり、こゝに於て秀吉諸將



をして其妻妾を招かしめ、對陣の無聊なからしめんとし、秀吉も淀君(淺井長政)の長女(政)を招き下さしむ。當時秀吉が小田原の陣中より北の政所に贈りし自筆の文書高臺寺(郡)に存す、其中に

大名どもに、にうぼうをよばせ、小だわらにありつき候へど申ふれ、みぎごうりのごどくに、ながちんを申しつけ候ま、其ために、よどの物をよび候はん間、そもじよりも、いよく申つかわせ候て、まへかごに、よをいさせ候べく候、其もじにつゞき候ては、よどの物我等の氣にあい候ように、こまかにつかわれ候ま、心やすくめしよせ候よし、よごへ其もじより申やり、人をつかわせ候べく候、云々

とありて秀吉が北政所を重じ、淀君を小田原に下さしめんとする意中も見ゆ、此秀吉は稻田清藏を淀君の迎ひとして上らしめ、五月七日新庄駿河守、一柳越後守の二人に宛て、一書を送る、其文書今八相宮(柏原村)に存す(古文書四九三)、其文に曰く、

淀衆の迎として稻田清藏を差越候、同所に召連れ可被成候、然者草野次郎右衛門、大野木甚之丞も可召具候、大津城番は新庄氏に可申置、越後に懸て可差返間、當座の心得仕り可被成候、隨分其方急にて可相越候、路次口先にて飛脚被遣、傳馬夫以下事令用意可相待旨、新庄、稻田相談可申送候、路次中無滯早速下置候様に可入情候、猶稻田

清藏可申候也、

右二通を對照すれば淀君東下の状況見るが如く、路次の先々へ飛脚を以て傳馬夫の準備をなさしめ、道中滯なく大至急にて來る様に念を入れよと命じ、淀君の東下を急がしめたるなり、新庄駿河守は本郡息長村の新庄より出でし名家にして、後裔今子爵たり、又淀君に従ひて東下の命を請けし二人の中大野木甚之丞は柏原村の大野木出身の人なり、

同年六月北條氏直降りし後、秀吉關東の處分を爲せしが、其八月佐竹義重夫妻を上洛せしめたること山内侯爵家の史料に見ゆ、其文書左の如し、

佐竹義重并妻子令上洛候間、傳馬百疋人足卅人申付分領中儘可送届候、宿等入念可令馳走候也、

八月朔日

(秀吉朱印)

柏原より八幡山まで

堀尾帶刀とのへ

山内對馬守とのへ

柏原より八幡山までと記されたれば、本郡より蒲生郡までの奉行を堀尾吉晴と山内



一豊に命じ待遇を厚くせしめたり、而して傳馬百疋、人足三十人と見ゆれば一行の多きも憊ばるゝなり。

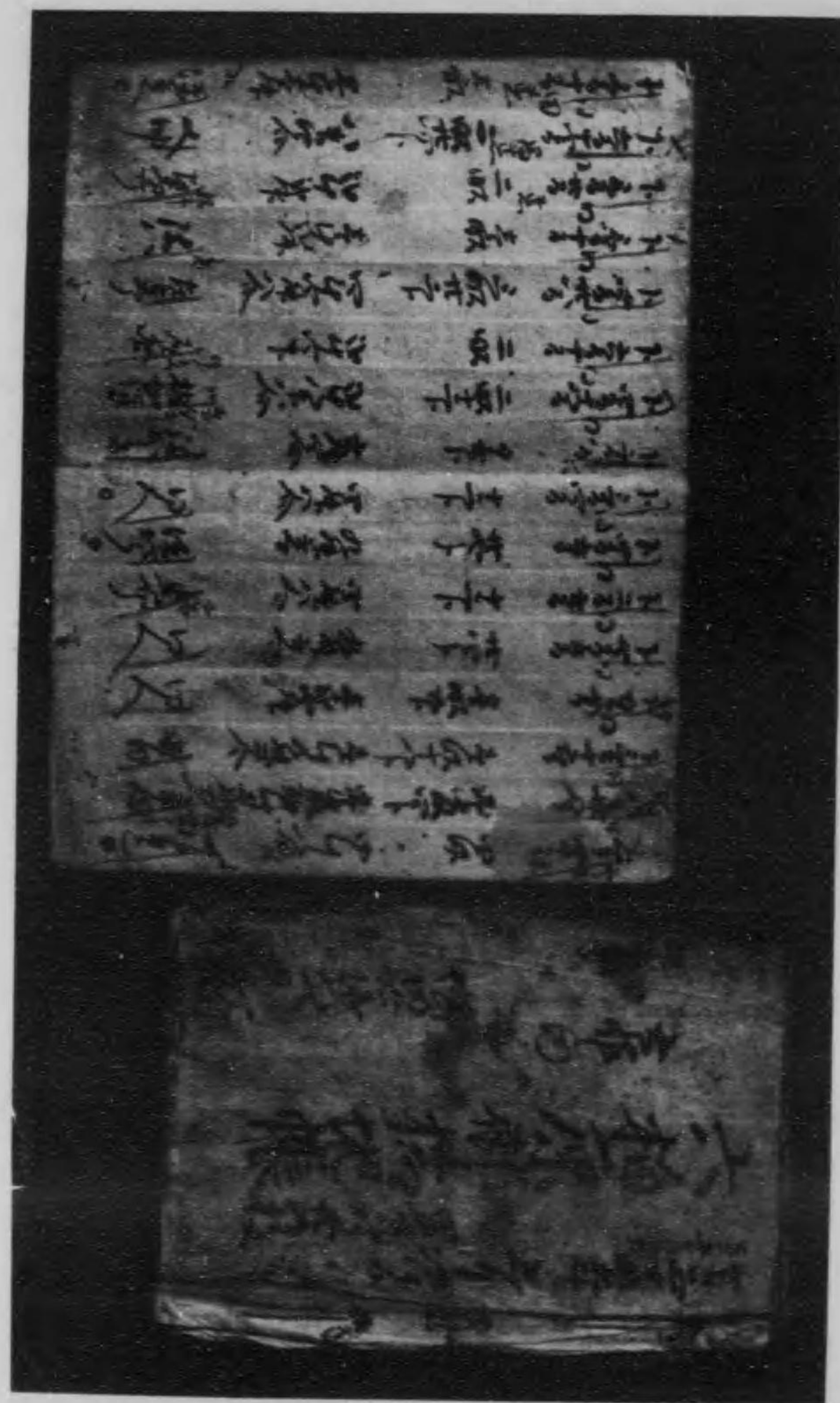
七七〇

### 第五十章 本郡の檢地

鎌倉以來武門政を執るに及び、莊園の併呑、豪族領地の占領、猥りに盛にして、古への田籍の法廢絶し、足利氏の中葉以後は幕府の命令行はれず、群雄各地に割據するに及び、其領内に便宜の度量衡を用ひ、長短大小輕重の標準一定せざりしが、豊臣秀吉天下を平定するに當り、夙に統一を謀り、天正十七年の頃より長束正家をして檢地を行はしむ、古今武家盛衰記に檢地は本郡の人石田三成の議に出し事を記す、又一説には正家は乗坊といふ算學者と合議して古法を變じ、新法を定めしとも傳ふ、當時近江國の檢地は長束正家、増田長盛等十人奉行として地を檢せり、上坂記録に左の覺書見ゆ、

- 大閣様御代天正十九年閏正月十三日御檢地被仰付候御檢地奉行
- 増田右衛門尉殿      長束大藏殿      大野木縫殿      早川主米守殿
- 牧村長兵衛殿      宮木長次郎殿      糟屋内膳殿      片桐主膳殿
- 八嶋久兵衛殿      吉田清左衛門殿      〆十人

天正十九年九月の檢地帳



(柏原村大字柏原所藏)



柏原村大字柏原に天正十九年の檢地帳六冊を存す、題して天正十九年三月二十三日  
増田右衛門打口と記せり、右衛門は長盛なり、本郡中大字清瀧と僅に二村に存する逸  
品なり、記載法頗る單純にて、小字名等級間數畝歩石盛と所有主の名を記す(寫眞)又無  
年三月十一日長束正家より長濱町の吉川三左衛門に宛てたる文書(古文書四九四)あり、柏原  
の檢地帳に考へて天正十九年のものなるを知る、正家の署名を長大と記す、長大は長  
束大藏大輔正家の事なり、其文に、昨日坂田郡割符之紙等は、朝妻、多良、小野庄打口に候  
とあり、入江村より鳥居本村方面の檢地に要する割符の紙ならん、其他は、吉田清右衛  
門、矢島久兵衛等の打口に候とありて、入江村、鳥居本村方面外の檢地は吉田と矢島と  
二人受持ちて檢地をなすとの事なるべし、次に淺井郡の繪圖は其地の案内者に尋ね  
合し、紙を廣く繼ぎ、村々残り無く書附けられたく、知行高は此方の帳面なるにより、村  
々の分へ書附けられよと申送り、而して正家は三月の十五六日頃に、朝妻、多良の方面  
に行く事を報せり、此文書と上坂記録并に柏原の檢地帳とにより、天正十九年の春、長  
束正家、増田長盛等が吉田、矢島等十人奉行として近江の檢地をなし、を確知するを  
得べし、當時檢地の法は曲尺方六尺三寸を以て一步とし、三十歩を畝とし、三百歩を一  
段と定む、上坂記録の覺書に、田畠屋敷六尺三寸の棹を以て五間に六十間之印一段に



相定事とあり、又渡邊仁右衛門筆記に、太閤様御檢地六尺三寸なり、長六十間、横五間此坪三百坪壹段なりと見ゆるを證とす、

是より先き近江には天文年間に檢地の事ありて、之を近江繩と稱せし由傳ふ、然れども江源武鑑の妄説なりとて、先輩多く之を否認するも、天文檢地の事は嘗に江源武鑑のみに記さるゝに非ず、若狹守護代記にも見え、又筑前續風土記にも天文十二年に檢地の事を記す、又今川氏北條氏も此頃其領土を檢したる事あり、足利幕府が天下に令して檢地せしむるは此時代に行ひ得ざる處なれども、一國一城の主が其領内の地を檢せし事實はあり得べき事なり、近江繩の實施は其年代詳ならざれども、發見の文書に考へ、天文十一年九月以前なるべしとは本篇第二十四章に詳説せり、故に従來より石高の稱と三百歩一段の法とは秀吉の檢地に基くといへど、天文年間の檢地所謂近江繩の時より始まりしにて、天正檢地は更に其法に則りしものなるべし、

第三篇第二章に詳説せし條里の制度の遺稱は、此時迄傳稱せられて、土地賣買狀寄附狀等に何條何里何の坪何繩本何段次に於て壹段也などと記載せられしが、近江繩の實施より此制を改め、土地に小字を附して、其小字と所有者の名義とにより土地の四至を表示する單純なる記載法となれり、故に此時代以後の賣買狀に條里坪の表示せ

られしものなし、又奈良朝時代より三百六十歩を一段とし、畝の稱なく、何段何百何十歩と稱せし古法も、此に至りて何段何畝何歩と稱し、室町の季世まで用ひられし大半小の呼び方も(第七篇第三章)終に消失するに至れり、

### 第一節 斗代

檢地を行ひて土地の段別を明にし、更に土地の沃瘠地位を以て等級を定め、石高を制し、其收穫率に従ふて石盛りを規定す、之を斗代といふ、上坂記録の覺書に左の一節あり、

- 一 上田一段壹石五斗      中田壹石三斗      下田壹石壹斗      下々は見計可被相定事
- 一 畠之事上壹段壹石二斗      中壹石      下八斗可相定事
- 一 屋敷方壹石二斗之事
- 一 小田野畠河原如先々斗代被聞届見計可相定事
- 一 舛之事近江武佐舛可相定但京舛者八斗二舛にて壹石の算用に仕地下人に渡可申前々舛を以懸進等可取上事



以上うたれ候所より此一書寫來也

此の覺書は上坂氏が既に檢地濟の村落にて寫し取りし者なるは末行の記事に因て知らる、斗代は村落の狀況によりて差違あり、必しも一定せらるべきに非ず、故に前記覺書の斗代を以て郡内一定と見做すべからざるは、柏原に存する當年の檢地帳斗代に對照して明なり、覺書に見ゆる斗代は斗代制定の標準とも見る可く、此標準によりて村落の狀況に考へ、一上一下せられたるなるべし、左に柏原の檢地帳に見ゆる田畠の等級と斗代を披記せん、

上田	三十四町六畝九步	一石五斗五升代 <small>一反付</small>
中田	拾七町七段九畝九步	一石四斗代
下田	二十九町八段七畝十七步	一石二斗代
下々田	二町五畝二十一步	一石代
上畑	十七町八段五畝十六步	八斗代
中畑	十二町三段六畝十二步	六斗代
下畑	十四町六段四畝十七步	四斗代
下々畑	六段二畝二十步	三斗代

屋敷	四町一段二畝二十步	一石代
下田荒	七段二畝步	一石代
上島荒	二段八畝十五步	六斗代
中島荒	二段七畝一步	五斗代
下島荒	三段九畝十三步	三斗代
田畠屋敷共合	百四十五町二段六畝十步	
此分米	千五百二十三石五斗六升	

斗代は今日の地價に等し、右の斗代により四公六民の率にて租米を其領主に納むるなり、但し領主により其稅率一定せず、五公五民もあり、又六公四民もありて、必しも一致せず、南郷里村大字南小足に五斗代といふ小字名あり、斗代の地名となりて残りしものならん、

### 第二節 檢地見舞

増田長盛が柏原の檢地をなし、時成菩提院は檢地見舞として青銅百疋を長盛に贈りたり、長盛は三月四日附にて其好意に對する謝狀を同院に送れり、全文古文書三九



一に記せるを以て此には略す、他の朱印地社寺も同様の事ありしや否やは史料なければ詳ならず、

七七六

### 第五十一章 秀吉社寺領に再び折紙を與ふ

天正元年秀吉始めて江北の地を得てより、領内の由緒ある社寺には租税免除の折紙を交附せしが、天正十九年更に従前の社寺に改めて社寺領安堵の朱印狀を寄せたり、其所以明ならざれども天正十九年は秀吉が長束正家、増田長盛等をして本郡に檢地を行はしめし年なれば社寺納たるべき領地を明確ならしめん爲に、此に改めて印狀を交附せしものなるべし、其現在存せるもの成菩提院文書(古文書三六九)、總持寺文書(古文書三六七)、神照寺文書(古文書三六八)、八幡神社文書(古文書三七〇)、知善院文書(古文書三七二)、舍那院文書(古文書四三〇)の六通あり、而して六通共に天正十九年四月二十三日の日附にして、文章も同式なり、以上の古文書の部を参照すべし、

### 第五十二章 秀吉長濱町に三百石の地を免除す

同年五月九日、秀吉は長濱の町人に町屋敷の年貢米三百石を免除す、即ち下の郷文書

(古文書三七三)に「江州坂田郡内長濱町屋敷年貢米合三百石事、被成御免除候也、天正十九年五月九日、長濱町人中とあり、町人屋敷の年貢米を免除せらるゝは特例なり、是れ長濱は始め今濱と稱し、京極氏の古城ありし湖畔の一小村なりしも、天正二年小谷城を廢して今濱城を修築し、君が代も我が代も共に長濱の眞砂の敷の盡きやらぬまでの歌の意の如く己れの將來を祝して地名を長濱と改め、小谷城下を始め方々の諸村より民を集めて市街を爲さしめし瑞祥の故地なれば、秀吉と長濱町民とは深き關係を有す、故に町民も又秀吉の爲には一意勞苦を辭せず、賤ヶ岳の役を始め、尾濃征伐、其他秀吉の出征に際する毎に其命令に忠實なりしかば、秀吉も此く特例を以て三百石の除地、朱印を長濱町に與へたるなり、當時免除地たりし地域は古圖に示したる部分なり、挿入圖を参照すべし、後ち其免除地の四隅に石標を立て、刻するに「從是長濱領」の文字を以てす、其石標今も昔のまゝに現存す、

### 第五十三章 禁中の用材と朝妻港

朝妻港が上古以來湖東の要港たりしは前諸篇に記載せり、天正十九年禁中の御作事ありし時、本郡朝妻港より其用材を舟運せり、當時民部法印の臣片岡彌一郎、西田市介



の兩人より新庄駿河守等三人に宛て、送りし命令書、朝妻の舊家木村氏に存す。往年長野主膳井伊家に仕へし時(嘉永六年)編せし淡海舊蹟考に木村氏の文書を引用す。依て編者は木村氏を訪ひ、文書の一見を請ひしに明治二十九年の洪水に全家浸水し、家財悉く湖中に流失したりとて主客共に落膽せり、淡海舊蹟考には文書の中唯朝妻港を考證すべき部分のみを抜記して、全文を寫出せざるは殊更に惜む可きなり、今其一節を寫出す、

かくて朝嬌港の事今木村有隣家にもたる書どもを見れば、近世までのありさま知られたり略中

天正十九年三月十一日より四月二日までの運送に云

禁中清涼殿御樓下御材木朝妻にて可積申船の事

船數合二十九艘

民部法印内

片岡彌一郎

西田市介

新庄駿河守殿

觀音寺殿

大野木甚之丞殿

又

禁中御番家御材木朝妻にて積申虫喰

船合拾四艘

天正十九年

民部法印内

三月廿八日

片岡彌一郎

西田市介

新庄駿河守殿

觀音寺殿

大野木甚之丞殿

右件の書一艘毎に水手何人として其名をしるしたり

此の文書の斷片と前後の記事とを參酌すれば、天正十九年三月十一日より四月二日までの間に於て、清涼殿の建築用材を船二十九艘にて運搬せしめ、又三月二十八日附にて禁中御番家の用材を船十四艘にて運送せしめ、而して一艘毎に水手何人とし其名さへ記載せられし事を記す、天正十九年に秀吉が禁中造營の事太閤記にも見えず、



この考古の好史料空しく湖底の泥屑となりしは遺憾なり、  
合計四十三艘の船にて運送せし材木は本郡又は西濃の山より伐り出されし物なり、  
山内侯爵家の史料に當時の文書を見る、即ち左の如し、

最前雖被仰出、仍重而被成下御朱印候、禁中作事方材木事濃州表佐より朝妻迄江州  
路次通在々百姓等急度相届候様に可申付候、作事差急儀候間聊不可由斷候、猶民部  
卿法印山口玄蕃頭可申候也、

二月十三日

(秀吉朱印)

堀尾帶刀とのへ

山内對馬守とのへ

此文書によれば作事の材木を美濃不破郡の表佐より出し、朝妻までの運送は沿道村  
落の百姓等を徴發して之に當らしめしを知るべし、文書に年記なきも前記の文書に  
對照して天正十九年なること明なり、山内一豊、堀尾吉晴の二人が當時本郡の土地を  
領せし故を以て、送材の奉行を命ぜられしことは第四十二章第三節に記せしに同じ、

### 第五十四章 秀吉の朝鮮征伐と本郡

豊臣秀吉は信長の薨後未だ十年ならずして六十餘州を統一し、割據の群雄皆其勢下  
に威服せしを以て、兵を大陸に出し、先づ朝鮮を服し、大明四百餘州を掃蕩せんとの雄  
圖を畫したり、然れども出師後の状態は意の如くならず、終に命數の盡きたるを以て、  
當初の雄圖も書餅に終りたり、當時本郡と外征の關係を左の諸節に記す、

#### 第一節 長濱水手の徴發

天正十九年の春、秀吉天下の諸侯に令して入明の準備をなさしめ、先づ船舶の事を沙  
汰せり、其覺書太閤記に見ゆ、全文七ヶ條より成る、其中に左の條項あり、

一水手の事浦々家百間に付て十人宛出させ、其手々々の大船に用可申候、若有餘の  
水手は至大坂可相越之事、

一船頭は見計ひ次第給米等相定可申事、

一水手一人に付扶持方二人、此外妻子の扶持つかわし可申之事、

即ち家百軒に付、水手十人の割にて徴發し、一人に二人扶持を與へ、其妻子にも扶持米  
を給したり、

天正二十年(文祿元年)正月、琵琶湖の全權を掌りし栗太郡蘆浦の觀音寺は、石川久五郎、早川



主馬頭の二人と連署して、長濱町の水手十六人徴發の命を令せり(古文書一)是より先きが、正月廿日長束正家は書を觀音寺等に送りて、長濱の町年寄にして舟持なる吉川三左衛門を特に免除せられんことを乞ふ、其文書(古文書三四二)

今度江州浦々船頭御改めに付、長濱船頭二十人被付置候、然者彼町吉川三左衛門斗、我等別而懸目候者之儀候、右之内壹人御用捨候者可畏入候、恐々謹言、

とあり、此の如きの事情よりしてか、觀音寺、石川、早川等は長濱の水手を十八人に減じ、其中十六人に外征從軍の水手たるべきを命せり、全文古文書三四一に記したれど、更に之を抜出せば左の如し、

長濱村家數高百拾間之事

右内拾八人者可罷出候

唐人之爲御用被仰付候也

此内二人ひらたの加子相除候

べ拾六人者可罷出分

天正二拾年正月

觀音寺花押

石川久五郎花押

早川主馬頭花押

唐へ參候加子一人に付、後にて妻子に二人ふち、先にて其身に二人ふち配當、上に十石中に八石、下に六石被下候也、

初め二十人と定められし長濱水手は十八人に減せられ、其中ひらたの水手二人を除き、從軍すべき者十六人徴發せらるゝ事となれり、扱此文書に長濱村家數百十間之事とあり、間は軒の意にて、當時の假用字なり、此百十間とあるは當時長濱の總戸數か、將又舟持の戸數か、總戸數としては少に失するが如く、舟持の戸數としては多きに過ぐるが如し、但し前記せし太閤記の覺書に浦々家百間に付て十人宛とあるに比し、長濱の百十間に對して十六人徴發せられしは其率多し、百戸以上二百戸の率にて徴せられしものか、從軍の水手に二人扶持を給し、遺族にも一人に付二人扶持を與へ、猶他に上中下の三等に分ち配當米を給する等、從軍者をして後顧の憂なからしめたり、

第二節 本郡の從軍者概數と近江出身の武將

朝鮮陣軍役之定書に江州、尾張、美濃、伊勢、四箇國は一萬石に付三百五十人とあれば、我



近江國は高一萬石につき三百五十人を徴發せられたる筈なり、當時本郡の總石高は確知し難きも、天正十九年の柏原の檢地帳の高と、延寶年間の檢地後柏原の石高とに對照して、其比例を以て石高を推定すれば、約四萬石弱なるべし、一萬石に三百五十人とせば、本郡より從軍せし人數は約千四百人となる、此他國友城主たりし野村肥後守が鐵砲組の頭として二百五十人を率ゐたる事、太閤記に見ゆれば、國友の銃工等も數多徴發せられしなるべく、其他部將の從士として特に從軍せし人も少からざりしならん、かくて召集せられし將士は、文祿元年三月朔日より、日々大阪を出發して肥前の名護屋に向ひ、翌月五六日頃に至りて、四十八萬の大衆名護屋の本營に充滿せり、是より先き本郡の人石田木工頭(三成の兄)は、幾多の將と共に名護屋本營の作事を命ぜられ、彼地に至りて工事を監せり、當時石田氏の持役は山里の數寄屋、山里の局(六間に十三間、間に山里の二階門等なりき)

雲霞の如く集りたる將士は四月十日に各々起請文を書して奉行に出し、盛宴を張りて士氣を鼓舞し、十二日には先鋒の軍出帆せり、萩藩閱録に高麗罷渡御人數事と題し、動員の所屬部將の氏官を記するものあり、九隊に分ち人數十萬八千七百人と記す、但し其多くは西海、山陽の將士にして、本郡に縁故ありげに思はるゝは生駒親正のみ

なり、親正は五千五百人に將として第五番の組に屬す、又淺井郡より出でたる脇坂安治は水軍に將として千五百人を率ゐ、沿海襲撃の任に當れり、長濱の水手或は此手に屬せしにはあらざるか、太閤記の朝鮮國都表出勢之衆と題する中には左の人名見ゆ、

- |       |          |       |         |
|-------|----------|-------|---------|
| 三千人   | 増田右衛門尉   | 二千人   | 石田治部少輔  |
| 千人    | 宮部兵部少輔   | 二百人   | 片桐東市正   |
| 三百人   | 高田豊後守    | 三百人   | 新庄新三郎   |
| 二百人   | 片桐主膳正    | 八百人   | 八幡山京極侍從 |
| 三百人   | 朽木河内守    |       |         |
|       | 御弓鐵砲衆の中に |       |         |
| 二百五十人 | 野村肥後守    | 二百五十人 | 生駒源介    |
|       | 御馬廻衆の中に  |       |         |
| 千五百人  | 木下半介組    |       |         |
|       | 御後備衆の中に  |       |         |

五百人 長東大藏大輔

百三十人

吉田織部正



百三十人 生駒修理亮

百六十人 寺澤志摩守

百人

生駒主殿頭

千人

小野木縫殿助

此他西川八左衛門、美濃部四郎三郎等の名見え、裏の御門番衆に大野木甚之丞、石田木工頭、長東大藏大輔、江州觀音寺(栗太郡 蘆浦)等あり、又三の丸御番衆の一番石河組に土肥久作あり、貳番中島組に小澤喜八郎、桑原勝介、高田源十郎あり、五番中井組に多賀長兵衛尉、六番堀田組に余吾久三郎、大津久兵衛尉、生熊與三郎等あり、本丸廣間の番衆の一番伊藤組に三上大藏丞、松井新介、三番眞野組に木村藤介、乾彦九郎、今井兵部丞、朽木六兵衛あり、四番佐藤組に竹腰三郎左衛門尉、田那部小傳次、田那部與左衛門尉、六番速水組に本郷少左衛門尉、夫間甚次郎等近江武士の名多く見えたり、

### 第三節 社寺の慰問

入明の軍は年を越ゆるもなほ鷄林の野に戦ひ、秀吉は肥前の本營に滞在して軍事を見るの止むなきに至れり、是に於て曩に秀吉より租税免除の領地を與へられたる社寺は、争うて使者を出して見舞の金品を贈り、或は勝利祈禱の符等を送る、秀吉また此等の社寺に宛て其好意を謝するの朱印を送る、當時の文書今存するもの少からず、即

ち成菩提院は高宮の細布三段を贈りしによりて、五月二日附にて秀吉の謝狀あり(古文書三)、總持寺は四月十三日附と六月七日附と秀吉の謝狀二通あり(古文書三九)、長濱八幡社の社坊よりも御陣祈禱の巻數と鳥目二百疋を贈り、六月七日附にて秀吉の謝狀(古文書三六九)あり、

### 第四節 長濱町民の慰問

秀吉に縁故深き長濱町民は五郎左衛門、甚六の二人を使として、鮎餅百尾を携へて九州に下り、名護屋の本營に秀吉を慰問す、木下半助、吉隆は卯月二十九日附にて長濱町民の好意を謝する狀を送る(古文書三五〇)、其文中秀吉が一段感悦せられし事を記し、總て町人よりの慰問に對しては朱印の謝狀を出さざる例なれども、特に長濱町に限りて朱印の謝狀をせらるゝ事を述べ、猶北庄侍從(細秀)が長濱町よりの使者五郎左衛門、甚六の二人を召連れ、秀吉が滯陣の無聊を慰する爲に催さるゝ能樂を見せられしに、秀吉は二人の使者に御詞を交へられし特例を記し、猶高麗(朝鮮)陣の事は八月以前に相濟むべきに付、御上洛成さるべきをも併せ記せられたり、

又其年月は分明せざれど、六月二十八日付にて秀吉は長濱町人中へ名護屋見舞の謝



七八八  
狀を送れり、此時長濱町よりは鳥目五百疋を贈りし事を記さる、此の如く長濱町民は終始秀吉に好意を表せしを以て、秀吉も亦特に長濱町民を優待せし事、右の文書によりて知らるゝなり(古文書三八七)

### 第五十五章 長濱町民の鑄錢と停止

秀吉と深き關係ある長濱町民は何等かの必要ありて、文祿年中同地に於て新錢を鑄造せり、但し秀吉の命に非ずして、私に之を鑄造せしもの、如し、今現存せるものは之を長濱錢とし、其形略ぼ寛永通寶と同じく、文祿通寶の四字を鑄出せり、無年八月十八日秀吉は折紙を以て新錢鑄造の曲事たるを責め、爾後堅く之を停止したり、其文に、於當所新錢鑄之由曲事候、自今以後、堅可停止者也、八月十八日、朱印、長濱惣中とあり(古文書三一五)

### 第五十六章 石田三成

石田三成は本郡石田(北郷里村大字石田)村に生る、現今大字石田に御屋敷と稱する地あり、石田氏の邸趾なりと傳ふ、三成は豊臣氏の忠臣なるも、慶長五年關ヶ原の一戦に敗亡せし以來、徳川氏三百年間を通じての奸臣と罵られ、賊子と謗られて、一世の英雄が事蹟も

傳はざるもの多かりしに、明治聖代に至りては史學の研鑽遂に進み、偏頗の説を排し、心髓に透徹するに非らざれば止まざるの學風起りしより、三成が眞價も次第に世人に熟知せらるゝに至れり、然れども一旦破壊せられたる三成が史蹟は、今遽かに之を復舊し得べきにあらず、只僅かに三成父兄の文書數通の外、其遺蹟の如きは更に正確なるものを存せず、三成も亦不幸の人なるかな、

本郡の石田氏は其宗家にあらずして、所々に其住趾を存する一族の分住なるべし、但し其本居は石田村なるべし、無年九月十六日の觀音寺文書(古文書一五二)に上坂家信、上坂秀信と連署して、同寺に寺領安堵の狀を與へし、石田民部丞景俊あり、石田村と上坂村とは其距離數町にして、觀音寺は山を隔つる東隣なり、以て當年を想像するに足る、石田村の北隣小屋村にも石田氏の族あり、邸趾存す、又梓河内にも石田氏の一族ありて、南北朝頃よりの過去帳を存し、京極氏との關係を徵證すべきものあり、そは次節に記す、猶元龜元年磯野員昌が佐和山に籠城せし時、無籠城人數之事とある人名中に、石田仁兵衛(アズサ住)と見ゆ(古文書四五八)

### 第一節 石田氏の系



三成が父正繼の爲に山城國妙心寺中に建てたる壽聖院に過去帳、靈牌、日鑑を藏す、其内に左の戒名見ゆ、

七九〇

前藏人入道祐快宗舜大禪定門

三成の父正繼父方の祖父卒去、九月二十三日、年、曆不詳、

前陸奥入道清心宗空大禪定門

正繼の父卒去、正月十五日、年、曆不詳、

藏人入道祐快は三成の曾祖父にして陸奥入道は祖父なり、此によりて三成の家系を作れば左の如し、

石田藏人入道祐快

陸奥入道清心

正繼通稱藤左衛門、隱岐守、士

正澄綱三、玉泉院、木工頭、繼芳、菊公、大禪定門

三成佐古、江東院、正嶋、因部、公、大禪定門

女福原直高ノ室

重家準人正

女豐後安岐城主、熊谷眞盛ノ室

女尾張犬上城主、石川貞清ノ室

女紀州醫佐藤三、益ノ室

右近實光院竹心宗修禪定門

女阿波箕浦平左衛門ノ室

### 第二節 石田氏と京極氏

武家事記、古今武家盛衰記、佐和山城跡集等には石田氏を農人の子の如く記さる、然れども此等の書は徳川時代の中世に著作せられし書にして、石田氏を曲筆せしものなれば、もとより信すべきものに非ず、佐々木南北諸士帳の石田村の部に石田長樂庵は淺井家の祐筆にして能書なりと見ゆ、元來石田氏は京極氏の家臣なりしが、京極家衰へ淺井氏勃興の後、能書を以て淺井氏の祐筆となりしならん、石田氏と京極氏との關係につきては、慶長四年十一月十七日三成の父石田隱岐守正繼が清瀧寺に送りたる文書(古文書)に、當寺の儀道譽様爲御位牌所上其後御内輩立並坊舎云々、又當國四百八ヶ寺在之内當寺并勝樂寺を別段し御私所候條、從先規守護不入之事不可有其隱候、云々と見え、京極氏に對して深く敬意を表せし様、其臣下たるべきの位置に適す、又京極家譜にも石田氏をその被官と書けり、又文明年間かと思はる、無年九月十六日の觀音寺文書(古文書)に上坂治部家信、上坂五郎兵衛尉秀信の二人と連署せる石田民部丞景俊あり、上坂郷の地頭として佐々木京極氏の重臣なる上坂氏と連名にて、觀音寺々



領を安堵せしめたるは、古くより勢力ありし門地たりしを知るべし、さて前篇に梓河内(柏原)に京極氏の隠れ城ある事を記したり(第七篇第十章に梓河内の隠れ城の事を詳記す)今此地に入講寺城趾、馬かけ馬場、元小屋など稱する地も存す、京極氏の隠れ城の所在は猪の鼻と云ふ、其地山の尾にして、兩溪澗の合する地點なれば、自然の城濠を形成す、此溪流の一を隔て、接續の地に石田屋敷あり、京極氏に附屬して石田氏の邸ありし處なり、現今小字河西第三百十三番より三百十四、三百十五、三百十六、三百十七番に至る五筆の宅地となる、此の石田氏は同族二三家に別れ、其最も古きを源左衛門の系とす、同村龍澤寺の過去帳に

長安禪定門至徳三寅年正月二十八日 石田源左衛門父

長覺禪定尼明德四酉年二月二十三日 石田源左衛門母

とあるもの是なり、其他應永十七年、同二十八年、文安五年、康正二年、明應元年、永祿二年等に死亡せし石田氏の名各所に記載せるにても、其舊家たるを知るに足る、而して其石田氏の勢力は、嘗に河内の溪間に京極氏の隠邸を守護するのみに非ず、足利氏の季世に於ける諸國の例に倣ひ、新關を設置して梓の關と稱し、通行人の税を徴したりしが、奈良興福寺の大乗院雜事記文明十一年七月の條(古文書一六〇)に見えたる三十二文ア

ヅサとあるは、當時通行の寺使が三十二文の關錢を梓の關に仕拂ひせし徴證なり(第七篇第六)今此關趾の處を小字關の上と云ひ、それより西の小坂ある下を小字關の下と稱す、而して其關の上に石田氏ありて現存す、土人相傳ふ此れ石田氏の主家にして中古谷の奥より是に移りしものなりと、さもあらん、猪の鼻なる京極邸に近接せる前記五ヶ所の屋敷地は、今に此の石田氏の所有にして、同家にては元屋敷と相傳へり、此の如く石田氏の一族は榮えて二三家となり、諸村に割據して京極主家の爲に盡し、は事實なるも、徳川氏三百年間の壓迫に遇ひて、故意にこれ以上の史蹟を湮滅せしめしは是非なき事と云ふ可し、

### 第三節 三成の幼時

三成は永祿三年に生れ、同十二年十歳にして長濱城に於て秀吉に仕へし事、雜史に見え、校本石田三成にも之を引用せられたれど、秀吉の長濱入城は天正二年なれば、此説信じ難し、又秀吉本郡の地に活動を始めしは元龜元年六月、姉川の戦以後なり、但し三成は慶長五年十月刑戮せられし年四十一歳とあれば、其誕生は永祿三年なるも、長濱城に秀吉に仕へし頃は、其齡少なくとも十五歳より若からず、



さて三成が秀吉に仕へし端緒は武將威狀記に、石田三成はある寺の童子也、秀吉一日放鷹に出て喉乾く、其寺に至りて誰かある茶を點じて來れど所望せり、石田大なる茶椀に七八分にぬるくたて、持ちまいる、秀吉飲之舌を鳴し、氣味よし今一服とあれば、又たて、捧之、前よりは少し熱くして茶椀半に足らず、秀吉飲之、又試に一服とある時、石田此度は小茶椀に少し許りなるほど熱くたて、出る、秀吉飲之、其氣のはたらきを感じ、住持に乞ひ、近侍に使之に才あり、次第に取立て奉行職を授けられぬと記す、繪本太閤記の如き俗書にも此説を記し、其寺を觀音寺(大原村にあり石田村の坂の東)とす、近江輿地志略伊香郡法華寺の條に、寺は古橋村民家より八町許奥の山にあり、寺中六個寺あり、眞言宗、石田治部少輔三成幼時手跡を此寺の三珠院に習ふと云ふにや、寺中に三成が墓あり云々とあり、一は本郡の觀音寺とし、一は伊香郡の三珠院とす、今此二説につきて考ふるに周圍の事情よりせば觀音寺説を是とすべし、先づ三珠院に三成幼時の手跡を習ふと云ふ故にや墓あり云々の説は、墓あるを以て後人が附會せしものならん、古橋村に三成の墓あるは怪むに足らず、且慶長五年九月、關ヶ原一敗の後三成は伊吹山より遁れて伊香郡に入り、己れの領地なりし古橋村に至り、從來よりの知人與次郎太夫に頼りたり、與次郎太夫は三成を山中に潜ましめ、毎日食事を運びしが、其事名主に聞

えられたれば、名主は之を三成逮捕の田中吉政に報せしにより、終に其手に捕縛せられて、十月一日に六條河原の露と消へたるなり、其墓は京都大徳寺の寺中三玄院に存す、古橋村は三成と此の如き關係ある村にして、村民は三百年後の今に至るも三成の捕はれし事を追想して、毎年一日闔村休業して吊意を表する遺風ありといへば、其後村民或は寺僧が三成の爲に逆修の碑を三珠院に建てしものなるは想像するに難からず、大原村觀音寺の説は、繪本太閤記に記さる、繪本太閤記は小説的軍談にして信す可き價值なき書なるも、石田村に生れし三成が習字の爲に寺童子として觀音寺の僧に仕へたりとの説は、地理上より主肯すべき事なるのみならず、秀吉と觀音寺は茶につき、て最も面白き關係を有す、天正四年二月十八日、秀吉が觀音寺に茶屋を申付け、貳石の扶持を其茶屋に附したり、そは古文書三二九に記し、又本篇二十六章にも説けり、長濱の湖城に在りし秀吉が觀音寺山に茶亭を築き、時に試茶の遊を爲せしことは、後年京都の北野に於て大茶の湯の催さるゝ前提にして、夙に英雄の胸中閑日月ありしを認むるを得べきなり、三成が點茶の媒により秀吉の知る處となりし説を眞とすれば、其場所は正しく觀音寺なるべしと斷すべきなり、



#### 第四節 三成の立身

石田佐吉が秀吉の爲に知られ、長濱城に入り、三成と稱し、秀吉に扈從して、敏捷の才能を發揮し、中國征伐、山崎合戦、岐阜攻、伊勢征伐、北國攻、賤ヶ岳の戦等に從軍して殊功ありし事は、本郡に關せざればこゝに述べず、天正十三年七月、秀吉が關白となりし時、三成は諸太夫十二人の中に選ばれ、治部少輔從五位下に叙せられ、同月更に五奉行の中に選拔せらる(五奉行は淺野長政、前田玄以、増田長盛、長束正家、石田三成、さなり)之れより三成は益々其手腕を振ふの位置を得、同十四年には堺奉行となり、又翌年より九州征伐、天正十八年には關東征伐、文祿元年よりは有名なる高麗陣に参加して、何れも殊勳を樹てたり、三成管に戰陣に從ひしのみならず、文祿三年には薩摩、大隅、日向及び常陸、磐城、下野なる佐竹氏の領地等を檢地せん事を命ぜられ、部下を督して之を行ひしを始めとし、民政上の功績は戰場の勳功と相俟つて頗る多しと雖、本書の目的とする所に非ざれば之を略す。

#### 第五節 三成佐和山城主となる

三成始め水口城に封せられ、四萬石を領せしが、其中一萬五千石を割きて、重臣嶋左近

に授く、當時秀吉を始め諸將三成の士を愛する厚きを賞せりといふ、後佐和山城に封ぜられ、十九萬四千石を領す、本郡の地多くは封地となれり、三成が佐和山城に封ぜられし年月は正確なる史料なきも、佐和山城は信長の時丹羽長秀の居城となり、天正十一年には秀吉本郡より出でし堀久太郎政秀に授けしが、同十三年に秀政は越前北ノ庄に轉ぜり、而して佐和山城には坂本城(滋賀郡)にありし堀尾吉晴其後を承けしが、吉晴は同十八年の秋遠江國濱松城に轉ぜり、天正十八年九月は關東征伐の功勞により、諸侯が移轉して加増せられし時に、長濱城に在りて二萬石を領せし山内一豊も、吉晴と同年同月遠州掛川に移封せられたり、當時三成も其賞として佐和山城に封せられしと思はるれど、上平寺文書に考へ合せば、三成の佐和山城十九萬餘石を與へたるは文祿四年ならんか、文祿四年五月十二日、石田三成の臣大橋甚右衛門は上平寺(香照村)に當寺の儀今迄の守護又は代官如折紙異議有間敷候云々(古文書三九九)と、寺領安堵の折紙を與へたるは、石田氏の入部につきて新たに與へしもなるべし、而して其翌年三月一日附にて、遍く領内の各村に十三箇條の掟書を出し、を併せ考ふれば、三成が佐和山城を領せしは文祿四年の春なるべき歟。



第六節 領内の行政

三成が領せし十九萬四千石の地行目録傳はらざれば、各郡の領村は詳ならぬも、當時の十九萬石とは犬上郡以西四郡の地殆ど其領地なるべし、文祿五年(慶長元年)三月朔日、三成十三箇條よりなる掟書を其領内に出せり、此掟書は領内の各村に令せられしものゝ如し、現存するもの本郡にては柏原の成菩提院と法性寺村大字世繼の宮川作次氏のごと二通あり、同時に伊香郡柳野村に出せし者あり、其文を對照すれば、同一文なり、世繼の宮川氏所藏のものは前四箇條闕けて存せざれば、本誌には成菩提院所藏の原本により古文書五〇七に收む、其文を按ずるに始めに人夫に關する事を規定し、次に田畠の所有主、年貢米、及びその率及び百姓の流浪退轉を防ぎ、下情上達を計れるものなり、古文書の部を参照すべし、

其後慶長二年四月より天下一般に田に植え附けし麥にも課税することとなりしが、三成は四月二十日附にて之を領内に沙汰せり、當時本郡の朝妻、筑摩、中島の三村に令せしもの久しく朝妻の木村氏に傳はりしが、明治二十九年の洪水に流失したり、これより先き彦根の中村不能齋翁其文書を寫し置かれたり、全文左の如し、

④ 當夏より諸國麥年貢田方三分一納可申旨御意に付て可納やう、又おさめまじき田畠覺の事、

二、田に麥をまき申分は其田のむぎ毛の上にて見および、三分一代官納置すなはち其地下にくらに入れあづけをき可申事、 付升は我等判升也、

一、麥まかぬ田にはいらん申分あるまじき事、

一、はたけ屋しきにはたとい麥まき申候共、いらんあるまじく候事、

右如此喜多 兵衛に申付候間、若此外に非分なる儀在之者、此方へ可申上者也、

慶長二年四月二十日 治部少輔

妻朝村

坂田郡ちくま村

中島村

百姓中

之れと同様の命令は領内の各村にも出てたるべきも、今存するものを見ず、但し此文書に注意すべきは、第一條の附記に楯は我等判升なりとあるもの是なり、當時三成は



百姓の用ゆる樹に檢印を爲し、租米は總て其一定の樹を用ひしめしを知る、一説に石田樹と稱し、徳川時代にも存しありしと。

八〇〇

### 第七節 石川五右衛門等の横行と取締

戰國時代には社會の秩序大に亂れ、浮浪の武士強盜、其他不良の徒所在に横行すれども、之を制する能はざりしが、秀吉天下を統一するに及び、漸次非違を匡し、取締の法を設けたり、然れ共久しく戰國時代の不規律に馴れし弊は容易に其跡を絶たず、天正十六年には強賊日本左衛門出で、近畿の間に出没し、藤堂高虎の爲に捕へられたるが如き、又本郡の膽吹山にも盜賊群を爲し、怪しき鬼の假裝を爲して行旅人を害し、地方の民を苦めし事(北越軍記)などあり、文祿慶長の交に於て天下を横行し、殊に人民を苦めたる強賊石川五右衛門は多くの部下を有し、到るところ盜掠を恣にせしより、其名は人口に膾炙し、今に至りても乳臭の童子猶よく其名を知れるなり、此の如き大賊なれば、秀吉五奉行に命じてその惡徒を取締るべき掟を出さしむ、其文章は京都の吉田氏、羽後の佐竹氏等に存することは人よく知る所なるが、本郡にも又同様の文書上坂氏に現存す、上坂庄の領家にして當時の主を八右衛門と稱し、天正八年には羽柴秀吉に

従ひ、但馬國にて三百石の地を領し(古文書四九八)、文祿四年には大和大納言秀長に従ひ、大和と紀伊とに千石を領せしが、秀長卒去の後、本郡上坂庄に歸り住す、三成等太閤の五奉行は此掟を上坂氏に下したるものなり、其文左の如し、

#### 御掟

- 一 辻切、すり、盜賊之儀付而諸奉公人侍者五人組、下人は十人組に連判を續、右惡逆不可仕旨、請取可申事、
- 一 侍五人、下々十人より内のものは有次第くみたるべき事、
- 一 右之組にきらはれ候ものゝ事、  
小指をきり可追放事、
- 一 右之組中惡逆仕もの、組中より申上候者、被惡黨加、成敗、組中は不可有異儀事、
- 一 組の外より申上候者、惡黨一人付而金子二枚宛、彼惡黨の主人より訴人爲褒美可遣之事、
- 一 今度御掟に被書立候侍下人、自今以後他之家中江不可出、但本主人同心之上者可爲各別事、
- 一 咎人成敗之事、夜中其外猥不可誅戮、其所之奉行江相理可申付、至于時すまい不及了



簡族者、即刻可相届事、

右之條々堅被仰出候所如件、

慶長二年

三月七日

長東大藏大輔花押

増田右衛門尉花押

石田治部少輔花押

宮部法印花押

徳善院花押

上坂八右衛門殿御宿所

右の條目を簡短に解せば、武士及び奉公人をして古例の通り五人組を組織せしめ、組中の者は連署して悪事を爲さざる事を誓はしめ、若し五人組より嫌はるゝ者は、其印として小指を切つて追放せしむ、又悪徒のありし時は其組より自訴せしむる事とす、若し他の組より先に訴へ出づれば、悪人ありし組の主より金二枚を出さしめ、之を訴人の賞となさしむ、また悪徒ある時、組の主人は直に誅戮を加へず、所在の奉行に訴へて、その指揮を仰がしむるを常とし、非常の際に直に誅戮せし時は、速に奉行へ届出づ

べき事等なり、此上坂文書が吉田文書、佐竹文等と同文にして、且つ其年月日も皆相同じきは面白し、

### 第八節 農民の轉住防止

凡百姓農民は粒々辛苦の勞力に倚るものにして、更に餘裕の有るべきものにあらずるに、戰國の代には擅に徵發召集を強請せらるゝのみならず、生命財産を奪はる事も少からざれば、心ある農民は争ふて武士の部下に趨り、萬一を僥倖して家を起さんのと野望を抱き、郷を出で、武士の間に仕ふる者少からず、かゝる有様なれば地方に於ける殖産事業の日に衰頽を極むるは當然の事なり、本郡内に於る當時の状況は之を知るべからざるも、京極高次、山内一豊、田中吉政等江北の諸將が郷士農民を抜き去りしことを考へ合せば、思半に過ぎんか、當時此の如きの有様なれば、田園荒廢して底止する處なかりしより、秀吉命じて之を制止せしめたり、其文今上坂氏に存す、全文古文書の部に記したりと雖も、大要を擧ぐれば、諸國の百姓が田畠を打捨て日雇人となり國を出づるを禁じ、同時に召抱へる方にも之を禁ず、若し禁を犯す者は其職務を奪ひて之を訴へ出づる者に與ふ事、又當時の行政官たる代官給人等が、百姓に對して難題



を申しかけ、爲めに百姓が他郷に逃走する如き事あれば、代官給人等を罰するなり、此文書年記なく、只二月十五日とあり(古文書五〇〇)

### 第九節 火の用心掟

慶長三年四月六日、増田長盛、長束正家、前田玄以の三名連署して、本部の上坂八右衛門に宛て火の用心にかゝる令を發す、其文今上坂氏に存す、但太閤の五奉行中三成と宮部法印との名を列せざるは、事故の生じたる爲ならん、按ずるに當時三成は小早川秀秋の舊領たる筑前、筑後の地に代官を命せられたる時なれば、其等の事に執掌せし爲め、此命令書に其名を記すに至らざりしならん、掟の全文左の如し、

火之用心之儀に付被仰出候條々

- 一 あんごんどうたい上下によらず鐵にて可仕候、木にて一切不可仕之事、
- 一 其家々大小にしたがひ、軒廻に樋をかけ、其下におけをゆはせ、つねにため水を仕、手おけ共そへ可置候事、
- 一 めしつかい候女共、其家内有次第番折に仕、ごぼし火あり明の所にねすの番可申之事、

右之通儀に申付候上にて、自然火事出來候共、可被免其科、若此條々無沙汰仕、於火出者、誰々によらず可被成御成敗之者候也、

慶長三年

増田右衛門 花押

卯月六日

長束大藏 花押

徳善 院花押

上坂八右衛門殿

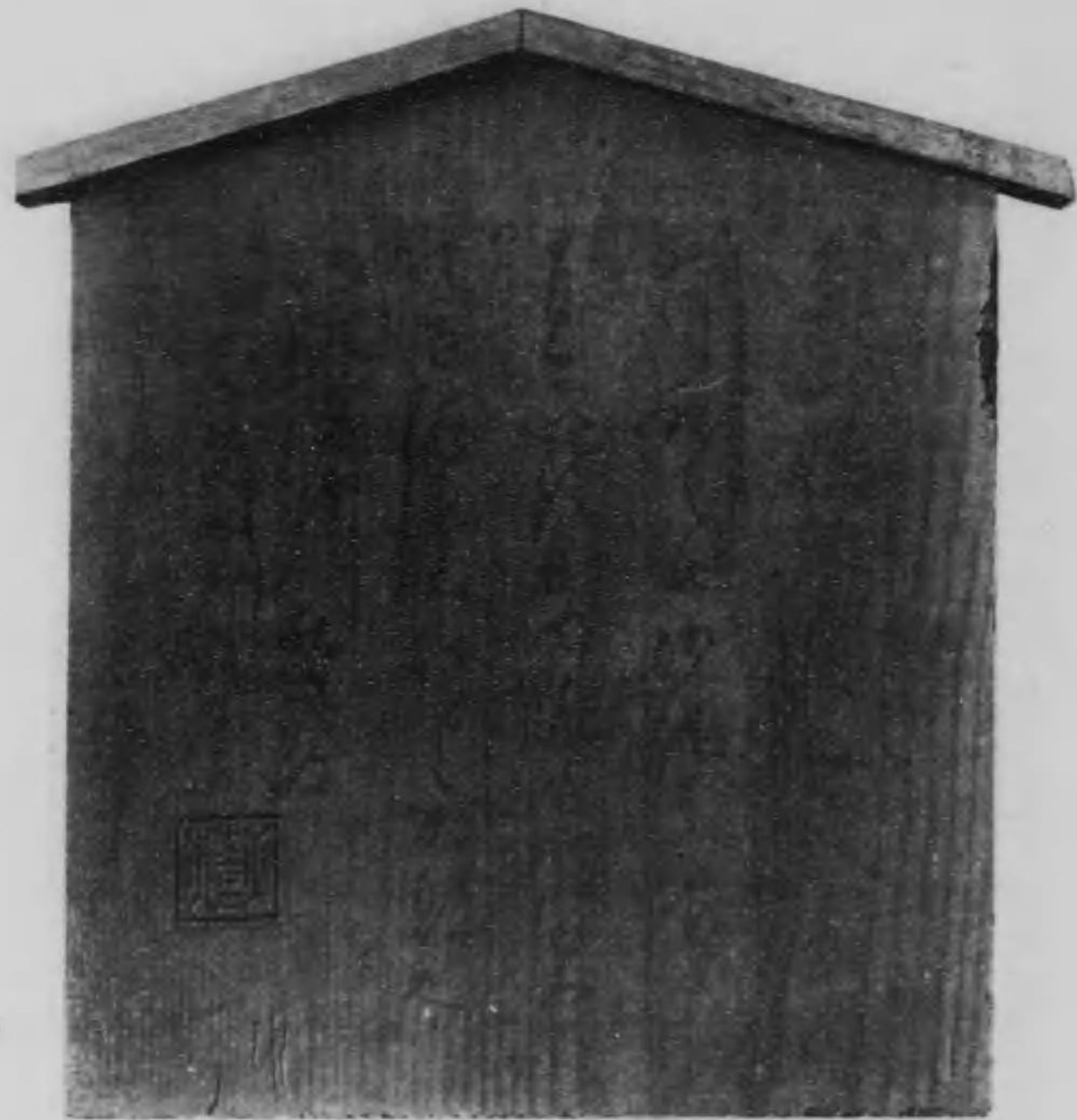
各戸の行燈燈臺を鐵製にし、住家の軒毎に樋を架け、其下に水樋を備へしめ、燈火の傍には家人奴婢をして交番に徹宵せしむる事を命じ、其上にて出火の災ある者は其罪を免するも、以上の設備をなさずして失火せし者には、其人の如何に拘らず罰する事を命じ、當年の法律としては其用意の周到なるに驚くべし、

### 第十節 石田正繼の執政

石田政繼は三成の父なり、通稱藤左衛門、後入道して梅岩道園居士と稱す、三成秀吉の爲めに殊遇を受くるに及び、召されて豊公の部下に出で、從五位下隱岐守となる、後入道して隱岐入道と稱す、三成泉州堺の奉行たりし時(天正十四年より六年に至る間)三成に代りて其



石田隱岐守の制札



(大原村觀音寺所藏)



石田正繼所用印

地に代官たり、三成佐和山城に封せられし後、正繼は三萬石を食み、常に其領地に留りて政令を沙汰す。蓋三成は豊公に従ひ、常に天下の太政に參し、一日も佐和山に安居する能はざるを以て、父をして領内の政令を執らしめたるなり。故に本郡内に存せる當時の文書は總て隱岐守正繼の沙汰狀なり。同年七月十二日松尾寺文書(古文書三九八)に、六十卷の書物先づ返し進め候、可然透候者治部少輔に一覽させ、不寄多少、令奉加様有之度候而雖留置候、其次手も無之候間如此候、大事の物に候云々」とあり、松尾守の珍書六十卷を預り置き、暇あれば三成に見せ、多少の寄附をさせんと思へど、其序無ければ一と先づ返進するとの意なり。又慶長四年三月十三日の蓮華寺文書(古文書四〇〇)に、其寺へ參拾五石の寺領を祖稅免除と爲したり。又同年十一月十七日には清瀧寺の山林蒞取を停止する沙汰狀を發せり(古文書四〇三)。清瀧寺は京極氏の香華寺なれば、時の大津城主たりし京極高次は、其霜月二十日附にて石田隱岐守に對し、満足の由を謝し送れり(古文書四〇三)。是より先き十一月二十日、京極氏の臣黒田伊豫守正安は、隱岐入道の沙汰に對し、狀を京極高次并に其母に告げて、兩人満足の旨を傳へ、猶己れも充分の謝意を表したり(古文書四〇四)。又同五年四月二十四日の觀音寺文書と同日附の觀音寺山立入禁制の木札(寫眞參照)とは、其寺所有の山林へ盜伐するもの有るを嚴禁したり(古文書四〇五)。此他三成が未だ佐和山



城に封せられざる數年前即ち天正十九年四月より二十年十一月に至る間に、本郡内に頗る烈しき山論ありし時、正繼は既に其訴訟を裁斷せし事實ありて、益田少將等が其間を周旋したる文書數通あれども、争論の史料は本誌の採らざる處なれば、之には云はず、但し此文書の年月日より按ずれば、三成曩に堺奉行たりし後は直に佐和山に移り、領内の民政を執りしものと思はる。

### 第十一節 石田正繼の性格

生前に描かれたりと云へる隱岐入道正繼の肖像は今現存して京都妙心寺塔頭聖壽院にあり、其讚に才文武を兼ね、學和漢に通じ、禪に入り、玄に出で、風月を愛し、萬葉集等を繙讀して和歌をも愛し、優美の人らしく記さる、されば慶長五年四月の觀音寺文書并に前記天正十九年及二十年に亘りし山論に就ての文書を熟讀するに、頗る外血性の人なるが如し、觀音寺文書(古文書四〇五)にも大工一類棟梁は承引する能はざる由第一のくせ事なり、自今以後開附なば死罪に處すべく、其心得あるべしなどありて甚だ嚴令たり、猶天正二十年の山論の狀にも村と離れたる五軒の民家を焼き、離れざる民家五軒崩壊して川原に持ち出し、焼却すべき等、苛酷なる命令あり、如何に殺伐時代とは



云へ、自己の領民が一朝の争論等にかゝる嚴令を發するとは、他に其例を多く見ざる所なり、但此二通の文書を以て其性格の定評とは爲し難きも正繼が短慮熱血一徹の人にてありしことは當らずと雖も遠からざるべし、

### 第十二節 石田正繼と上坂信濃守

上坂信濃守は上坂八右衛門正信の弟にして別家せし人なり、信濃守貞信と云ふ八右衛門正信が秀吉に従ひ東征西伐せし頃は、常に在郡して主家の事を執る、後に勇退して信濃入道と稱す、上坂村は石田村と距ること僅に十數町而して共に以前より京極氏の臣たりし關係あり、加之其年配も大差あらざるべければ、二人の交情は親密なりしが如し、其は同年三月十七日(古文書五〇三)と同年六月二十六日(古文書五〇四)との上坂文書によりて證せらる、三月十七日の狀を按ずれば正繼は己れの故郷石田村に歸省せし時、使を以て鯛一尾を信濃入道に贈り、滞在せば參上すべく云々と申し送れり、其六月二十六日の狀は信濃入道より暑中見舞にや瓜二籠を佐和山なる正繼に贈りたるに對し、正繼は之を謝し、猶近日は此方へ御遊來を待受けたきも、遠路老足の勞あれば、秋風相立ち新涼の時期とならば在所石田へ罷越すべき間、其時御案内申上げて御面談申すべしと云ひ送りたり、此二通の文書により二人の交情の密なりしを察するに足る

### 第十三節 正繼の畫像と贊辭

正繼の畫像は文祿三年九月正繼自像を畫かしめ、妙心寺(京都)の伯蒲和尚に贊を乞ひたるものなり、現今妙心寺の塔頭壽聖院は三成が父の生存中に伯蒲和尚を請じて建立せし寺院にして、慶長四年其功を竣り、佛器什寶悉く備り、今も三成寄附の屏風(野水繪之畫)猶存す、伯蒲和尚の題せし贊辭に曰く、

石田隱州太守梅岩道園居士壽像贊

才兼文武、心養聖賢、江左謝混、學風華名、德化稱第一、漢家子房、運魁梧計、威儀具三千、端笏受大夫爵、把槍撓勇士權、奪鼓柝、旗橫陣雲者、臥龍諸葛、別床異被、保暮齡者、靈龜彭篋、常弄文章、遊藝圃、輕搖歌扇、舞雅筵、春對洛陽花、日詠萬葉集、窓移湖水月、照看百家編、李涉逢僧話、則消閑日、鄭虔棄官飯、則耕石田、加之嘉尚智者、宗師古被、自縛止觀教、追配子由居士、今足商量壽聖禪、悟必言外妙、心即體中玄、新披得雲山衲衣、無端坐四大榻、忽拔出臨濟寶劍、不屑貫北斗躡、久昌室中之桂、此老梅外之梅、

要見真相麼、



月明常照御樓前、

壽聖道園居士繪幻質求贊、堅雖拒辭不許、以綴俚語塞其請云、

維時文祿第三甲午菊月吉辰

前妙心現住雲山小比丘伯蒲叟誌焉、

### 第十四節 三成と佐和山城

慶長三年四月、筑前、筑後の領主小早川秀秋封を越前に移さる、秀吉其舊封を三成に與へんとす、佐和山城與ふる人なきを以て止む、唯三成をして兩筑の代官を兼ねしむ、同年五月二十二日(慶長三年に)三成が其臣大音新介に送りたる文書(古文書五〇五)に我等事内々は筑後、筑前下され、九州の物主に遣され候はんとの事に候ひつれども、左候へば又佐和山に遣はせられ候はん人もなく、こゝもにて御用御申付候人も少なく候間、我等には此儘此分(按ずるに)にあり候へと、御意に候云々とあり、當時佐和山城の要所として重んぜられしを知るべし、

### 第十五節 三成長濱の舟持に命じて炭を佐

和山に送らしむ

慶長四年十月十八日、三成は長濱港の舟持に命じ炭一艘を佐和山に送らしむ、其文書に「急度申遣候、其浦に炭六十石在之事に候、三十石舟一艘に積み、早々佐和へ可相着候由、斷仕間敷候、奉行河瀬織部申付候也」(古文書三九七)とあり、十月十八日なれば佐和山城の冬構へ準備なるべし、

### 第十六節 三成の重臣嶋左近

三成佐和山城にありし頃俗謠あり、治部少に過ぎたるものが二つあり嶋の左近と佐和山の城、治部少は治部少輔たる三成を指すなり、此の如く世人より賞讃せられたる嶋左近勝猛は、筒井家譜に對馬の人とありて、夙に郷里を出で大和の筒井順慶に仕へ重く用ひられたり、かの山崎合戦の前に順慶の使として太閤の陣に赴きしことありしが、此時よりして三成と相知れりと記さる、左近が順慶に仕へたるは明にして、和州十五郡衆徒郷士記の筒井氏の部三老臣の條に「森志摩守嶋左近、松倉右近」とあり、又島氏の一族を同記に左の如く詳記せり、

嶋左衛門友保

嶋左近藤原友之田石三成ニ與ス

嶋左近丞清奥

嶋新吉政勝

嶋新助友勝友之二男

嶋掃部

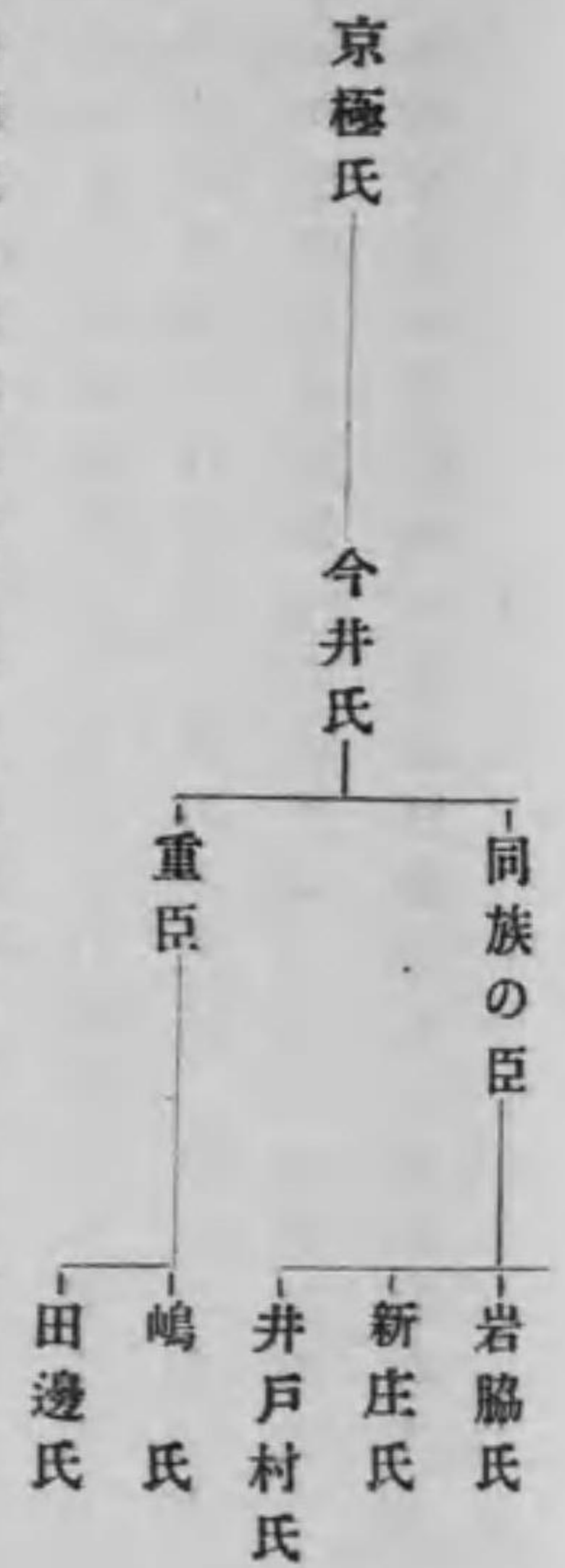


嶋左近友之は今年<sup>天正十年</sup>四十三歳萬石を領す、長男新吉政勝、二男新助友勝と云ふ云々、

左近に二男子ありとし、又左近を藤原友之と記しあれど、其生國を明記せず對馬國といへるは何に據りて記されたるか詳ならず、江北四郡史に「飯村の領主を嶋若狹守と云ふ、息左近石田に屬して戰死斷絶とあり、四郡史は徳川時代の中世に誌されし犬上以北四郡の歴史地理なり、其記する處盡く信す可きにあらずと雖も、亦淺井三代記の如き妄説を布列せしものに非ず、唯地方古來の見聞を書き輯めたる雜史なり、又江州在々城主屋敷主諸士目錄と題する古記録の飯村城主に嶋若狹守同左近と記し、其註に「後石田氏に仕へ佐和山住」と記す、

飯村は今法性寺村の大字となる、此地朝妻港の港口にありて、古へより東海北陸の分岐點なる箕浦驛に通ずる要衝なるを以て、其要衝を守衛する爲に武士の在住するもの少からず、孰中應仁、文明の頃より郷士中頭角を顯はし、嶋氏とす、嶋氏は箕浦庄の領主にして、京極氏の最も古き被官たりし、今井氏の柱石の臣なり、今井一族の事は第八篇第三章に詳記せり、之を圖解すれば左の如し、

今井中西氏



即ち嶋氏と田那部氏は今井家柱石の臣なり、然れども嶋氏と田那部氏とは猶太閤部下の加藤清正と石田三成の如く、其性行各々異れり、今井秀澄、淺井亮政の爲に屠腹せし以來、嶋若狹守は幼主定清を輔佐す、時に今井家の衰弱に乗じて之を仆さんと計りし者ありしも、常に擁護して敵を拂ひ、一族總て節を守りし事實は前章既に述べたる所なり、田那部式部丞は之に反し、機を見て豹變するの才物なり、其行動に就ては第八篇の所々に詳なり、要するに兩者の性行全然反對する所あるより、互に内心常に快からず、信長の近江侵入に際するや、田那部氏は夙に舊主を捨て信長に従ひしが、嶋若狹守は信長の勸降切なるも、今井氏を護して淺井氏に節を全くせんとし、元龜元年姉川の戦にも四郎左衛門秀宣は其弟新右衛門秀淳及び子息久右衛門秀親等と共に淺井氏の爲に奮戦し、淺井氏敗戦の後も能く淺井氏を援けて、信長に對抗せしが、天正元年



淺井氏滅亡して信長の成功となり、田那部氏の榮達に反して其家勢逆境となりしかば、秀親等一族は他國に移住し、衰殘の父老のみ飯村に住せしこと嶋系圖(土佐高知藩士所藏)に見ゆ、秀親の弟俊民は後に豊臣秀次に仕へ、長久手に戰死し、次弟俊秋も秀次に仕へ、天正十三年三月二十一日、和泉の千石堀に戰死し、三弟秀成は山内一豊に仕へ、四弟秀季并に其族新六郎等が他國に移りしは同系圖に明なれども、秀親と同じく其主名を記せず、按ずるに此等の人が順慶の部下に屬せしにあらざるか、順慶の麾下に本郡に由緒ありげに思はるゝ、武士名少からず、戰國の世に武士が他國に移り、又他國より來るの例少からず、順慶麾下の士名に嶋氏の主家と同姓なる今井善右衛門、今井彌一郎等を始めとし、京極氏の臣たりし大津氏の族大津主膳、大津三左衛門等もあり、又丹生氏、甲中氏等の名見ゆ、而して前記の如く嶋左近藤原友之とありて、藤原氏と記す、本郡飯村の嶋氏は元來藤原氏なることは嶋記録に見え、又一族が崇敬せしは春日神社にして、同村に現存し、刀痕ある銘刀を社藏し、家紋に藤の左巴を用ふる等、藤原氏の徵證明瞭なりと雖も、嶋記録并に嶋系圖に左近の事を明記せず(徳川氏に憚りて故意に省きしものなり)、今は只口碑と江北四郡史并に諸士目錄等に其説を存するのみ、然れども三成が左近を重用して、己れの封の半を興へたる等を考ふれば、其古へ同郡人にして、共に京極氏の麾下

下たりし家なりと解釋するは最も當を得たりと信ず、さなくばかく肝膽相照すの間柄たるを得べけんや、要するに左近の事蹟は石田三成と同じく徳川氏の世に於て殊更に破壊し去られたるものと斷すべし。

### 第十七節 三成國友の砲工に領地百石を與ふ

國友鐵砲の創業は第十七章に記したり、爾來尙武の世に歡迎せられ、漸次發達せしもの、如し、豊臣秀吉の時代に於ける史料は缺乏して今之を詳にする能すと雖も、秀吉は東征西伐を事とし、殊に百萬の士を海外に迄出征せしめたる武將なれば、長濱城以來縁故深き本郡の國友砲工に當時武器の魁たる鐵砲の製造を命ぜしこと有りしなるべし、但其史料の傳はらざるは國友城に封せられ、鐵砲頭として全權を握り居たる野村肥後守の後裔が同地を去りたるに歸因すべし、野村肥後守が鐵砲頭たりしはただに國友在郷の時のみにあらず、文祿の役に弓鐵砲衆二百五十人の部將として、肥前名護屋に出陣せしに見ても、當時鐵砲の重用せられしを證すべし、肥後守の臣に富岡藤太郎あり、三成佐和山城に封せられし後、即ち文祿五年(慶長元年)三月二十三日、國友村の内百石の知行を受けた(古文書三五六)、慶長五年七月二十八日、三成が此富岡なるものに



送りたる文書(古文書四〇六)中に、天正三年長濱に太閤様御座候次第を可爲法度者也との文書あり、此文に見れば秀吉長濱入城の翌年鐵砲製造に係る掟を國友の砲工中に沙汰せられしものと見ゆ、然れども其掟書の今日に傳はらざるは惜むべし、

### 第十八節 三成佐和山に引退す

慶長四年閏三月三日、豊臣氏の重鎮前田利家薨す、これより先き秀吉の薨するや、豊臣氏の諸將種々の關係よりして二派に分る、一は利家を主となして三成等の諸將、一は家康を主となして加藤、黒田等の諸將、即ち文治派、武斷派に分れしも、重鎮利家の爲めに其暗流は表面に爆發せざりき、然るに利家薨するに及びて、武斷派の勢力優越して、清正等七將は終に三成を害せんとするに至る、三成、宇喜田秀家の邸に逃れ、後伏見城に入る、家康は一方七將を慰撫し、三成に諭して暫く其領地に引退して、諸將の憤怒を避けしむ、三月七日三成は佐和山引退に決す、家康七將の赫怒するを憂へ、堀尾吉晴、結城秀康をして三成を護衛せしむ、勢多に至る頃、三成の家臣來迎ふに會す、三成二人の勢を謝し、且つ別に臨んで其佩びし所の正宗の刀を秀康に贈る、此刀今美作國津山の舊藩主松平子爵に傳へて石田正宗と稱す、

家康は斯くの如く表面には三成に好意を表したれど、實は兼てより之を憚り、巧に七將を籠絡して、終に之を引退せしめ、他日雄飛の基礎を作らんとせしなり、

### 第十九節 佐和山城の謀議

徳川家康が其政敵三成を佐和山に引退せしめし後は、巧妙の術策を逞ふし、諸將の意向を迎へ、自己の地歩大に進むに至れり、されば家康は公然太閤の遺命を破り、百事總て專斷に處決するに至り、三成之を聞く毎に切齒に堪へず、血熱し肉躍る感なくんば、あらざりき、是より先上杉景勝の臣直江兼續、三成と謀り東西相呼應して家康を挾撃せんとの約ありき、爾來景勝は會津にありて城砦を修め、浪士を集め、戦備を怠らず、是に至りて三成も亦佐和山にありて隍を深うし、壘を高うし、浪士を招きて警戒せり、家康三成の舉動を疑ひ、十月六日臣柴田左近をして佐和山城の動靜を窺はしむ、慶長五年正月、家康景勝に上洛を促す、景勝應せず、益々城砦を修めて戦備を爲す、初め堀秀政の嫡男秀治は封を越後に賜はり、春日山城に治せしが、豫て上杉氏に私怨ありしにより、窃に景勝の動靜を探り、之を家康に報ず、家康報を得て、再び使を景勝に遣し、も、景勝更に應せず、是に於て家康終に六月二日會津征伐の令を諸將に下す、同十六日家康



は大阪を發して伏見に向ひ、鳥居元忠をして伏見を守らしめ、大津城に入りて京極高次と好を重ね、石部に宿したり、長束正家は家康を訪ひ、其封地水口城に於て家康を饗せん事を請ふ、用意周到なる家康は表面之に應せしも、急遽石部を發して伊勢に入りて東下せり、蓋し此時三成は重臣嶋左近を遣して家康の水口城に入るを窺ひ、之を襲撃せんとせしなり、然れども此事終に其目的を達せざりき、

同年七月二日、敦賀の城主大谷吉繼は兵を率ゐて會津征伐の軍に加らんとし、美濃の垂井に至り、使を三成に遣し、三成の子重家を誘ひ、同道せんとす、三成其臣榎原彦右衛門をして吉繼を佐和山城に迎へ、告ぐるに密謀を以てす、吉繼之を不可とし、三成を諫む、然れども三成の決心半乎として動す可からず、三成切に吉繼の豊臣家の爲に盡されんことを説く、吉繼滞留數日にして、同月七日佐和山を去りて、垂井に赴く、然れども多年の情交三成を捨つるに忍びず、終に翻然意を決して、同十一月再び佐和山城に歸り、三成と結ぶ、此日安國寺惠瓊も佐和山に來り、三人鼎坐舉兵の籌策を議し、終に毛利輝元、宇喜田秀家、長束正家、増田長盛等の諸將と謀り、家康の罪狀十三箇條を擧げ、同月十七日これを天下の諸將に頒ち、亦家康にも之を致せり、

第二十節 三成國友の砲工に新製を禁ず

七月十九日豊臣氏の諸將は兵を發して伏見城を攻む、守將鳥居元忠死守して旬日を支ふ、三成軍狀を視察せんとして、同月二十九日佐和山城を出で伏見に向ふ、發するの

前日三成は國友の砲工に令を發し、鐵砲の新製を禁ず(古文書四〇六)其文左の如し、  
國友鐵砲はりの事新儀にふきかい立候儀仕間敷候、天正三年長濱に太閤様御座候次第を可爲法度者也

慶長五年七月二十八日

三成花押

七月二十八日は關ヶ原の戰の五十日以前にして、既に戰端は伏見に於て開かれたる時なり、是より先き同年四月家康大坂にありし頃、人を使はし國友の鐵砲師に命じ、重量一貫目玉の大砲五挺、八百匁玉の大砲五挺、八百匁玉の大砲拾挺を製造せしめ、猶左の沙汰を爲せり、

國友番子の事、前々定候如法度堅可申付候、以來相違之儀候者、可申越候、急度可申候、

慶長五年

彦坂九兵衛

子卯月四

成瀬隼人正



徳川時代

國友年寄中

術數に富みたる家康は、三成を佐和山城に引退せしめ置き、三成の領内にある國友鍛治に沙汰狀を發せしのみならず、十五挺の大砲を製せしむるを命せり、國友の砲工は其命を奉じて之を作れり、當時三成は之を知らざりしが、七月二十八日前記の令を國友に送りたり、然るに國友の砲工は既に家康の命を請けて砲を製せしかば、三成大に驚き、嶋左近を遣はして、其砲を奪はしめんとせし事、國友文書に見ゆ、家康の用意周到なる早晩三成の舉兵あるを察し、夙に此く戦備を怠らざりしなり。



徳川時代

國友年寄中

術數に富みたる家康は、三成を佐和山城に引退せしめ置き、三成の領内にある國友鍛治に沙汰狀を發せしのみならず、十五挺の大砲を製せしむるを命せり、國友の砲工は其命を奉じて之を作れり、當時三成は之を知らざりしが、七月二十八日前記の令を國友に送りたり、然るに國友の砲工は既に家康の命を請けて砲を製せしかば、三成大に驚き、嶋左近を遣はして、其砲を奪はしめんとせし事、國友文書に見ゆ、家康の用意周到なる早晩三成の舉兵あるを察し、夙に此く戦備を怠らざりしなり、



## 第十篇 徳川時代

### 第一章 關ヶ原の戦と本郡

慶長五年六月、徳川家康は會津の上杉景勝を征せんとして、軍を率ゐる東に向ひしが、石田三成其虚を窺ひ、豊臣氏の諸將と謀り、家康が太閤の遺命に背きて専斷の事多き其罪狀十三箇條を擧げ、天下の諸侯に令して、家康を討たんことを決す、乃ち先づ伏見城に戦端を開き、細川氏の田邊城を攻め、進んで美濃、尾張に入る、家康下野にありて報を得、先づ諸將を西上せしむ、諸將即ち八月下旬より所々に兵を動かさし、岐阜、竹ヶ鼻の諸城を陥る、三成大垣城に諸將を會し、作戰を議す、徳川氏の諸將は戦勝に乗じ、大垣城を攻めんとして先づ岡山に本營を定め、陣を張つて家康の西上を待つ、家康諸將の向背漸く分明なるに至りて江戸を發し、十一日清洲に着し、十四日赤坂に到る、三成は八月二十六日急に佐和山に歸り、大に戦備を整へ、九月の初め再び大垣に到る、時に家康西上の急を聞き、書の大坂に送りて、毛利輝元等の出陣を促す、家康赤坂に入るに及び、西軍の士氣大に沮喪す、三成の臣嶋左近之を鼓舞せんとし、杭瀬河畔に中村一榮、有馬豊



氏の軍と戦ひ以て聊か士氣を維ぐ、此戦に當りて本郡の士野一色頼母、中村氏の部下にあり、奮戦して陣没す(人物史)九月十四日三成諸將と議し、夜大垣城を出で、關ヶ原の附近に陣し、諸將の部署を定めて戦略を決す、而して翌十五日は家康が三百年間霸業の基を開かんとするの戦局とはなれり、此戦況の詳細は關ヶ原戦記に詳なれば本誌は之を略す、但し當時に於て諸將の向背を左に記し、本郡出身の武士が東西分屬の状を知るの料に供せん、

東軍の諸將

黒田長政、長岡忠興、加藤嘉明、田中吉政、筒井定次、松平忠吉、井伊直政、生駒一正、金森長近、本多忠勝、寺澤廣高、藤堂高虎、京極高知、福島正則、古田重勝、織田有樂、有馬則頼、山内一豊、淺野幸長、池田輝政、

西軍の諸將

宇喜田秀家、小西行長、戸田重政、木下頼繼、平塚爲廣、大谷吉勝、大谷吉繼、嶋津義弘、同豊久、嶋左近、蒲生郷安、毛利秀元、長束正家、安國寺惠瓊、長曾我部盛親、

西軍の將にして叛應して東軍に入りし諸將

小早川秀秋、脇坂安治、朽木元綱、小川祐忠、赤座直保、

西軍の將にして東軍に内應せし者

吉川廣家、

當時の部將にして北近江出身の士を率ゐるもの東軍に山内一豊、田中吉政、藤堂高虎、京極高知、淺野幸長等の諸將あり、西軍には當時湖北の領主たりし石田三成が謀主なれば本郡の士の従軍するもの多かるべく、嶋左近の部下亦然らん、叛應者の脇坂安治も淺井郡の人なれば、湖北武士の之に従ふ者もあるべく、關ヶ原の戦に於ける本郡の關係頗る複雑なる事情ありしものと察せらる、

第一節 嶋左近の勇戦

嶋左近の素性につきて前篇第五十四章第十六節に詳記せり、左近が三成の重臣として勇名ありしは諸史傳へて美談となす、關ヶ原の戦に左近は蒲生備中と共に陣頭左右に別れて陣せしが、小早川秀秋の東軍に應じて西軍の陣亂るゝや、東軍の諸將は戈を集めて三成の隊を突く、嶋左近、蒲生備中父子兵を指揮して頑強に抵抗し、死屍山を爲すも一歩も退かず、隊形亂れず、屢々敵に肉迫して敵の心膽を奪へり、然れども友軍既に潰走して敵軍一時に三成の陣に向ふに及び、嶋左近、蒲生備中父子等奮戦して終



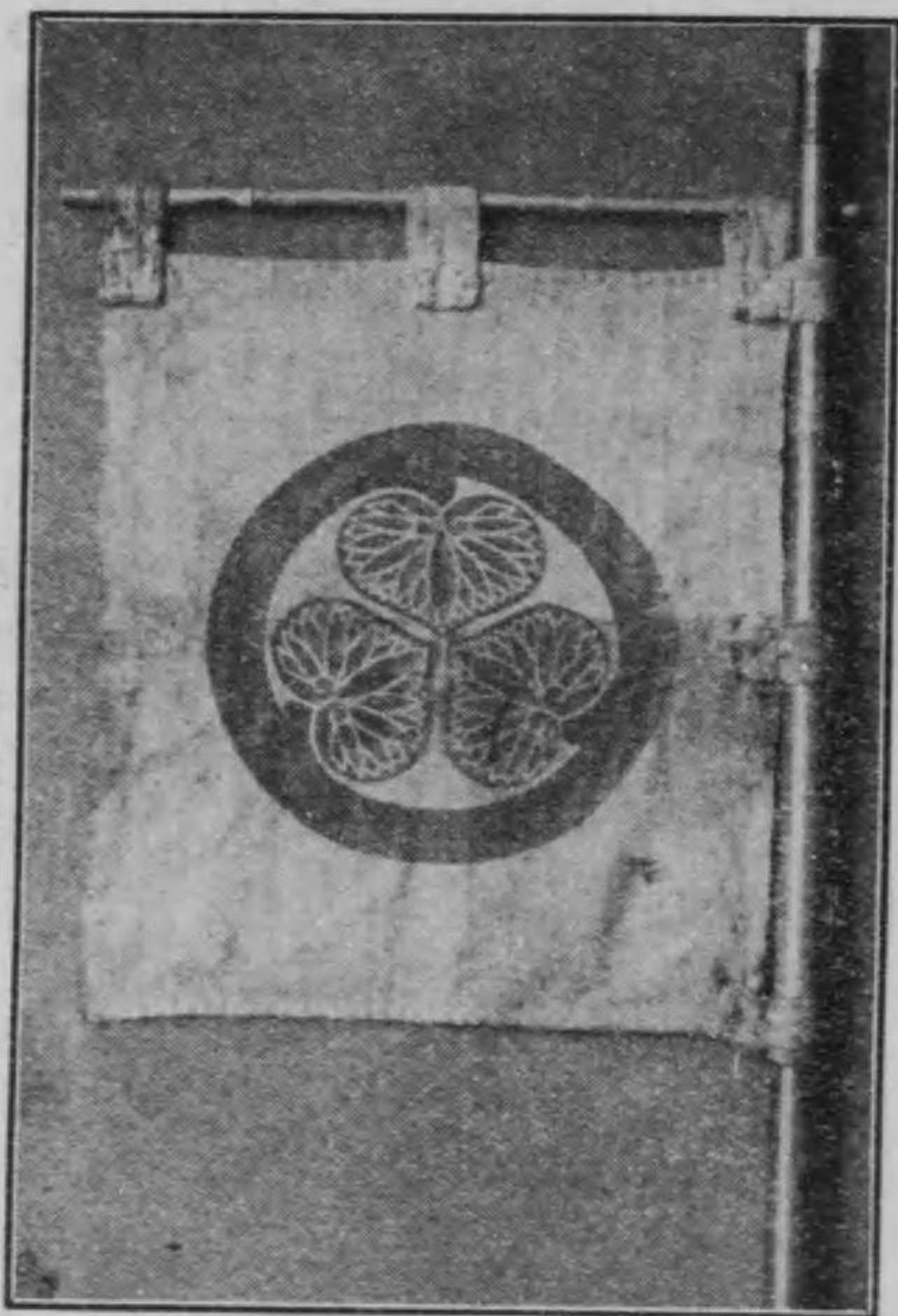
に死せり、一説に蒲生父子は死せしも、左近は敵陣を突て遁れたりと云ふ、左近當日の軍装は三尺許りなる朱の半月の立物打ちたる兜を冠り、桶革にて菱綴溜塗の鎧を着し、上に木綿淺黄の羽織を着け、繩帯を締めて陣頭に立ち、兵を指揮したりきと、後黒田氏の將士相會して當時の戦況を語りし一説に、當時の事を思ひ出せば今も身の毛のよだつ心地しぬ、各々忘れ給はじ、其時左近は勝れたる勇士百騎計を二手に分ち、七十騎を柵の傍に留め、残る三十騎を従へ、采配を揮ひ、鋭き聲にてかゝれ〜と呼ばはりつゝ突進し來れる時は、鬼神の荒れたる如くにて、魂も身に添はず、頭を舉げて敵を見るべき様なく、今も左近と聞けば氣味あしく候とあるによりて左近が最後の勇戦を面のあたり見るが如くならむ。

### 第二節 國友鍛冶と家康

第九篇の末章に記せし如く徳川家康の部下彦坂九兵衛、成瀬隼人正の兩人を關ヶ原戦前六ヶ月、即ち慶長五年四月四日を以て國友鍛冶の年寄役に鐵砲製造にかゝる警戒を爲し、後十五挺の大砲鑄造を命ぜしに、石田三成、之を聞き、嶋左近を遣はして之を途に奪はしめんとす、家康は之を豫想し、國友村に番士を附し、狼籍者の準備を嚴にし、

其製砲の就るものは徳川氏の旗章を建て、兵士之を護送せり、國友文書葵の紋所荷印に關する一節に

慶長五子年四月、權現様上意を以て唐銅御筒壹貫玉五挺、八百匁玉拾挺急御用、數多御鐵砲御用被仰付吹立候處、石田三成郎等大勢罷越妨をなし、持運の節及狼籍候間、此段彦坂九兵衛様へ相願候處、一幅の木綿に御紋付御荷印五十本權現様御免可被



え持運申候云々、

第十篇 徳川時代

遊旨、同年六月於御陣所、成瀬隼人正殿被仰渡、其上及狼籍妨を爲す者有之候は、切捨候段被仰渡、年寄共初め惣鍛冶共威勢強く罷成、石田郎等追捕近付不申候に付、同年七月石田治部少輔三成奉書を以て家來嶋左近相制し候へ共(古文書四〇六)承引不仕御身方仕、御荷物往來の節妨を爲す者鐵砲にて打拂ひ、又は切捨て御陣所



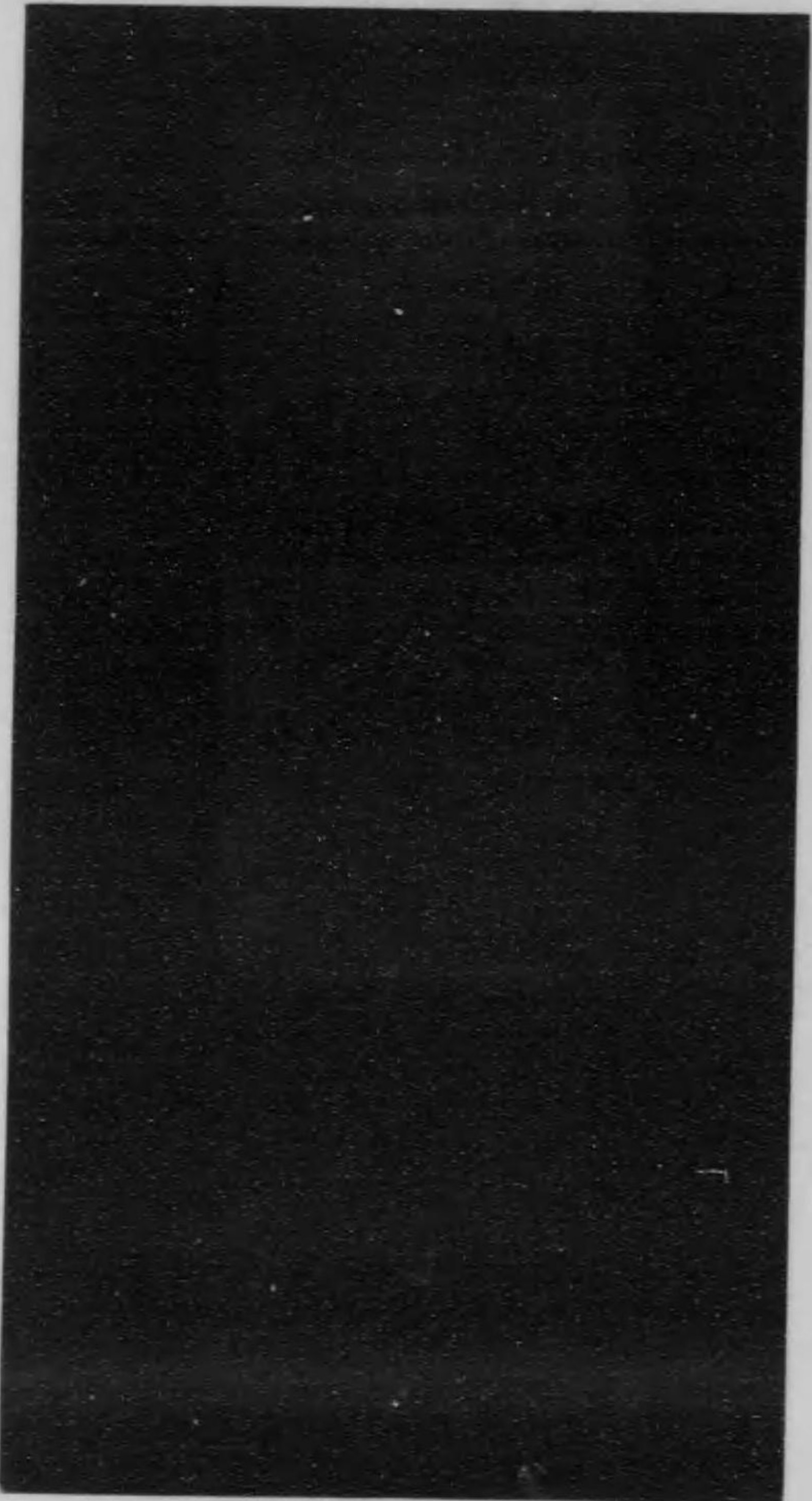
とありて當時の状況も察せらる、蓋し家康が石田三成の領土なる國友村の砲工を此の如く早く己れの藥籠中の物とし、銃砲の製造を命じ、早晚戦の免る可からざる準備を怠らざりし剛膽と炯眼とは感すべきなり、猶同じ頃蒲生郡日野の鐵砲工にも同じ命令を傳へたりとて、關ヶ原の戦に日野の砲工より三百挺の鐵砲を家康の陣に送りたりし事日野町の記録に見ゆ、

### 第三節 小早川秀秋と成菩提院

七月十九日より伏見城攻撃に加はりし小早川秀秋は、一時病と稱して犬上郡高宮に滞留す、時に大谷吉繼山中(美濃國不破郡)に陣せしが、宇喜田秀家等と共に秀秋の舉動を疑ひ、佐和山城に誘致して之を生虜せんとす、秀秋來らず、平塚爲廣、戸田重政の二將高宮に至り、秀秋に面して之を刺さんとす、秀秋また病と稱して面せず、遂に本郡に入り、柏原の成菩提院に到り、使を三成に遣し、西軍諸將の嫌疑を晴さんことを約し、九月十四日松尾山に上りて陣營を取れり、大谷吉繼秀秋の陣を訪ひ、豊臣家の爲に勵精せられん事を説く、秀秋之を諾し、秀頼の爲に忠を盡さん事を誓ふ、然るに十五日兩軍の戦酣なるに至るや、秀秋歎を東軍に通じ、叛旗を翻して大谷吉繼の陣を突き、終に西軍大敗の

割 札

(三)枚の禁制各年代を異にすれども  
關ヶ原戦争の微証として此に挿入す)



(一) 織田信長の密せし境内禁制  
(二) 丹羽長秀羽柴秀吉連名の禁制  
(三) 小早川秀秋の密せし禁制



因を爲せり、秀秋の叛應につきては種々の世論あり、而かも其叛應の秘密は成菩提院と深き關係あるが如く思はる、當時成菩提院の住僧を祐圓といふ、祐圓は彼の家康の參謀として黒衣の宰相と稱する僧天海と其師を同くし、祐圓、天海の關係は法兄弟として頗る親密なり、當時往復せし文書にして存しなば、其事實も確知すべけれど、今日文書の徵證す可きものなきは遺憾なり、然れども同院には當時を偲ぶ可き史料の傳はるもの無きにしもあらず、

一慶長五年九月、秀秋が同院境内に建てたる禁制の札現存す(寫眞參照)

一關ヶ原戰爭の當時、祐圓は堂後の山上に上り、東方に向つて護摩法を修し、家康の爲に勝利の祈禱を爲せり、

一關ヶ原の勝敗決する後、祐圓は一盆の牡丹餅を家康の陣に贈れり、當時の器と稱する一閑張様の蓋付直徑約一尺許りのもの現存す、

一家康は祐圓の功勞を賞し、兵糧米貳百石(西軍の兵糧か)並に陣營の古材を與へたり、祐圓此材を用ひて堂宇を修せり、

一祐圓は同院中興二十世の僧なりしが、其後を襲ひて同院二十一世となりしは僧天海なり、天海幾くもなくして武藏仙波の喜多院に移り、後東叡山寛永寺を創立せし



後、寛永十七年書所の工人狩野榮俊をして家康の像を畫かしめ、之を成菩提院に寄附せり、現存す、其畫像の端書に「寛永十七年十一月十七日、江州成菩提院附東照大権現尊像一幅、依探題大僧正天海命、法印榮俊畫圖之所也」と記す。

一、慶長十三年十月、家康は同院在來の寺領百五十石、安堵の狀と并に簡條の法度掟を交附せり、全文古文書(五二二の一)に記すれば、之には省きつ、

一同十八年更に寺領十石を加増す、爾來三百年間百六十石の朱印地を相傳へたり、以上の史料中戰爭當時家康の爲に勝利の祈禱をなし、は同院のみに非ずして、上多良(入江)藥師堂にも九月十六日附にて家康が奥田藏人に宛て送りし文書(第四節)に、怨敵調伏の祈念を一七日なし、賞として、兵糧十石を賞與せし事に併せ考へて有力なる寺傳と爲すを得べく、其他の傳説記録を以て考察せば、秀秋を東軍叛應に誘致せし如き動力は二三あるべきも、秀秋が成菩提院に投宿する其因は、既に天海僧正と祐圓法印との畫策によりて行はれしものなるべし、猶同寺以外の史料にては古老遺筆の中に記されたるものにして、本郡に縁故深き山内一豊の臣田中孫作なるもの、一豊の命を請けて成菩提院に到り、秀秋への書信をなし、事を記す、其文の一節左の如し、  
慶長五年子ノ九月十五日、山内對馬守才覺を以て、筑前中納言を味方に引入可被盡

御忠節、此儀對馬守内田中孫作、此者出生は江州坂田郡高溝村なり、筑前中納言同國同郡柏原宿成菩提院に出征有と聞届、孫作が陰道可存迄呼出、文便を致し、御味方に儀定り有、依之對馬守家來孫作を關ヶ原一番首取と被致也、

此文書年記なく、己五月晦日とあり(古文書六〇四)、果して當年の事實を記せしものなりや明ならざれども、成菩提院と秀秋の關係ありしは窺はれ、又山内一豊が掛川五萬石より高知二十萬石の領主に榮轉せしは、關ヶ原の功によるとあれど、一豊が關ヶ原に於て耳目を驚す程の殊勳ありし事も見えざれば、戦功以外に斯の如きの功績ありしかとも思はる、記して後考を俟つ、附記田中孫作は一豊の妻、見性院の命を受けて、大坂より下野者なりと(古文書六〇三)見ゆ、

#### 第四節 奥田藏人家康の勝軍祈禱を爲す

入江村大字上多良に藥師堂あり、藥師如來を安置す、現在國寶に列す、慶長五年關ヶ原の役、奥田藏人なる者あり、家康の爲めに此の藥師堂に於て七ヶ日間、勝軍の祈禱を爲す、故を以て家康は戦勝の翌日(九月十日)其功を賞し、兵糧十石と大刀一振を賞し、堂宇修繕の勸進を諸國に募る事を許せり、其文書左の如し(古文書五二九)



今度關ヶ原一戦に付、兵糧十石、怨敵爲調伏、於藥師堂一七日祈念被拔丹誠祝意の至、依て大刀一振遣はし候、以來藥師堂修覆、京江戸大坂山城遠江伊勢美濃越前若狹年々勸進免之候、猶井伊兵部可承候者也、

九月十六日花押(家康)

奥田藏人どの

奥田藏人は如何なる人なるや分明ならざれども、疾くより家康に心を傾けし人と思はる、抑々多良の地は本郡の南部三成の佐和山城を去る遠からざる地にして、多年三成の領土たりし處なり、然るに此地に於て家康の爲に怨敵調伏の祈禱を爲す、石田氏の否運知るべきなり、此他前節に列記せし國友鍛冶が家康の爲に銃砲を製し、成菩提院に於て秀秋叛應の誘引ある等を併せ考ふれば、當時本郡内の人心は頗る動亂して協力一致以て石田氏の爲に盡さんとしたる者多からざりしが如し、

第一章 家康本郡の諸村に禁制を令す

九月十五日關ヶ原の一戦に捷ちし家康は、直に本郡を勢力圏内とし、到る處の諸村に禁制の札を與へて之を樹てしめたり、夫れ戰國時代に當りてや、一戦終る毎に其勝者

の陣前は各村の御陣見舞を以て滿つ、之れ彼等が戦勝を賀して其村邑の歸順を表し、全閩の安寧を計らんとせしなり、關ヶ原戦後に於ても亦其例に準ひ戦報を聞きたる村里の名主は先を争ひて家康の本郡通過を迎へたれば、家康はそれ等の名主に其村々に建つべき禁制を下せり、磯崎久太夫覺書に、私曾祖父磯崎太夫と申者、關ヶ原御軍陣の砌、摺針表へ御悦に伺ひ仕候得ば、御馬之上たすきを召し、一町計先へ何者と御尋被遊磯村名主御悦言上仕候由申上候得ば、朱印をとらせ申様にと被仰付被下置候云々、とあるは聊か當時の狀況を知るに足る、當時家康が本郷、堂谷、大鹿、北方、山室、志賀谷等の諸村に與へたる制札の寫は谷江文書に存す、磯崎文書は左の如し(古文書)

禁制

小野庄

いそ村

むし山

むめかはら

かうた

一軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事、

一放火之事、

一田島作毛苜取之事、



付竹木剪取事

右堅令停止畢、若於違犯輩者、速可處嚴科、仍如件、

五年九月十六日

谷江文書の文言月日も亦之に同じ、但し村名の記載は左の如し、

禁制 さかた郡 たう谷村 大しか村 北かた村

山むろ村 志賀谷村 本郷村

えだ郷共

此の如き禁制は九月十六日附にて本郡内各郷村に交附せられたるべきも、今存するもの少し、獨り本郡内のみならず、同月日附にて淺井郡速水村外十八ヶ村の村名連記にて同文の禁制を交附し、蒲生郡日野町へも同文同月日の禁制を下せしもの何れも現存するを見れば、家康は佐和山城攻撃の諸士の外、博く各郡に將士を遣し、近江占領の告知をなし、民政の準備をなせしを知るべし、但し各通共に家康の名を記さず、一個の朱印を文字上に捺せしのみにて與へたるどころ、豊臣氏に對する家康が辣腕を見るべし、

第三章 佐和山落城石田正繼正澄等の戦死

佐和山城には三成の父隠岐守正繼主將となり、外舅宇多頼忠父子赤松則房、長谷川守知等と共に本丸に在り、三成の兄木工頭正澄は其子右近と共に三の丸を守り、老臣河瀬織部は搦手、水の手口を守り、山田上野は大手の太鼓丸に據り、各守備を嚴にして守れり、家康は九月十五日關ヶ原の勝を得るや、直に井伊直政、小早川秀秋、脇坂安治、朽木元綱、田中吉政等をして佐和山城に向はしめ、己れは翌日を以て藤川臺を發して本郡に入り、各村より出づる名主等に迎へられ、得意満面、犬上郡に出て、正法寺に陣す、秀秋、安治等は鳥居本より大手に向ひ、吉政は搦手に向へり、十七日拂曉、秀秋等切通より進み、太鼓丸に逼れり、城兵能く防けども、衆寡敵せず、援を本丸に乞へり、正繼は則房、守知をして援けしめしも、幾くもなく上野先づ走り、則房本丸に退き、守知を内應して逃る、是に於て大手口先づ敗る、搦手に向ひし吉政等は銳意城を攻めしも、守將防戦に力め、容易に破る能はず、家康は關ヶ原にて捕へし三成の鐵砲頭青木市左衛門を使として城内に入り、關ヶ原の戦況を三成の一族に語らしめ、苦戰籠城の益なきを悟らしむ、是に於て正繼等城兵の死を許さば城を渡して自殺せんことを家康に通ず、家康之を諾



し、舟越直景をして城を受取らしめんとす、吉政之を知らず、門を敗りて打入りぬ、正澄之を撃退せしも、敵又進み攻め、城兵の運命旦夕に逼る、正繼終に意を決し、一族の最期を約し頼忠、則房等と共に自殺せり、城中の士土田桃雲三成の妻を刺し、天守に火を放ちてこれに殉せり、煙燄天に漲り、婦女遁げ迷ひ、自から斷崖に投じて死するもの多し、今此地を女郎墜と云ふ、かくて家康は内藤信正、石川康通、西郷正員をして佐和山を守らしめ、彦坂九兵衛光景を代官として下民を安堵せしめぬ。

### 第一節 佐和山城の設備

佐和山城は湖北二十五萬石の城池として、本郡と犬上郡の境上湖畔に聳ゆる小丘に位して、中仙道の要衝にあたる、即ち本郡鳥居本を大手とし、犬上郡の蛇谷を搦手とす、百間の長橋は内湖に架せられて遙に松原に通ず、本丸の石垣高さ二丈五尺、上に五重の天守高く聳え、周圍に西の丸、二の丸、三の丸、大鼓丸、鐘の丸、法華丸等あり、三成の邸宅はもちの木谷にあり、山下の西麓に石田氏將士の邸宅あり、嶋左近の邸は今大洞清涼寺のある所なり、本丸の北に煙硝藏あり、其南に千貫の井戸あり、西南の愛宕山に米倉あり、但し三成は儉約を旨とせし人なれば、佐和山城の建築も總て質素にして、城内板

張の外の内壁は荒壁の儘なりきといふ、犬上郡大瀧村附近に當時行はれし童謡かん

こ踊歌の中、澤山見物踊の歌あり、左に擧ぐ、

(一) おーれは都のものなれど、近江佐和山見物しよく、

(二) おーてのか、りをながむれば、金の御門に八重の堀、まづはみごとなか、りかよ

(三) 御門をはいりてこの又かかりをながむれば、八ッ棟造りに七見角、先は見事なか

りかよ、

(四) 裏の御門先出て北をながむれば、すそはみづ海、稍見事、

付屬おろし

よいしろよみごとな城よ、堀ほりあげてせきしをうえて、せきしよに花が咲きしな

らば、此堀ほりは花ざかり、

## 第四章 戦後の處分

### 第一節 石田三成の搜索

佐和山落城の日、家康は田中吉政に命じて三成を捕縛せしむ、蓋し吉政は湖北の地理



を暗んずるを以てなり、吉政は左の沙汰を出し三成を搜索せしめたり、

急度申遣事

一石田治部、備前宰相、嶋津兩三人於捕來は、爲御引物其所之物成永代無役に可被下旨御掟候事、

一右兩三人とらへ候事於不成は討果可申候、當座の爲引物金子百枚可被下旨被仰出候事、

一其谷中差送候においては、路次有様に可申上候、於隱候は其者の事は不及申、其一類

一在所曲事に可被仰付候旨事、

右の通候間追々御注進可申上候也、

九月十七日

田中兵部大輔

吉政花押

此の沙汰書は當時本郡の諸村にも達せられたりしなり、

第二節 家康郷村の武士に知行を安堵せしむ

家康の戦勝を聞き見舞として馬前に出づるものは、各村の名主のみならず、地方に割

居して従前より知行地を領するものも、争ひて家康の前に趨り、或は使者を遣はして陣見舞に出でたり、箕浦文書に存するもの即ち其一例とす(古文書五三〇)文言左の如し、

爲此表見廻使札被差越候、誠懇切之段令祝着候、仍當分知行四百石同在所之事一職に進之候、猶中彌二左衛門可申候、恐々謹言、

九月十八日

花押(家康)

柏原

次郎左衛門殿

箕浦次郎左衛門は信長が近江に侵入の時より柏原にて四百石を領せしめしこと第九篇第二十二章に記したり、次郎左衛門は使者を佐和山城攻撃の陣中へ遣はし、陣見舞をなせし時家康は其好意を謝し、先例四百石の免除地を與へたるなり、當時本郡内にある他の郷士等も同様の事ありしならんも、今は其文書の存するもの少し、

第三節 家康離散の民を安堵せしむ

家康の諸將が關ヶ原の勝に乗じ意氣揚々として佐和山城攻撃に向ふや、城下附近の住民は難を避けて所々に散せり、郡内の各處に小屋塙、小屋山、小屋谷等稱する地ある



は、戦時住民の避難所なりし所なりといふ、九月十七日佐和山落城して後、家康は石川康通、内藤信正、西郷正員をして佐和山を守らしめ、彦坂九兵衛を代官として、戦後の處置を爲さしめたり、石川等は先づ附近の民が戦々慄々として避難するを安堵せしめ、元の如く其村里に歸住すべきを令せり、落城の又翌日なる九月十九日、石川長門守康通が磯村へ下せし沙汰狀(古文書五三五)によりて當時の狀を察せらる、其文左の如し、

磯村之ものども前々のごとく立歸可有之候、少も相違有間敷候、若何かと申ものあらば此方へ可申上候者也、仍如件、

九月十九日

石川長門守印

多年石田氏の行政に浴したる住民が、一朝其主を換ふることなれば、右の如く、若し何かと申ものあらば此方へ可申上候」と一層の注意を與へたるものなる可し、

#### 第四節 家康諸寺を安堵せしむ

石川康通、彦坂光景等は戦後行政の手始めとして、舊石田氏領内へ沙汰狀を出だせり、今存するもの本郡に二通あり、一は九月二十日にて成菩提院に與へしもの(古文書五三三)一は九月二十四日附にて總持寺へ與へしものなり(古文書五三一)此二通共に石川長門守、彦坂

小刑部の連名にて、其寺中に於て亂妨狼籍なからむことを沙汰し、若し禁を犯す者あらば佐和山へ報告せよと命ぜり、全文古文書編に記したれば之には省きつ、

#### 第五章 石田三成の末路と死後

三成は關ヶ原に一敗し、戰場を遁れて膽吹山に入り、暫く機會を待ち、大阪に走つて再舉を計らんとせしに、家康の命を請けたる田中吉政は、前章第一節に記せし沙汰書を發して三成を搜索せしむ、利慾の下には義理をも忘るゝの習ひとて、民心に投合すべき懸賞の令を以て博く搜索せしめたるなり、かくて三成は九月二十一日、伊香郡古橋村にて吉政の臣田中長吉(傳右衛門)の爲に捕へられたり、初め三成の戰場より逃るゝや、近臣従ふもの多かりしも、三成は強ひて諸臣に諭し、運命なほ盡きざれば再び大阪にて會せんを約して、彼等を離散せしめ、單身山を越えて己れの舊領なる伊香郡古橋村に到り、與次郎太夫なる者に頼りたり、與次郎太夫は三成を山中に潜ましめ、毎日食物を運べり、三成は疲労の爲にや下痢を起して岩窟内に臥し居りしが、事里人の知る處となり、名主は與次郎太夫を召し、三成を捕へて吉政に渡すべきを語りぬ、與次郎大に驚き之を三成に報ず、三成病に臥し起居意に任せず、天運窮まりしを悟り、與次郎太夫の



好意を謝し、終に吉政の臣田中長吉の手に捕へられたり、長吉は三成を乗物に乗せて井ノ口村に送り、吉政に渡したりしが、吉政は幼時より三成と相親しく、且つ三成の媒介により太閤に仕ふるに至りし恩義あれば、大に三成の境遇を憐み、藥餌を與へ、葦粥を進め、病氣を静養せしめしかば、三成快よく之を食して打臥せり、此時三成は舊に異ならず、吉政を田兵くと呼べりといふ、此れ吉政が兵部大輔たりし故なり、吉政と三成との當時の物語りは常山紀談、校合雜記、武邊雜談、武功雜記等に記され、大同小異の説あれども、こゝには略す、井ノ口村の滯留三日にして、九月二十四日吉政は三成を率ゐて守山に一泊し、二十五日家康の天津の陣に致せり、家康禮を厚くして之に接し、三成も五奉行の威容を保ちて家康に面せりといふ、かくて家康は三成を本多正純に預けたり、九月二十六日家康は天津より直に大坂に趣きて秀頼に謁したり、三成は曩に捕へられたる小西行長、安國寺惠瓊と共に大坂に送られ、大坂及び堺の町を乗物にて引廻され、更に京都に送られ、所司代奥平信昌の手に渡されたり、十月朔日信昌は三成等三人を車に載せ、洛中を引廻し、刑場なる六條河原に送れり、刑に臨んで神色自若、從容として死に就きたり、時に四十一、行長、惠瓊も戮せられ、曩に水口城に於て自殺せし長束正家の首と共に三條橋の畔に懸けられたり、嗚呼本郡より出でし英傑石田三成

は武運拙なくて縲繼の辱を請け、かく刑場の露と消えしと雖も、豊臣家の爲に精忠を擲てたる心事は、俯仰天地に耻ぢざる所なり、三成刑前に人に答へけるに、吾れ大軍を率ゐ天下分目の戦したる事は、天地やふれざる間はかくれまじ、少しも心に耻づる事なしと云ひけりと、常山紀談に記さる、三成の心中蓋し壯なりといふ可し、

### 第一節 當時の俗謠と落首

三成大垣城を出で、關ヶ原に退きたる時の落首

大柿の城をばへたに持なして熟せぬ先に落る治部少、

校合雜記に見ゆる落首

徳川のはげしき浪にあてられて石田がきたの名を流すかな、  
目の黒き人と云はれし治部の少負めになれば赤目をぞする、

犬上郡大瀧村地方に行はれし童謡かんこ踊りの歌

戦さ踊りの歌

(一)さても天下の親方様はへ、東の國へ御陣たちく、  
(家康の上杉) 征伐

(二)國し津の守もりこの様は東の國へ御たちもめさらす、むほんのたくみをめされ



候く、

(三)成の從軍なきを諷ひし者

八四二

(三)おとにきこえし三成様は伏見の城をば皆きりとりて、美濃の青野へ御ちんたつ

(伏見城) 攻撃

(四)さても天下の親方様東の國へ御馬をむけて青野が原でなく、いくさがござる三成様の御手にもかゝらずへ、伊吹の山をばまはり候く、

(關ヶ原の戦三) 成の伊吹入り

諸家高名記に三成の佐和山領は七公三民の苛税法なりしとて三成を三つなりによめる落首

治部殿の知行所は石田にてひでりとなればみつなりもなし、

### 第二節 徳川光圀、西郷隆盛の三成觀

世人が擧げて三成を奸臣逆賊と罵りし、徳川氏の盛世にも其宗家の一族なる黃門光圀は世評に雷同せず、獨り三成に對する識見を異にせり、是れ偉人の偉人たる所以なり、光圀は三成を評して、人各々主君の爲に盡すのみ、三成を奸物の如く稱するは誤れりと説けり、維新の豪傑、西郷隆盛三成を詠する詩に、東西一決、戰關原、鬢髮衝冠烈士暎、成敗存亡君勿説、水滸先哲有公論と、隆盛の三成を觀るも亦世人に異なるなり、故に

光圀の説を引きて結句となし、水滸先哲有公論と詠じ、義公の説を公論と賞せり、古今を問はず傑出の英雄が超然たる頭腦敬服すべきなり、此他三成に同情を以て詠せられし和歌は加藤千浪の

しばらくは石田の水も落ちざらんうち切とほす人なかりせば

とあり、小早川秀秋の叛應なかりせば、石田三成もかくはあるまじと讀みたるなり、又松平忠敬の歌に

分まよふ伊吹の山のさしも草さしもはかなき身のゆくへかな

と詠じて、三成の末路を悲みたるも愛でたし、

### 第三節 三成の作善

戦國の世に於て武士は甲冑もて身を堅め陣頭に雌雄を争ふも、昨友今敵の變遷と朝生暮死の榮枯とを目睹して、心中浮世の感なくんば、あらず、故に干戈稍々鎮まれば佛に歸し法を聴き、安心の地を得んとするは自然の趨勢なり、此風習漸く盛なるに及びては、寺塔を建立し、種々の作善を爲すもの少からず、三成亦此風潮に従ひ、大徳寺(郡)の圓鑑國師に參して法を問ひしが、天正十四年淺野幸長、森忠政等と共に財を捨て、國師







て、石田氏一族滅亡し、三成も亦刑せられたれば、國師は三成の爲に刑場の遺骸を拾ひて之を收め、墓碑を建て、又三成の兄正澄及び其子右近の爲に影塔を建立し、共に香華を手向けて、長く供養を怠らざりき、慶長七年十月朔日は三成が刑せられし三週忌日なるを以て、三立院に齋會を設けて供養をなせり、其時の偈に曰く、

慶長七壬寅小春初一日者、廼正岫因公禪定門大祥忌之辰也、賦一偈追悼之云、自咲一爐燒返魂、早梅香動出前村、即今欲問三年別、十月桃花終不言、

國師の懇情此の如く、三成が生前の作善により、死後に此幸福を得たるなり、明治四十年東京の人朝吹英二氏、三成の爲に財を投じ、渡邊文學士に托し、三成の事蹟を調査し、多年の冤を雪がれき、當時三立院の墳墓を發掘して三成の髑髏を得、足立博士をして骨片を縫接せしめ、懇に之を改葬し、三上博士の碑文を刻して墓碑に副へられたり、編者稿を草するに先ち三立院を訪ひ、親しく其墓を吊ふて、發掘當時の髑髏の影寫を拜し、懷古の情にうたるゝこと深かりき、

## 第七章 井伊氏の提封と本郡

慶長五年九月、井伊直政關ヶ原に戦功あり、十月十五日家康は其功を賞し、佐和山城に



封じ、十八萬石を領せしむ(近江十五萬石、上野三萬石)。元來直政は家康の親臣中第一に居り、其勳功も著しければ、此東山北陸の要衝にして大坂をも監視すべき要地を直政に與へしなり。直政の佐和山に封せらるゝや、本郡の半は其提封となれり、爾後直孝の時大坂兩度の戦功により、屢々加封せられて、三十五萬石の封土を領し、近畿の雄藩として、徳川氏三百年間の重鎮たる基はこゝに開かれたり、かくて本郡は井伊氏が屢々加封せらる毎に次第に其領土となり、全郡百六十六村(林氏の地圖には本郡を百七十四村とせし故か)の中、百三十四村に亘りて、井伊氏の封地となれり、故に徳川時代の本郡は十中の八は彦根藩令の下に行動せしなり、其間に於ける著名の史蹟は以下章を追ふて列記すべきも、先づ茲に行政の源たりし井伊氏に係る大概を記せん。

### 第一節 井伊氏の移封と彦根築城

慶長五年十月、井伊直政は佐和山城を修築し、翌年正月舊封地たる上野國高崎城より移りてこゝに就封す、直政が此時の詠歌に「祈るぞよ子の子の末の末までも護れ近江の國津神々」と然るに後直政は城を彦根山に移さんと欲せしが、關ヶ原の傷痕再發して、同七年二月一日佐和山城に卒せり、年四十二、嫡男直繼(後に直勝)嗣ぐ、時に十三歳なり、諸

士直政の遺志を承け、移城を家康に請ふ、家康之を聽許し、役夫を伊賀、伊勢、尾張、美濃、飛

- |      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 伊賀上野 | 筒井定次 | 伊勢桑名 | 本多忠勝 |
| 伊勢津  | 富田信高 | 伊勢松坂 | 古田重勝 |
| 伊勢龜山 | 松平忠匡 | 伊勢神邊 | 一柳直盛 |
| 尾張清須 | 松平忠吉 | 尾張犬山 | 平岩親吉 |
| 美濃大垣 | 石川康通 | 美濃八幡 | 遠藤慶隆 |
| 美濃加納 | 奥平信昌 | 飛彈高山 | 金森可重 |
| 若狹小濱 | 京極高次 | 越前北庄 | 結城秀康 |

かくて同八年土木の工を起し、先づ鐘郭かねのぼろ成り、九年春佐和山城より移る、十年七月徳川秀忠、小澤瀨兵衛を遣はして、直繼に築城の勞を慰す、其文書に「彦根山普請之様子聞届候而、差上小澤瀨兵衛候、炎天之時分苦勞共候、彌可入精候段肝要候也、七月十日」とあり、又同年九月十六日、家康佐和山城に入り、雨によりて滞在二日間と慶長見聞録に記さるゝは、彦根築城の工事一覽の爲か、但し井伊氏は九年の春に彦根山へ移城の事井伊家記にあれば、見聞録の翌年九月佐和山入城は彦根城の誤なるか、又按ずるに此頃井



伊家は未だ工事の半なれば、全部の移住はなさずして、家康を佐和山に迎へしかも計られず、十一年牙城天守樓成る、天守樓は京極高次の大津城の天守なり、家康の命によりて之を移す、大工棟梁濱野喜兵衛なり、城廓未だ全からず、直繼痼疾ありて軍國の用に堪へず、十九年大坂の冬陣起る、家康命じて當時大番頭として伏見城にある庶弟直孝をして直繼に代り、彦根藩下の將士を率ゐて從軍せしむ、直孝戰功あり、翌元和元年二月遂に直孝をして彦根に主たらしめ、直繼を上野國安中城に移し、三萬石の封を割き分家たらしむ、是に於て直孝は彦根城十五萬石の主となれり、同年五月大坂夏陣起る、直孝殊功あり、同月十三日五萬石を加増せられて二十萬石となれり(古文書)同年十二月二日その知行目錄を與へらる、此時の五萬石の内本郡にて二萬二千六百四十二石餘其食封となれり、直孝は翌二年より更に築城の工を起し、賦役の士と領内の民とを使役して、石を荷ひ材を運ばしむ、同三年九月十一日、更に五萬石を加封せらる、其内本郡の石高は二萬七千九百六十五石三斗餘なり、元和二年より始めたる築城の工事は元和八年に至りて全く就れり、其間佐和山、長濱兩城の天守樓を始め樓門倉庫等に移し、石壁は大津、安土、佐和山、長濱四舊城の石壁を壞ちて之を運びたり、當時美濃八幡城主たりし遠藤家譜に「江州佐和山御普請、彦根、長濱の城御割被成候に付、兩城より石

垣石引助役を命せらる云々(佐和山と彦根と地位轉倒)かく諸城の石を運びしが猶巨石の不足せるを以て、處々の古寺趾等をも探り、礎石及び境内の石をも悉く取運びたり、本郡大字蘆原(四馬田村)古へ有名なる古刹布施寺のありし處なるが、中古戰亂の爲に荒廢して、寺趾のみを存せしに、彦根築城の時境内の石垣并に礎石等も運び去られし事、同村の古記録に見ゆ、長濱城の天守は三層樓にして、西北端なる土佐廓に建てられたり、今存せず、但し長濱城の樓門は天坪樓門と稱し、現存す、此門は皆樟材を以て建築せらる、其他長濱城の遺品としては、内藤家の紋所なる下り藤丸の紋瓦の間々存するあるを見る、かくて一山の城廓完全せし後、直孝は寛永十年に五萬石を、翌十一年更に五萬石を加封せられ、合計三十五萬石の雄藩となり、三百年間の武威を琵琶湖の東角に輝すに至れり、

一説に井伊氏提封三十五萬石は其實三十萬石にして、他の五萬石は佐和山落城の時城中に兵糧米五萬石ありしかば、直政は之を家康に上聞す、家康直政に命じて保管せしむ、爾後年々新米を詰替へ倉庫に保管せり、故に此米を併せて三十五萬石となるなりと、

## 第二節 井伊氏の略系



直政 慶長五年十月始めて彦根に封せらる、同七年二月卒、年四十二、大坂兩役に殊功あり、封地累加して三十五萬石となる、元和元年二月相續、萬治二年六月卒、年七十、

直孝 直孝の四子、萬治二年七月相續、延寶四年正月卒、年五十三、

直澄 直澄の兄、直時の子、延寶四年二月相續、元祿十四年三月致仕、二月相續、元祿十四年三月相續、

直通 直興の八男、元祿十四年三月相續、寶永七年七月卒、年二十二、

直恒 直通の弟、嗣ぎし、天死し、其弟直惟幼冲なるを以て、直興再び封を襲ぎ、直恒と稱す、正徳四年致仕、享保參年四月卒、

直惟 正徳四年二月相續、享保二十一年五月致仕、元文元年六月卒、

直定 享保二十年五月相續、寶曆四年六月卒、

直禰 寶曆四年八月卒、

直定 後嗣天死に付再相續、同五年七月致仕、

直幸 寶曆五年七月相續、寛政元年二月卒、

直中 寛政元年四月相續、文政九年二月致仕、

直亮 文化九年二月相續、嘉永三年十月卒、

直弼 嘉永三年十一月相續、萬延元年三月三日卒、

直憲 萬延元年四月相續、明治四年七月彦根藩知事を免す、

### 第八章 慶長七年の檢地

豊臣秀吉が天正十九年に本郡其他近江の各郡に亘りて檢地をなさしめし事は第九篇に詳記せり、秀吉薨じて未だ墓苔滑ならざるに、徳川家康は關ヶ原の一戦に豊臣氏の勢力を奪ひ、秀頼尙依然として大坂城中に在るにも拘らず、天下の實權は既に之を其掌中に收め、慶長七年を以て更に諸國に檢地を行はしめたり、當時本郡の檢地は其奉行も多かりしと見え、現存する檢地帳によれば、山東部は徳永左馬介擔當せしが、山西部は林傳右衛門、榎木田清右衛門、戸嶋作右衛門、酒井主水、山田甚太夫、山本四郎兵衛、松居次郎兵衛等の諸士各村を分擔して地を檢せしやに見ゆ、當時各村別の石高は分明ならざれども、全郡を百七十四ヶ村とし、總石高六萬七千二百〇八石三斗六升八合なり、天正十九年檢地の總石高詳ならざれば、其増石の差を見る能はざるも、天正慶長の兩檢地帳に存する大字柏原一村の比較を見るに左の如し、

一千九百十六石八斗八升四合      天正十九年の檢地石高

二千三十七石一斗一升      慶長七年の檢地石高

其差百二十石二斗二升六合の増石なり、此率を以て全郡を推算すれば、約四千餘石の



増石高となれば天正の檢地に於ける郡の總石高は六萬二三千石なるべき歟、  
 慶長七年の檢地帳は本郡内にも現存するもの二十餘村あり、其記載法は天正の檢地  
 と同式なり、但し當時の檢地は六尺三寸竿を用ひたり(古文書五)斗代は其村によりて  
 相違せり、左に瀬田村(今は長濱町)の檢地帳に見えたる斗代と鳥羽上村の檢地帳に記  
 する、斗代を記して参考に供せん、

(瀬田村の斗代)

上々田	一石九斗代
上田	一石九斗代
中田	一石七斗代
下田	一石五斗代
下田荒	一石五斗代
上島	一石六斗代
中島	一石四斗代
下島	一石二斗代
下島荒	一石二斗代

(鳥羽上村の斗代)

上田	一石五斗五升代
中田	一石四斗五升代
下田	一石一斗代
下下田	一石代
上島	一石代
中島	八斗代
下島	五斗代
下々島	三斗代
永荒島	三斗代

屋敷

一石二斗代

屋敷

一石一斗代

斗代は今の地價に相當するものにして、右の斗代に四公六民或は五公五民の率を以  
 て其租を定むるものなれば、斗代の高き村は其租米多く、低き村は其買米少きは自然  
 の理なり、然れども此時代に於ては毎年一率に租米を納むるにあらず、領主より其年  
 の豊凶に随ひ租率を定めて、之を其村の名主に通じ、名主は其率によりて一定の期限  
 内に領主に上納するなり、故に其買租も各々其村によりて異なれり、慶長十八年より  
 元和二年に至る四年間に於ける伊香郡各村の買租の率を伺ふべき史料を得たれば、  
 参考として其内の數村を左に記すべし(本郡に於て此の如き)  
 の記録を見ざれば)

(慶長十八)

(同十九)

(元和元)

(同二)

(惣石高)

五ッ	四ッ三分	四ッ三分	四ッ七分	六八九 <sup>石</sup> 二四	下餘吳村
四ッ四分	三ッ八分	三ッ八分	四ッ一分	一九五、七六	飯浦村
七ッ四分	六ッ八分	六ッ八分	六ッ八分	一九七、八四	八戸村
五ッ	四ッ六分	四ッ六分	四ッ三分	一四二、一四	菅並村
六ッ七分	六ッ	五ッ五分五厘	六ッ三分	七三二、二八	木ノ本村

此の如く各村一定の率にあらず、其村と年とによりても亦各々異なり、收納に係る手



數複雑なるものなり、

### 第九章 幕府領と代官

慶長五年九月、井伊氏が彦根に封ぜられし後、其領地となりし村落は、長く其封域となりしも、其他の郷村は幕府直轄の領地となれり、當時之を天領と稱せり、此時代將軍を天下様と稱す、殿下の音通より起る、されば天領と云ふ語は天下御領の略稱と見做すべし、幕府は此等領地の民政を行ひ、租税を徴收する爲に、郡代或は代官を諸國に置けり、家康天下を統一する後、諸國に分置せし代官は、數十箇所の多きに及べり(後に諸侯に置きし代官は異なるなり)一代官所大區域は十餘萬石、小區域は數萬石に下らず、蓋し其區域は藩の領地と犬牙參錯して、行政頗る複雑なりしは、徳川氏が唐の孔穎達(後漢)の制を取りて、民心を一所(藩)に輯めざらしむるの策なりといふ、

本郡の幕府領を支配する代官所は本郷(東黒田村)に設けられたり、其創始年月詳ならざれども、舊記に徴せば慶長八九の兩年は徳川氏御當役と稱し、直政を爲し、代官の任命は同十年より創りしなり、案するに徳川氏が慶長七年檢地執行の後、漸次に行政の區域を明にし、此制を實施せしが如し、代官の氏名と在任の年月左の如し、

- 一 御當役 慶長八九二箇年間は直政
- 一 鈴木左馬介 慶長十年より元和元年迄十一箇年交代年
- 一 大久保石見守 元和二年より同九年迄八箇年
- 一 新庄東玉 寛永元年より同九年迄九箇年
- 一 新庄吉兵衛 同十年より正保二年迄十三箇年
- 一 香取八左衛門 正保三年一箇年
- 一 深尾甚兵衛 正保四年より寛文三年迄十七箇年
- 一 近藤與兵衛 寛文四年より貞享元年迄二十一箇年
- 一 小堀近江守
- 一 竹中越中守
- 一 市岡理右衛門

以上列記せし世代の代官中、小堀近江守は東淺井郡小室に封ぜられし領主にして、近藤與兵衛去りし後、正保三年一箇年間代官所を預りて支配したりしが、翌正保四年より寛文三年迄十七箇年間は、美濃國岩手(不破郡)の領主竹中越中守預りて天領の支配をなしたり、かく行政廳官たる代官を他郡並に他國領の主(不破郡)に委託せられしは、其理由あることにて、初め家康が井伊直政を彦根に封ぜし時、其近江國內の領土は十五萬石に過ぎざりしも、井伊直孝の勳功によりて井伊氏の加封頗る多く、終に三十五萬石の大藩主となれり、而してこの井伊氏の加封は幕府直轄の領地中より割き與ふるものな



れば、代官所の管轄は又次第に縮少せざるを得ず、殊に本郡は彦根に近き地位に在りて、郡の大部<sup>分</sup>は井伊氏の提封となりしを以て、獨立の代官所を設置する必要なきに至りたれば、扱こそ小室井に岩手の領主が其支配を托せられたるなり、然るに寛文四年に至り、市岡理右衛門代官に任せられたり、是れ曩に本郡附近の天領は縮少して他に委托せられしも、他の代官所を廢合せし結果、更に專任の代官を設置するに至りしなり、七月六日付土井能登守利房より市岡に與へし文書<sup>(古文書)</sup>に、去る頃江州にて御代官所増地被仰付難有候由得其意候、先月初酒井七左衛門方より郷村御請取諸事御申付候由令承知候云々とあり、市岡理右衛門の代官在勤年數は二十年餘に及び、其威權盛にして、土俗稱して本郷の殿様と敬稱せり、其勢力ありしことは古文書五四九、五五〇、五五二等に參照すれば窺はれ得べきなり、市岡は信濃の人なりし事、小笠原能登守長治の消息<sup>(古文書)</sup>によりて知らる、其文の一節に、來月初め信州へ可有御歸之由一段之御事、如來意我等義舊冬被下御暇、今程至吉田、緩々と休息難有仕合候、就其遠路□□殊醒井餅一箱被贈下、忝存候云々とあり、信州の領主小笠原氏に本郡の名産醒ヶ井餅を送りし事は珍とす可し。

### 第一節 本郷代官所の廢止

市岡理右衛門が貞享元年に本郷の代官を去りし後は、辻彌五左衛門代りて代官となりしも、辻氏は蒲生郡の横大路に住し、湖北の幕府領を支配せしなり、是れ前に記し、幕府領に移動ありし結果なるべし、故に多年本郷に設けられし代官廳は廢せられ、其邸趾も貞享四年十二月、辻彌五左衛門によりて公賣せられたり、貞享四年十二月の百々文書に左の文あり<sup>(古文書)</sup>

先年市岡理右衛門手代指置候屋敷、古檢二段一畝貳步、新檢千三百六十坪、右古檢高貳石三斗一升七合之所、御用無之に付、今度入札を以て御拂に被仰付候處に、銀一貫五十一匁の落札に而有之故、右地坪代銀請取候者也、

とありて文中の古檢は慶長七年の檢地をいひ、新檢は延寶七年の檢地をいふなり、代官廳の居邸が慶長の檢地に貳段壹畝貳步<sup>(六百三)</sup>なるに、延寶の檢地に際し倍數以上の千三百六十坪となりしは甚だしき差なり、千三百六十坪は四段五畝十歩にして、當時の賣代金が一貫五十一匁とあれば、一段の代價が二百一十一匁餘なり、當りて其後に於ける本郡内の幕府領は、元祿十一年に至り、下總佐倉の城主なりし堀田



正信の子正休が本郡宮川に封せられたるによりて一萬石を割かれ、享保九年には、大和郡山に封せられし柳澤家が近江國にて六萬石を與へられたるによりて、本郡にて約千五石の地を其封に割かれ、是に於て天領は最早數村の地に過ぎざるに至れり、故に此後の代官は大津、京都等の代官に其支配を兼ねしめたり、左に貞享以後享保八年迄の代官氏名と支配の年數を記さん、

- 一 辻彌五左衛門 貞享二年より元祿三年迄六ヶ年、住地横大路、京都、奈良、
- 一 今井七郎兵衛 元祿四年より同六年迄三ヶ年、住地和泉堺、
- 一 金丸亦左衛門 元祿七、八年、住地京都堀川三條、
- 一 曲淵一郎右衛門 元祿九、十年、住地京都、
- 一 小野半之助 元祿十一年、住地大津、同十二年九月病死、
- 一 雨森庄九郎 同十二年九月より寶永七年迄十二ヶ年、住地大津、
- 一 竹田喜右衛門 正徳元年九月より同三年七月迄、住地日野、
- 一 古部文左衛門 同三年八月より享保五年迄八ヶ年、住地大津、
- 一 多羅尾四郎左衛門 享保六年、住地甲賀郡信樂、
- 一 櫻井孫兵衛 享保七、八年、住地大津、

享保九年郡山領として約五千石を本郡内より割かれし後の幕府領は、大津代官所并に信樂の多羅尾家にて支配せられたりしが、殘餘の幕府領は其後他藩の増封及び旗本(一萬石以下を旗本といふ)の領地となりて、終に本郡内に幕府領は寸土もなきに至れり、郡内各村の領主と其村石高は後章に詳記すべし、

### 第十章 一里塚の築造

慶長九年家康は東海、東山、北陸等の諸街道を修して、一里塚を築かしむ、一里塚の元標は江戸(京東)日本橋と定め、諸道へ一里即ち三十六町毎に道の左右に一里塚を築かしむ、諸道の元標たる日本橋は慶長八年江戸の町割りをなし、時新に架せられたること、慶長見聞集に見ゆ、武徳編年集成には天正年間信長が三十六町一里の制を定め、塚の上に榎を植えしめしにより、此度も之に準ずと記せるも、信長は路傍の木を植ゑしめたるにて塚を築きしにはあらず、慶長九年七月朔日、家康は永田勝左衛門重真に東山、東海、北陸三道の奉行を命ぜり、勝左衛門は本多佐太夫光重等と共に三道に令して、路傍の左右に一里塚を築かしむ、其塚の地域は五間四方にして、左右の塚上に榎の木を植ゑしむ、故に一里塚の異名を二本榎とも稱す、中仙道の奉行は本多佐太夫なりし事、



寛政重修譜の永井彌右衛門白元の條に見ゆ、其文に「海道に一里塚を築かしたまふ時、本多佐太夫光重と共に此事をうけたまはりて、中仙道におもむきこれを築かしむ」云々とあり、

本郡一里塚の所在は(一)中仙道には柏原村大字柏原の西町(二)醒ヶ井村大字一色(三)息郷村大字三吉(久)四磨針嶺中(五)鳥居本村大字原にして、北國脇往還には(一)春照村大字藤川(二)同村大字大清水(神戶)三伊吹村大字伊吹領(姉川)等なり、但し北國脇往還の一里塚は其築造遅く、後世のものなりと傳へられ、大清水にありし塚は片塚にして終れりといふ、又朝鮮人街道鳥居本村より彦根に出づる大字古西法寺にもありたり、かゝる名高き街道名物も明治以後多く開拓せられて、現存するもの今僅に柏原の南に一個有るに過ぎず、

### 第十一章 岩脇布と特許

北村源十郎は始め世繼村(法性寺村)に住せしが、慶長六年井伊直政の佐和山城に封せられし後、一日直政湖邊に出て、鷹を放てり、世繼村は天の川の北、湖涯にありて、河南の朝妻と共に湖口の要津なり、直政の鷹を放ちし時、源十郎村民と共に天の川の假橋を作

りて、直政の一行に便宜を與へたり、當時世繼村は井伊氏の封土にあらざりしが、直政其好意を喜び、賞を與へぬ、其時直政は既に源十郎の凡庸にあらざるを知りしが、源十郎も亦直政に知られしを喜び、終に世繼村を去りて井伊氏の封土なる岩脇村に移り、洒布の業を始め、以て井伊家領内の物産を興さんことを請ふ、井伊氏之を嘉納し、慶長六年十一月其臣西郷伊豫をして諸税を特免せしむると共に、不正の徒を使ふ勿らしむ、其文に「いはふち河原にをいてさらしぬの可仕のよし之事、左様に候はゞ爲不入申付候上は、諸役一切あるべからず候、此旨少も相違あるまじく候、さりながら、ぬす人諸事科人、年貢引をひ候、百姓一切令停止之候、爲後日如件とあり、蓋し井伊氏移封後本郡内に於ける殖産奨励の第一着手なるべし、

### 第十二章 米原港と北村源十郎

かくて北村源十郎は井伊氏が其居城を佐和山より彦根山に移し、後、更に米原に移りて米原港を開きぬ、但し彦根城は湖涯の小丘を城地となしたれば、後方警備のためには船舶の設備を要し、船舶の設備はやがて港灣の必要を感ずるに至りたれば、井伊氏は其移城と共に船舶港灣の設備を施さんことを欲せしなり、時に直政歿して直孝



の世たりしが、直孝は夙に源十郎の人となりを知れるを以て、米原開港を此人に命じたるなり。

上古より湖東の要港として繁昌を極めし朝妻港は、依然として行旅物貨の運輸盛なりしが、源十郎は朝妻、世繼の舟持等と熟議して同意を求め、米原開港に着手せり、然れども米原の地、磯の入江の東方にありて水淺く、且つ磯村一帯の陸地は湖水を遮りて、船舶出入の便宜しからず、故に米原の地に港を開かんとせば、勢ひ先づ磯村の地點に船舶出入の運河を開鑿せざるべからず、是に於て源十郎は請ふ所あり、井伊氏は慶長十七年磯村に新川を開鑿すべきを命じたり、幾もなく運河は成り、寂莫たる米原村に船舶の碇泊は漸次に盛ならんとす。

但し此運河は開鑿當時より十箇年は無税とし、十年後の元和八年より五斗八升宛の年貢米を米原の舟持中より上納する事となれり(古文書五一四)

### 第一節 朝妻港と角倉與一の川舟

朝妻港の舟持は始め源十郎の米原開港に同意を表せしも、内心には其成功は爲し能はざるべしと信ぜしが、井伊家の勢威によりて、事業着々進捗し來りしを以て、彼等は

勢ひ之に反抗せざる可からざるの場合に至れり、此頃大堰川を始めとし高瀬川、天龍川、富士川等を疏鑿して盛名ある角倉了以翁は琵琶湖疏水の大計畫を立て、勢田より宇治に舟を通せしめん設計を爲せし時(歴史地理十卷二號辻博士の角倉了以と琵琶湖疏水の計畫)なり、了以の息與一、之は本郡に來りて、天の川を浚へて朝妻港口より醒ヶ井に至る間に舟運を開かんとせり、朝妻港にては角倉氏の川舟計畫を利用し、京都所司代板倉伊賀守により米原港を廢止せしめんとせり、享和三年十一月の北村氏留書(古文書五一六)に、慶長八年米原村へ引越港取立候様被仰付、則源十郎儀働に而朝妻四木(世繼)之港一緒に相固り港に取立候處、朝妻村と及爭論候而、角倉様と公儀御裁許に候へども、御威光の御蔭にて源十郎理運に罷成港に相成申候處、又々慶長拾巳年世繼、醒ヶ井、能登瀬村等に川船を拵、美濃尾張より出候荷物、醒ヶ井に而船積仕、世繼村へ下し候に付、米原の湊一旦退轉仕候、此節源十郎相考、岩脇村川に杭を打ち、川船を押留候に付、爭論に成、源十郎江戸に罷下り、直孝様に言上仕り、數年江戸表に相詰、於御奉行所角倉様と對決、源十郎理分に被仰付、再び湊に取立候とあり、源十郎は井伊氏に倚り、朝妻港は角倉氏及び板倉氏に倚りて、各己れの主張を達せんと争ひしが、角倉氏は井伊氏の反抗ありしに拘らず、幕府の出張所なる所司代板倉氏の後援を得て、元和元年には二艘の船を製して、朝妻港より醒ヶ



井までの舟運を開始したり、

但し此文書に慶長八年とあるは十八年の誤りにて、十年とあるは二十年即ち元和元年の誤なり、其は角倉氏の琵琶湖疏水の大計畫が慶長十九年なるに考へ合せて知らる、慶長八年は與一の父了以が大堰川を渡へたる慶長九年に比しても早きに失し、又文書中に見えたる江戸に下り直孝様に言上云々に照しても明なり、慶長八年は井伊直繼の時にて、直孝の世襲は慶長二十年の二月なれば、北村氏留書の年数は儘に十年づゝを誤り記されたるものなるを知るべきなり

## 第二節 多良梁と角倉與一の川舟

角倉氏の疏鑿事業は夙に幕府が獎勵的態度にて、一たび願書出で、直に聽許せられたるが如し、勢田川疏鑿の設計なりし時、角倉氏は其希望を幕府の大學頭たる林道春によりて家康に通せしに、家康は之に答へて、勢田川の浚深は設令舟船の交通をなし得ざるとも、其浚深にして行はるれば、沿湖に於て六七萬石の上田を得べければ、之に着手すべきを獎勵したり(文書)然れども何等かの事情により其實施は出來ざりしならん、然し幕府の方針は行旅交通物荷運送等の上より、角倉氏の希望を嘉納せしなり、故に井伊氏の反抗ありしも、天の川の舟運は開始せられ、朝妻港の繁榮漸く復舊せ

んとせしが、茲に米原港にとりては有力なる後援者を出せり、そは天の川の舟運によりて多良梁の破壊せらるゝ一事なり、多良梁は天の川の下流二箇所に梁を張りて漁利を計りしものにして、其創置は極めて古く、南北朝の時代に於て既に此梁に係る争ひあり、建武三年四月足利尊氏は此二梁に係る沙汰(古文書)を藤原重俊に下し、にても知らる(第六篇第(四)章参照)かゝる古例ある多良梁なれば、設令角倉氏の舟運開始は美舉なりと雖も、古き來歴を有する多良の漁人にとりては亦默止すべきに非ず、彼等は建武三年の古證を携へて、領主井伊氏に倚り、終に井伊氏の重臣木俣土佐に伴はれて、京都の所司代板倉伊賀守に訴へたり、是に於て一旦新船を造りて開通せられたる角倉氏が舟運も、幕府の停止する所となり、新造の舟は醒ヶ井と世繼の濱にて朽ち果てたり、乃ち承應二年の多良文書(古文書)の一節に左の如きあり、

一、板倉伊賀守様御所代の時分、さかの角倉より右之天の川に河舟を造り、醒井より世次迄くれ木白木之商の荷物を可申積として舟を作り、彼多良村よりさし申候梁を押破上下可仕と被致候に付、其節獵師共迷惑致し直孝様へ御訴訟申上候へば、被爲聞召上、木俣土佐守様被爲仰付、即上多良村之獵師貳人被召連、右之證文共京都伏見へ御持參被爲成、板倉伊賀守様へ先年之次第被仰上候得者、被聞召分上、上多良村



獵師利潤に被爲仰付、角倉作り被申候舟は二度通路不相成、さめがい世次村にてくさりうせ申候、殿様以御光淺からのぬ理運難有御事共にて御座候云々、

### 第三節 米原港の成功

北村氏が苦辛經營したる米原港は、一旦角倉氏の天の川舟運の爲に打撃をうけしも、前節に記したる多良貳梁の漁權問題の爲に、角倉氏的美舉も水泡に歸し、施いて米原港は井伊氏の保護の下に益々發達せんとせり、此頃源十郎は番場より磨針嶺に通ずる行旅荷物を米原に吸収せん爲め、私費を投じて米原より下番場に至るまでの新道を改修し、益々米原港發展の策を講じければ、其始め十數戸に過ぎざりし米原村も、漸次人口増加して盛大なる一港となり、船舶出入の頻繁なること古への朝妻港を壓倒し、終に松原、長濱とを併せて、井伊氏の三港と稱し、有勢なる要津と認められ、井伊領を始め幕府領其他諸藩より納むる年々の貢米は、多く此地に輻湊して、大津、京都、大坂等の倉庫へ運ばるゝに至れり、井伊氏其成功を賞し、北村氏の持船眞黒丸に對しては特に諸役を免じ、彦根領の諸港にては其順番を待たず、貨物の先積權を附與せられたり、故に浦一眞黒丸の名諸港に轟けり、

### 第四節 眞黒丸と眞赤丸

北村氏の持船眞黒丸の名は眞赤丸に對して名づけられたるなり、眞赤丸は井伊氏の製したる船にして、公用其他非常の時に準備せし船なり、井伊氏は直政以來軍裝總て赤色を用ひたれば、其用船も亦赤色に塗られて、眞赤丸とは稱せしなり、されば北村氏の持船の航行中、藩船と見誤らざる爲には、船體を黒色に塗り、其色彩を區別するの必要ありしなり、寛永四年八月、源十郎死し、子源十郎家を嗣ぎしが、井伊直澄は源十郎に米原の本陣を命ぜり、爾來藩主は勿論諸侯の休宿等繁多となり、貴賓の通行、物貨の輻湊等益々米原の隆昌を來し、彦根藩と密接の關係を維持し、以て明治維新に及べり、

### 第十三章 内藤信成長濱に封ぜらる

内藤豊前守信成は初め駿府(岡)に封せられしが、慶長十一年家康駿府に移居せんとするに當り、同年四月信成を長濱に移し、湖北三郡の内にて四萬石餘を與ふ、當代記に、此時に仰ありけるは、信成に此城を給ふころは上方の警衛たらしむる故なりと、依て修造の料として白銀五千枚をたまひ、美濃飛驒、近江三國の役夫をして建築せしむ云々



と見えたり、長濱城は石田三成が佐和山城に封せられし後は、政權南に移りしを以て、  
荒廢に委しありしを、こゝに至りて更に修築の工を起せり、其工事は同年七月より始  
まりしと見え、慶長日記及び創業記考に、七月江州長濱爲普請、美濃國先方之衆又飛驒  
國衆并江州人足被遣云々とあり、秋涼漸く催す頃より、三國の人夫を徵發して、城池の  
大修繕を爲し、而して信成は移城したるなり、

### 第一節 内藤氏と堅田漁夫の争ひ

慶長十六年堅田の漁夫等長濱の湖上に來りて網を曳き、漁業をなさんとせしを、内藤  
氏は之を禁じたり、元來此時代には堅田の漁夫には湖上に於ける特別の權利を附與  
せられ居り、琵琶湖上何れの處にても漁獲を爲すを得たりき、内藤氏の長濱に封せら  
るゝや、此の如き先例に暗かりしを以て、長濱沿湖の漁獲を禁止せしなり、故を以て堅  
田の漁夫は事を奉行所に訴へたり、當時の願書は年末雜載の章に掲ぐ、全文は古文書  
(五二四)に出す、其文書の中に

一、江州堅田れうしと申は、昔より今迄不相替いづれの浦々にてもあみをおき申御  
事に候、當年長濱おもて海にてあみをおき候はんと船さし懸り申候へば、ないごう

ぶせん殿より御おさへ被成候間、則ち御内の御代官衆を以て色々理り申上候へご  
も、御承引無御座候事、

一、去年迄長濱おもての海にてあみをおき候へごも、相替義無御座候に、當年あた羅  
敷御事被仰、何共めいはくに存候故、扱如此申上候、御沙汰被成候て可被下候、右條々  
如件、

三月二十七日

堅田れうし

又右衛門 花押

か兵衛 印

源 介花押

助右衛門 花押

五 良介 花押

### 御奉行様

文中ないごうぶせんとあるは内藤豊前守信成を指し、ものなれども、豊前守信成は  
當年六十七歳にて、領内の行政は其子紀伊守信正の執る所なり、右の訴狀を受けし板  
倉伊賀、米津清右衛門は其訴狀の裏面に、右目安上候返答仕、早々公事に可罷出者也と



記し、卯月八日付にて内藤紀伊守の下代衆に宛てたりしが、元より特權を與へられたる堅田の漁夫のことなれば、終に同月二十六日板倉伊賀守、安藤對馬守等四人の連署(古文書五二五)にて、江州堅田あみの事、如前々いづかたの浦々にて引候共不可有異儀候、任先規旨如此候也、堅田あみの者中と宛て、裁決狀を送りたり、

### 第二節 信成の卒去と内藤氏の移封

慶長十七年七月二十四日、内藤紀伊守信正の父豊前守信成長濱に卒す、年六十八、大譽陽竹宗賢法善院と諡し、知善院に葬る、室は粟生筑前守長勝の女なり、寛文五年信正の子豊前守信照の時、陸奥の棚倉に移り、享保五年また越後の村上に移封せられしも、毎年立米拾貳俵を知善院に寄せ、供養の料となせしが、明治維新後この例絶えたり、紀伊守信正在城の時の文書は豊嶋作右衛門に與へたるものと石崎主米に與へたる三通(古文書五〇八、五〇九、五一〇)と存すれども、行政上の意味も深からざればこゝに引用せず、

### 第十四章 京極高次と本郡の従士

淺井亮政の勃興以來燈火の滅したるが如くなりし京極氏も、高次の時に至りて織田

信長、羽柴秀吉より所領を與へられしが、爾後九州征伐、小田原征伐の功により漸次大溝(石一萬)八幡山(石二萬五)に榮轉し、文祿四年大津城六萬石を領せしが、慶長五年九月、關ヶ原の大戦起らんとするや、高次豫て徳川氏に應ずるを以て、大阪の諸將大津城を包圍攻撃す、高次能く禦ぎしが衆寡敵せず、關ヶ原大戦の前日遂に城を開きて、高野山に入り、後家康高次の功を賞し、若狭國小濱に封じ、八萬五千石の地を與ふ、ついで近江高嶋郡の中七千餘石の加増あり、慶長十四年五月高次卒し、子忠高嗣ぐ、忠高大阪兩役に功あり、越前敦賀郡二萬五千石を加増せられしが、寛永十一年封を轉じて、松江城に移り、二十四萬石を領せり、

初め高次の時より本郡及び湖北の地の舊臣等は、出で、京極氏に仕ふるもの多く、高次に従ひ大津籠城に戦死せし士も少からざりしが、その高野入山の時従ひし士中、猶本郡出身の人多く、又忠高の松江城に移封せられし時の分限帳にも、湖北武士の従ひしもの多かりき、左に高次の高野入り并に忠高の松江時代の分限帳に見ゆる本郡出身の武士と思はるゝ氏名を列擧すべし、

慶長五年九月二十四日、高野山入りたる従士の中に左の人物あり、

- 黒田伊豫守
- 黒田治兵衛
- 今村和泉
- 小足茂左衛門
- 堀采女之丞



赤尾久助 本郷作右衛門 加納忠次郎 井口久三郎 木村喜兵衛

京極出雲分限帳に見ゆる本郷に縁故ある人名は左の如し

番頭 多賀三左衛門

一 二百石 樋口四郎右衛門

一 二百五十石 岡部次右衛門

一 二百石 南部四郎右衛門

一同 木村角左衛門

一 百五十石 小川金太夫

一 二百九十石 多賀孫右衛門

一同 多賀忠太夫

一 三千五百石 赤尾主殿助

一 千石 赤尾三右衛門

一 三百石 本庄藤左衛門

一 二百石 小澤長四郎

一 百五十石 高田角左衛門

松江鐵炮二十三人

番頭

一同

一 四千石

一 五百二十石

一 二百石

一 五百石

一 三百石

一同

一 二百石

一 百五十石

一 四百石

一 五百石

一 百石

一 五百石

一 千三十五石

一 六百石

松江鐵炮二十三人

松江弓二十三人

野村吉太夫

赤尾伊織

磯野彌兵衛

北村忠右衛門

堀田又兵衛

堀田作兵衛

黒宮左太夫

黒宮三郎兵衛

本郷多左衛門

田中茂太夫

慶僧安太夫

松井半之丞

松井七郎右衛門

小足掃部

川崎六郎左衛門